

第3期中期目標期間見込業務実績等報告書

平成30年6月



独立行政法人 環境再生保全機構

Environmental Restoration and Conservation Agency

目 次

◆第3期中期目標期間見込業務実績及び自己評価等の概要	1
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため とるべき措置	
＜公害健康被害補償業務＞	
1. 汚染負荷量賦課金の徴収	16
2. 都道府県等に対する納付金の納付	22
＜公害健康被害予防事業＞	
1. 事業の重点化・効率化及び収入の安定的な確保	26
2. ぜん息患者等のニーズの把握と事業内容の改善	31
3. 調査研究	34
4. ぜん息予防等の知識の普及及び情報提供	39
5. 公害健康被害予防事業を担う人材の育成	44
6. 関係地方公共団体の事業に対する助成	50
＜地球環境基金業務＞	
1. 助成事業に係る事項	54
2. 振興事業に係る事項	67
3. 地球環境基金の運用等について	74
＜ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務＞	79
＜維持管理積立金の管理業務＞	81
＜石綿健康被害救済業務＞	
1. 認定・支給等の迅速かつ適正な実施	83
2. 救済給付の支給に係る費用の徴収	91
3. 制度運営の円滑化等	93
4. 救済制度の広報・相談の実施	99
5. 安全かつ効率的な業務の実施	103
6. 救済制度の見直しへの対応	106
＜環境研究総合推進業務＞	
1. 環境の保全に関する研究及び技術開発等の実施	109
2. 効率的、効果的な研究及び技術開発等の推進	116

II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	
1. 組織運営	122
2. 業務運営の効率化	133
3. 業務における環境配慮	145
III. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	
1. 予算、収支計画、資金計画	150
2. 承継業務に係る債権・債務の適切な処理	167
IV. 短期借入金の限度額	171
V. 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	173
VI. 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	174
VII. 剰余金の使途	175
VIII. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
1. 施設及び設備に関する計画	176
2. 職員の人事に関する計画	177
3. 積立金の処分に関する事項	184
4. その他当該中期目標を達成するために必要な事項	186

第3期中期目標期間（平成26～30年度）の組織運営のポイント

独立行政法人環境再生保全機構 理事長

1 人材の育成

- (1) 業務ノウハウの確実な承継、個々の職員及び組織としてのレベルアップ等のため、研修体系の見直し（26年度～）、人事評価制度の見直し（27年度～）を実施。
- (2) 特に人事評価制度の見直しについては、「期待される到達点の明確化」や「十分なフィードバック」等により各職員のレベルアップを図るものであり、引き続き運用面の改善等を含めて、中長期的な定着・浸透のための取組が必要。

2 内部統制の強化

- (1) 27年度から、役員及び部長で構成する「内部統制推進委員会」における年度計画の立案・推進、外部有識者も交えた「内部統制等監視委員会」における取組内容等の検証等の仕組みを整備し、PDCAサイクルを確立。
- (2) 業務上の重要リスクの要因分析、対応方針の決定などを計画的に実施。

3 新たな業務の開始、業務実施体制の見直し

- (1) 28年10月に環境省から移管された「環境研究総合推進費」の配分等業務について、公募、審査・評価等の業務を的確に実施（環境研究総合推進部を設置）。
- (2) 研究者の「使い勝手」等が向上するよう、使用ルールの見直し等により運用を改善。
- (3) 一方、債権管理回収の状況等を踏まえ、29年11月に事業管理部を経理部に統合するなど、業務実施体制の見直しを推進。

4 地球環境基金事業、公害健康被害予防事業の見直し等

- (1) 25年度（第2期中期目標期間）の機構内プロジェクト・チームにおける事業のあり方等の検討結果について、各事業に反映（具現化）。
 - ① 地球環境基金事業：若手プロジェクトリーダー育成プログラムの導入など、NGO等により一層「寄り添う支援」となるよう、助成・振興メニューの見直し等を実施。
 - ② 公害健康被害予防事業：事業メニューの見直し、事業を担う人材の育成等の取組により、地方公共団体への支援を強化。
- (2) その他の業務についても、被害者の補償・救済のために尽力。
 - ① 公害健康被害補償業務：制度発足から40年が経過する中で、申告率・収納率ともに99.9%以上の高い水準を維持。
 - ② 石綿健康被害救済業務：申請件数が増加する中で、申請から認定までの処理期間を大幅に短縮（前期平均151日→29年度96日）。

I-1 公害健康被害補償業務

【項目①】 汚染負荷量賦課金の徴収 (年度報告:P.1~13、見込報告:P.16~21)

これまでの主務省評価: 26年度/B、27年度/B、28年度/AO 【今回の自己評価: 29年度/B、26~30年度/A】

<1. 主な実績(29年度)>

- ・申告率・収納率とも99%を大幅に上回り、特に収納率は、破産等の特別な要因を除くと100%を確保。
- ・実地調査を計画的に実施し、平成24年度実績(63件)に比し50%増(95件)の目標を大幅に上回る70%増(107件)の調査を実施。
- ・徴収業務に係る委託費については、平成24年度比8.71%の縮減を実現。
- ・納付義務者の利便性を高めるオンライン等による電子申告の推進については、オンライン申告促進計画を定め、「オンライン申告セミナー」の開催など積極的な取組を行った結果、中期計画に定める電子申告率70%の目標を前倒して達成し、申告件数で71.8%、申告金額で91.6%を確保。
- ・納付義務者のニーズに基づき、汚染負荷量賦課金納付のペイジー(電子納付)の利用を平成30年1月より開始するなど、納付義務者の利便性や効率性を向上させる取組を実施。

<2. 主な実績(現中期目標期間:26~30年度)> ※30年度見込含む

- ・申告・納付に理解を得られない納付義務者に対して、粘り強い対応を行い、全ての年度において申告率・収納率とも99%以上を達成する見込である。特に、収納率は中期計画に定める目標(99%以上)を各年度において大幅に上回り、破産等の特別な要因を除き100%確保していく。

区分	26年度	27年度	28年度	29年度
申告額(a)	34,226百万円	33,090百万円	31,179百万円	30,904百万円
収納済額(b)	34,220百万円	33,089百万円	31,174百万円	30,900百万円
収納率(c) (c=b/a*100)	99.981%	99.997%	99.986%	99.988%

- ・申告内容の適正を確保するため、実地調査を計画的に実施し、平成24年度実績(63件)に比し50%増(95件)の目標を大幅に上回り、平成28年度以降70%増の調査を実施する予定である。

区分	26年度	27年度	28年度	29年度
実地調査件数	100事業所 (58%増)	104事業所 (65%増)	107事業所 (70%増)	107事業所 (70%増)

- ・徴収業務に係る委託費については、平成24年度比5%以上の目標を各年度において大幅に上回り、8%以上の縮減が達成できる見込みである。

区分	26年度	27年度	28年度	29年度
委託費	154,906千円	154,767千円	155,379千円	154,740千円
委託費の縮減	8.61%減	8.69%減	8.33%減	8.71%減

- ・納付義務者の利便性を高めるオンライン等による電子申告の推進について、オンライン申告促進計画を定め、「オンライン申告セミナー」の開催など積極的な取組を行った結果、電子申告率70%以上の目標を3年前倒して達成しており、引き続きこの水準を維持していく。

(単位: 件、%)

区分	26年度		27年度		28年度		29年度	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
オンライン申告	4,835	58.7	5,068	61.6	5,205	63.3	5,308	64.6
FD・CD申告	783	9.5	672	8.2	631	7.7	591	7.2
電子申告	5,618	68.2	5,740	69.8	5,836	71.0	5,899	71.8
用紙申告	2,626	31.8	2,486	30.2	2,393	29.0	2,312	28.2
合計	8,244	100.0	8,226	100.0	8,229	100.0	8,211	100.0

- ・納付義務者のニーズに基づき、手引きの全面改訂、ホームページ上での動画の提供、汚染負荷量賦課金納付のペイジー(電子納付)利用を開始しており、引き続き納付義務者の利便性や効率性を高める取組を実施する予定である。

第3期中期目標期間中に実施した主な取組状況

NO	項目	実施年度	実績等
1	オンライン申告セミナーの開催	27年度より毎年度	延参加者数 425人
2	手引き、マニュアルの全面改正	27年度	2冊
3	公害健康被害補償制度 申告書類作成方法の動画作成・公開	27年度	11編
4	オンライン申告システムのニーズに基づく改修	26年度より毎年度	—
5	ページーによる電子納付の利用開始	29年度	—

＜3. 現中期目標期間での全体としての目標達成見込み(総括的な見込み)、課題等＞

- ・汚染負荷量賦課金徴収の適正性・公平性を確保していることを現す収納率や実地調査件数は、定量的目標を大幅に上回る水準を達成することができる見込みである。
- ・委託費の大幅な縮減を図るとともに、電子申告率の目標を3年前倒しで達成するなど、事務の効率化や利便性向上のための取組を納付義務者のニーズ等に基づき着実に実施し、成果を上げている。
- ・制度発足後40年が経過し本制度への理解が得られにくくなっており、また、多くの企業が厳しい経営環境にある中、汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収に一層努めていくとともに、納付義務者のニーズを的確に把握し、利便性・効率性を高める取組を行っていく必要がある。

【項目②】 都道府県等に対する納付金の納付 (年度報告:P.14～18、見込報告:P.22～25)

これまでの主務省評価: 26年度/B、27年度/B、28年度/B 【今回の自己評価: 29年度/B、26～30年度/B】

＜1. 主な実績(29年度)＞

- ・15都道府県等に対して現地指導を実施し、必要に応じ適正な事務処理がなされるよう指導を実施。
- ・6都道府県等の公害保健福祉事業実態調査を行い、環境省及び都道府県等に情報提供。
- ・納付業務システム担当者研修については、研修要望があった全ての者を対象に実施。

＜2. 主な実績(現中期目標期間:26～30年度)＞ ※30年度見込含む

- ・全45都道府県等に対して適正な事務処理がなされるよう3年に1回のサイクルで現地指導調査を計画し、実施する予定である。

(単位:都道府県等)

区分	26年度	27年度	28年度	29年度
旧第一種地域	14	10	15	14
第二種地域	2	2	2	1
計	16	12	17	15

- ・公害保健福祉事業の実態調査を引き続き行い、事業計画の参考となるよう環境省及び都道府県等に情報提供を行う予定である。
- ・被認定者への給付を行う45都道府県等に研修等ニーズを聴取し、納付業務システムの改修及び要望があった全ての者を対象に納付業務システム担当者研修を行っていく。

＜3. 現中期目標期間での全体としての目標達成見込み(総括的な見込み)、課題等＞

- ・納付業務の適正を確保するため、3年に1回のサイクルで指導調査を実施していく予定である。
- ・納付申請等の手続きを適切かつ効率的に行うための「納付業務システム担当者研修」を継続して実施する。研修の実施に当たり、実施場所、実施時期や研修内容等、研修ニーズに基づききめ細かな対応を行っていく。
- ・毎年、複数の都道府県等で担当者が交代する状況下、納付業務の適正化・効率化を図るための取組を引き続き実施していくとともに、都道府県等の担当者への業務支援等にも積極的に取り組んでいく。

I - 2 公害健康被害予防事業

『公害健康被害予防事業の今後のあり方検討PT報告書』(平成26年3月)

- 予防事業の目的をより効果的・効率的に実現するため事業の選択と集中を促進
 - ・患者数が多い小児・思春期・高齢者を事業ターゲットに、ぜん息患者の自己管理を支援
- 将来の予防事業を担う人材の育成のほか、NPO・民間企業との事業連携 ほか

【項目④】 ぜん息予防等の知識の普及及び情報提供 (年度報告:P.32～38、見込報告:P.39～43)

これまでの主務省評価: 26年度/B、27年度/B、28年度/B 【今回の自己評価: 29年度/A、26～30年度/B】

<1. 主な実績(29年度)>

- ・パンフレット類の作成、講演会・講習会等を随時開催し、ぜん息・COPD電話相談室を通年実施。
- ・「ぜん息・COPDプラットフォーム」の本格運用を開始し、国、地方公共団体、企業等が発信する最新の医療情報等を積極的に発信した(29年度:149回)ほか、新たに、SNS(ツイッター)を使った情報発信を行った。(29年度9月～:発信回数150回、フォロワー190人)
- ・大気環境問題に取り組むNPO法人等と協働で地域におけるCOPD対策推進事業を実施した。(事業参加者1,002人)

<2. 主な実績(現中期目標期間:26～30年度)> ※30年度見込含む

- ・講演会、講習会、電話相談室など知識普及事業の参加者・利用者から毎年94%以上の評価を得ており、30年度も高い評価の維持を見込む。

	目標値	H26	H27	H28	H29
満足度	80%	94%	95%	97%	98%

- ・利用者の利便性を高めるため、小児ぜん息向けの複数の冊子を再編・統合し、あわせて最新の医療情報も加えて改訂をした。今後、成人ぜん息向けも行い、インターネットにも対応する予定。

<3. 現中期目標期間での全体としての目標達成見込み(総括的な見込み)、課題等>

- ・従来の知識普及事業で高い満足度を維持しながら、「ぜん息・COPDプラットフォーム」の開設やNPO法人等と協働事業を実施するなど、他の主体と連携した新たな普及・啓発事業を展開する。
- ・継続して、これらネットワークを活用した科学的知見に基づく確かな情報を発信することが必要。

【項目⑤】 公害健康被害予防事業を担う人材の育成 (年度報告:P.39～44、見込報告:P.44～49)

これまでの主務省評価: 26年度/B、27年度/A〇、28年度/B 【今回の自己評価: 29年度/B、26～30年度/A】

<1. 主な実績(29年度)>

- ・従来の事業に必要な知識や技術を習得するための「事業研修」(基礎研修)と、患者教育を行う指導者を育成する「人材育成研修」(専門研修)を実施した。(基礎研修146名、専門研修187名)
- ・地方公共団体が実施するソフト3事業(健康相談・健康診査・機能訓練事業)等に従事する講師や指導スタッフを登録する「予防事業人材バンク」について、133名の登録者を獲得した。

<2. 主な実績(現中期目標期間:26～30年度)> ※30年度見込含む

- ・これからの予防事業の担い手となる人材の育成のほか、新たにぜん息患者の自己管理の支援(患者教育)ができる専門知識を持った人材育成研修を新設し、受講者のレベルに応じて実施。
- ・受講者から毎年95%以上の評価を得、上長の評価も高く、30年度も高い評価の維持を見込む。

	目標値	H26	H27	H28	H29
本人満足度	80%	96%	98%	98%	99%
上長の評価	80%	95%	96%	100%	99%

- ・上級コースでは、看護師、保健師、理学療法士を対象に、医学専門家の協力を得て、集合研修のほか臨床実習も実施。(研修修了者92名)
- ・今後の予防事業の講師やスタッフを確保するため、新たに「予防事業人材バンク」を創設し、研修修了者のほか講習会参加者へ登録を呼び掛け、561名の登録を得、すでに4団体延べ14名の登録者の協力を得て新たに事業を実施した。

＜3. 現中期目標期間での全体としての目標達成見込み(総括的な見込み)、課題等＞

- ・受講者・上長へのアンケートでは、全ての年度において目標値を上回る高い評価を得る見込。
- ・「予防事業人材バンク」の登録者は、予防事業だけではなく地域の保健衛生の現場で講師やスタッフとして活躍しており、これら人材ネットワークを活用した事業展開を検討する必要がある。

【項目⑥】 関係地方公共団体の事業に対する助成 (年度報告:P.45～48、見込報告:P.50～53)

これまでの主務省評価: 26年度/A、27年度/A〇、28年度/B 【今回の自己評価: 29年度/B、26～30年度/A】

＜1. 主な実績(29年度)＞

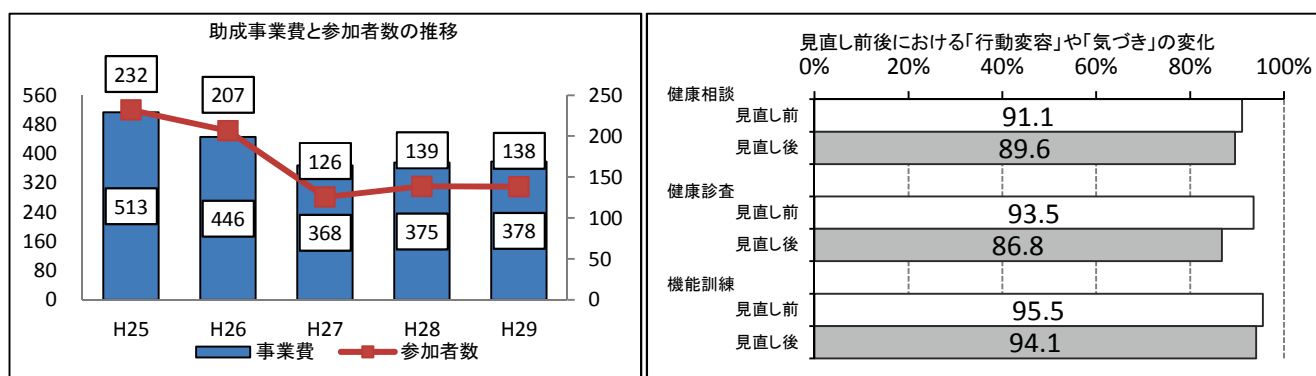
- ・より効果的・効率的な事業実施に向けて、ソフト3事業(健康相談・健康診査・機能訓練事業)の地方公共団体での取組を事例集に取りまとめ地方公共団体に提供した。
- ・実務者連絡会議や研修の場で好事例の発表を行い、見直し後の事業メニューの定着を図った。(ソフト3事業参加者数; 平成27年度125,643人→平成29年度138,013人)
- ・ソフト3事業の実施効果を測定し、今後の事業内容に反映してもらうため、測定結果を地方公共団体にフィードバックした。

＜2. 主な実績(現中期目標期間:26～30年度)＞ ※30年度見込含む

- ・予防事業の目的をより効果的・効率的に達成するため助成金交付要綱を一部改正。
 - a) 小児・思春期・高齢者を中心に、服薬による病気の自己管理を支援する事業メニューに重点化
 - b) 機能回復を目的とした事業について地方公共団体の企画立案による事業メニューに転換。
 - c) 医療機器整備(助成)事業の基準額を大幅に削減。
- ・見直し後の事業メニューの効果測定では、症状改善に向けた「行動変容」につながった(健康相談・機能訓練)、ぜん息予防や健康回復の「気づき」につながった(健康診査)ものは9割と従来と同程度の効果を確認しており、30年度も高い効果の維持を見込む。

＜3. 現中期目標期間での全体としての目標達成見込み(総括的な見込み)、課題等＞

- ・運用収入の大幅な減少があったものの、事業ターゲットを絞り込み、必要性の高い事業に集中したことで、参加者数、効果測定の結果などから、より効果的・効率的に事業が実施される見込み。
- ・現行と同程度の予算を確保しつつ、見直し後の事業メニューの定着を図るため、引き続き様々な機会を通じて関係地方公共団体への知見・ノウハウの提供等の支援を積極的に行う必要がある。



【項目①】 事業の重点化・効率化及び収入の安定的な確保 (年度報告:P.24～26、見込報告:P.26～30)

(これまでの主務省評価: 26年度/B、27年度/B、28年度/B) 今回の自己評価: 29年度/B、26～30年度/B

【項目②】 ぜんそく患者等のニーズの把握と事業内容の改善 (年度報告:P.19～23、見込報告:P.31～33)

(これまでの主務省評価: 26年度/B、27年度/B、28年度/B) 今回の自己評価: 29年度/B、26～30年度/B

【項目③】 調査研究 (年度報告:P.27～31、見込報告:P.34～38)

(これまでの主務省評価: 26年度/B、27年度/B、28年度/B) 今回の自己評価: 29年度/B、26～30年度/B

I-3 地球環境基金業務

【項目①】 助成事業に係る事項 (年度報告:P.49～67、見込報告:P.54～66)

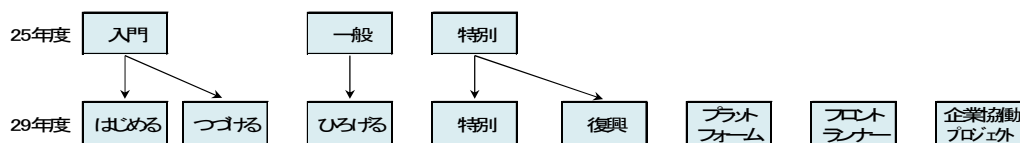
これまでの主務省評価: 26年度/A、27年度/B、28年度/B 【今回の自己評価: 29年度/B、26～30年度/A】

<1. 主な実績(29年度)>

- ・221件、総額601百万円の助成交付を行った。
- ・台風により中止した1団体を除く209団体を評価し、結果のフィードバックや評価専門委員によるアドバイスなどにより助成活動の質の向上、活動の改善を支援。
- ・26年度から開始した、活動への助成と団体の人材育成をセットで行う「若手プロジェクトリーダー育成支援制度」について、第4期生として10名を採択。

<2. 主な実績(現中期目標期間:26～30年度)> ※30年度見込含む

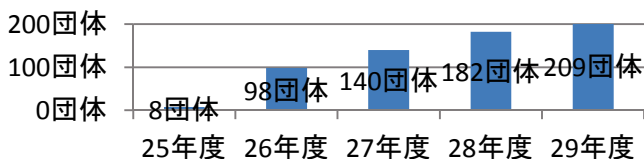
- ・有識者等の意見を聴取して行った「今後の地球環境基金あり方検討」の結果を踏まえ、26年度から「フロントランナー助成」「プラットフォーム助成」「復興支援助成」を、29年度から「つづける助成」を新設・開始するなど、助成メニューの体系化、助成事業の効果的な実施に努めた。



- ・26年度に評価要領を改定し、3年以上の計画を有する活動の全件を外部有識者による助言・評価の対象とするなど、成果・効果の向上を促進する評価制度へと大幅変更した。

<評価の流れ>

1年目	事前目標共有
2年目	個別面談、中間コンサルテーション
3年目	個別面談、継続評価
終了後	事後評価(書面)、事後評価(実地)



- ・研修と助成による支援を組み合わせ「若手プロジェクトリーダー育成支援制度」を26年度から開始し、29年度までに48名と、着実に育成支援の人数を増やした。

<若手プロジェクトリーダー研修>

1年目	プロジェクトを体系的に理解、推進できる ... 活動計画立案、プロジェクトマネジメント等
2年目	成果をアピールし、熱烈的な支持者を獲得できる ... マーケティング、ファンドレイジング、広報等
3年目	人々を巻き込み、影響力を持続できる ... ステークホルダーとの協働、プロジェクト自走化等

<3. 現中期目標期間での全体としての目標達成見込み(総括的な見込み)、課題等>

- ・新助成メニューの運用開始、評価制度の改定及び若手プロジェクトリーダー育成支援制度の創設などにより、民間団体による環境保全活動の成果・効果の向上や主体間の連携及び人材育成等に向けた包括的な取組が図れ、効果的な事業の実施に寄与できるものと見込む。
- ・今後は、高度な専門性によって進捗管理等を行える「寄り添う支援」により、助成案件の質の向上、助成終了後の団体の継続性や発展性につなげることを計画している。

【項目②】 振興事業に係る事項 (年度報告:P.68～80、見込報告:P.67～73)

これまでの主務省評価: 26年度/A、27年度/B、28年度/B 【今回の自己評価: 29年度/B、26～30年度/B】

<1. 主な実績(29年度)>

- ・NGO・NPOのキャパシティビルディングを図るため、プロジェクトマネジメント、資金調達、ネットワーク構築等の研修を行い、有効回答者のうち96.5%から「有意義であった」との評価を得た。
- ・高校生や大学生を対象とした「SDGsセミナー」を全国各地で開催した。

<2. 主な実績(現中期目標期間:26～30年度)> ※30年度見込含む

- ・26年度より開始した「若手プロジェクトリーダー育成支援制度」では、3年間の研修を通して次世代

- を担うリーダーの育成を図るとともに、リーダー間の交流も創出された。
- ・環境活動を担う人材の高齢化を踏まえ、将来の環境活動へ参加する人材の創出等を図るため、「全国ユース環境ネットワーク促進事業」等を27年度から展開している。
 - ・今後のNGO・NPOへの支援のあり方を検討するため、海外先進国(アメリカ、ドイツ等)における現状について、インターネット等による予備調査、現地ヒアリング調査を実施、今後につながる成果を得ることができた。

＜3. 現中期目標期間での全体としての目標達成見込み(総括的な見込み)、課題等＞

- ・若手プロジェクトリーダー育成支援における研修など、効果の高い事業の実施により民間団体の人材育成、研修評価について現中期目標期間における目標水準を達成できる見込み。
- ・引き続き、環境保全活動を行う人材の継続的な創出に向けて取り組むとともに、研修、調査等の質的向上及び効果的な実施による民間団体の発展に向けた支援を行う。

【項目③】 地球環境基金の運用等について (年度報告:P.81～90、見込報告:P.74～78)

これまでの主務省評価: 26年度/B、27年度/B、28年度/B 【今回の自己評価: 29年度/B、26～30年度/B】

＜1. 主な実績(29年度)＞

- ・「寄付先に見える化」を求める寄付者の動向を踏まえ、地球環境基金事業の認知度向上に資する広報活動を行うとともに、企業協働プロジェクトやリサイクル意識の啓発も兼ねた身近な寄付方法等の積極的な周知活動を行った。
- ・企業協働プロジェクト、全国ユース環境ネットワーク促進事業の実施に伴う寄付などの獲得により、対前年度比111.0%(23,359千円)の寄付を受け入れることができた。

＜2. 主な実績(現中期目標期間:26～30年度)＞ ※30年度見込含む

- ・各種媒体、29年度からはInstagramも活用した地球環境基金事業、特に助成事業の認知度向上に資する広報活動を展開している。
- ・寄付金額は前中期目標期間実績に及ばないが、26年度より「企業協働プロジェクト」を創設するなど寄付獲得に向け多面的な取組を実施した結果、前中期最終年度実績に対しては年々寄付額を増額できている。また、寄付件数は前中期目標期間の実績を上回るペースで受け入れている。

	(25年度)	26年度	27年度	28年度	29年度
寄付件数	(789件)	874件	899件	821件	789件
寄付額	(17,316千円)	18,170千円	18,712千円	21,036千円	23,359千円

＜3. 現中期目標期間での全体としての目標達成見込み(総括的な見込み)、課題等＞

- ・寄付金額は前中期目標期間を下回っているが、地球環境基金サポーターの導入や身近な寄付方法の周知により、寄付件数は同期間の実績を上回る見込み。
- ・寄付の獲得は本事業の基盤を成すものであり、引き続き、更なる助成事業等の認知度向上を図るとともに、企業協働プロジェクト等の参画に向けた努力を継続する。

I - 4 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務

(年度報告:P.91～94、見込報告:P.79～80)

(これまでの主務省評価: 26年度/BO、27年度/B、28年度/BO) 今回の自己評価: 29年度/B、26～30年度/B

I - 5 維持管理積立金の管理業務

(年度報告:P.95～98、見込報告:P.81～82)

(これまでの主務省評価: 26年度/B、27年度/B、28年度/B) 今回の自己評価: 29年度/B、26～30年度/B

I - 6 石綿健康被害救済業務

【項目①】 認定・支給等の迅速かつ適正な実施 (年度報告:P.99～109、見込報告:P.83～90)

これまでの主務省評価: 26年度/AO、27年度/AO、28年度/AO 【今回の自己評価: 29年度/A、26～30年度/A】

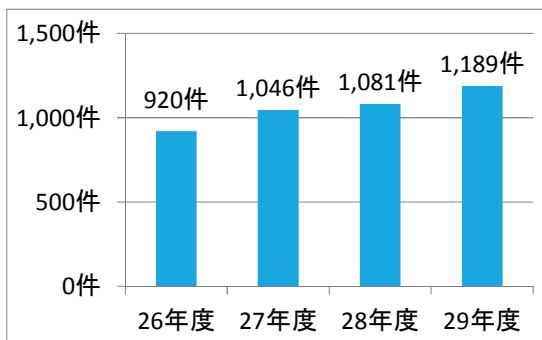
<1. 主な実績(29年度)>

- ・療養中の方の申請から認定等決定までに要する日数について、前中期目標期間の平均処理日数(151日)と比べ、大幅な期間短縮(29年度:96日)を実現。
- ・療養手当(初回)の支給までに要する日数について、前中期目標期間平均(23日)と比べ、大幅な期間短縮(29年度:17日)を実現。

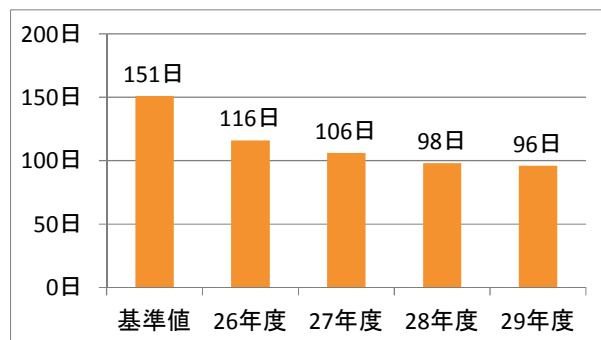
<2. 主な実績(現中期目標期間:26～30年度)> ※30年度見込含む

- ・療養中の方の申請から認定等決定までに要する日数については、申請(請求)受付件数が増加(26年度:920件→29年度:1,189件)する中、1回の医学的判定で結果が得られるよう、判定申出前の医学的資料収集を積極的に行ったこと、進捗管理を徹底したこと等により、前中期目標期間平均と比べ、約2割以上の縮減が見込まれる。

<申請(請求)受付件数の推移>



<療養中の方の申請から認定等決定までに要する日数の推移>

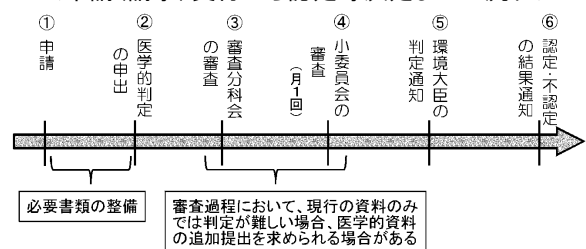


- ・療養手当(初回)の支給までに要する日数について、医療費の未請求者への手続方法の再案内等、被認定者からの円滑な請求に資する取組を行い、前中期目標期間平均と比べ、約2割以上の縮減が見込まれる。

<3. 現中期目標期間での全体としての目標達成見込み(総括的な見込み)、課題等>

- ・認定・給付等の事務を迅速に実施するという目標については、上記実績等を踏まえると、目標とした水準を大幅に上回る成果を実現できる見込み。
- ・今後、引き続き迅速な処理に取り組むが、申請(請求)受付件数が増加傾向であること等の外的要因も介在するため、処理日数のこれ以上の大幅な短縮は厳しい見込み。

<申請(請求)受付から認定等決定までの流れ>



【項目③】 制度運営の円滑化 (年度報告:P.112～124、見込報告:P.93～98)

これまでの主務省評価: 26年度/B、27年度/B、28年度/B 【今回の自己評価: 29年度/A、26～30年度/A】

<1. 主な実績(29年度)>

- ・医師・医療機関向けの制度周知及び指定疾病の診断や医学的判定に係る知見の還元を継続的かつ着実に実施。加えて28年12月の救済小委員会報告を踏まえ、指定疾病に関連する医学会、看護師関係団体、ソーシャルワーカー関係団体等にも働きかけ、救済制度の更なる周知を実施。
- ・申請等に係る医学的資料等を作成した実績医療機関は1,778病院(基準値から22.5%増)に到達。
- ・石綿関連疾患に係る医師向けセミナーは15回開催(基準値11回)。

＜2. 主な実績(現中期目標期間:26～30年度)＞ ※30年度見込含む

- ・医療現場等における申請勧奨や申請・請求に必要となる医学的資料の円滑な作成・提出を促進すべく、医師・医療機関、関係職種への制度周知と指定疾病の診断や医学的判定に係る知見の還元を継続的かつ着実に実施。28年12月の救済小委員会報告による要請にも迅速・適切に対応。
- ・申請等に係る医学的資料等を作成した実績医療機関は、基準値を大幅に上回る(29年度時点で22.5%増)見込み。申請・請求の勧奨、申請から認定等決定までに要する日数の短縮など制度運営を下支えする役割を高い水準で果たすことが見込まれる。

＜3. 現中期目標期間での全体としての目標達成見込み(総括的な見込み)、課題等＞

- ・制度運営の円滑化という目標については、上記実績等を踏まえると、目標とした水準を大幅に上回る成果を実現できる見込み。
- ・制度運営の円滑化の取組は、着実かつ継続的に実施することが重要。被認定者等の状況、ニーズも踏まえ、有効な手段を検討しつつ、継続して取り組む。

【項目④】 救済制度の広報・相談の実施 (年度報告:P.125～131、見込報告:P.99～102)

これまでの主務省評価: 26年度/B、27年度/AO、28年度/AO 【今回の自己評価: 29年度/A、26～30年度/A】

＜1. 主な実績(29年度)＞

- ・訴求効果の高いテレビCM、新聞を中心として、計画的に広報を展開した。また、窓口相談、無料電話相談により一般の方からの相談・質問に対応した。
- ・無料電話相談件数は着実に増加し、29年度の実績は、6,214件(基準値から28.6%増)となった。

＜2. 主な実績(現中期目標期間:26～30年度)＞ ※30年度見込含む

- ・広報の実績等を踏まえて毎年度広報計画を定め、テレビCM(平成27年度より開始)や新聞を中心に救済制度の広報活動を推進し、国民全体に幅広く制度を周知することに取り組んだ。
- ・地方局、地方紙を織り交ぜるなど地域性にも配慮し、きめ細かで効果的な広報の実施に留意した。
- ・これらの取組により、無料電話相談件数は、基準値と比べ、約2割以上の増加が見込まれ、申請(請求)件数の増(26年度920件に対し平成29年度は29.2%増の1,189件)にも反映されていると考えられる。

	基準値※	26年度	27年度	28年度	29年度
無料電話相談件数	4,832件	4,832件	5,884件	5,648件	6,214件

※中期目標期間初年度件数

＜3. 現中期目標期間での全体としての目標達成見込み(総括的な見込み)、課題等＞

- ・救済制度の広報・相談の実施については、上記実績等を踏まえると、目標とした水準を大幅に上回る成果を実現できる見込み。
- ・漏れのない救済に向け、今後も広報による救済制度の国民への周知に継続的に取り組む。また、一般からの窓口相談、電話相談に丁寧に対応し、救済制度及び申請手続の理解促進に努める。

【項目②】 救済給付の支給に係る費用の徴収 (年度報告:P.110～111、見込報告:P.91～92)

(これまでの主務省評価: 26年度/B、27年度/B、28年度/B) 今回の自己評価: 29年度/B、26～30年度/B

【項目⑤】 安全かつ効率的な業務の実施 (年度報告:P.132～134、見込報告:P.103～105)

(これまでの主務省評価: 26年度/B、27年度/B、28年度/B) 今回の自己評価: 29年度/B、26～30年度/B

【項目⑥】 救済制度の見直しへの対応 (年度報告:P.135～138、見込報告:P.106～108)

(これまでの主務省評価: 26年度/B、27年度/B、28年度/B) 今回の自己評価: 29年度/B、26～30年度/B

I-7. 環境研究総合推進業務

【項目①】 環境の保全に関する研究及び技術開発等の実施(年度報告:P.139～154、見込報告:P.109～115)
 これまでの主務省評価 28年度/B【今回の自己評価:29年度/A、28～30年度/A】

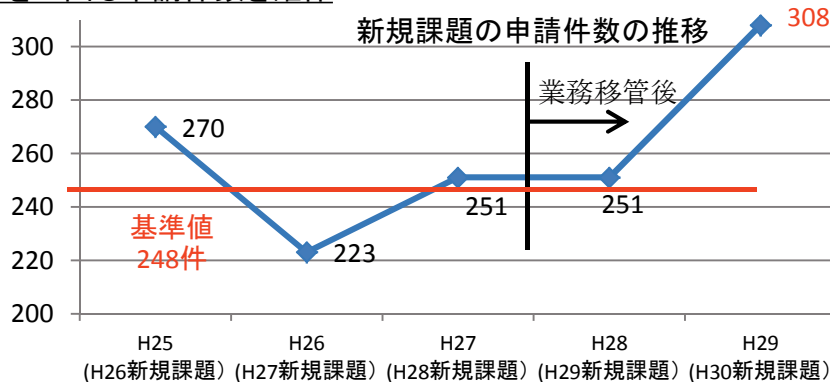
<1. 主な実績(29年度)>

- ・新規課題公募の申請件数において、年度計画に掲げる業務移管前の直近3年間の水準(環境問題対応型研究領域等分野の平均248件)を24%上回る大幅な増加(308件)を達成

<2. 主な実績(現中期目標期間:28～30年度)> ※30年度見込含む

①業務移管前の直近3年間の水準を上回る申請件数を確保

- ・推進費の公募に当たって、業務を効果的、効率的に実施できるような体制を強化し、広報活動を積極的に展開するなど、様々な取組を実施。
- ・その結果として、新規課題公募の申請件数において、年度計画に掲げる業務移管前の直近3年間の水準(平均248件)を大幅に上回る申請件数を確保することが見込まれる。



- ・広報の積極的な展開による認知度の向上、公募者の新規開拓
 ⇒ 広報の開始時期を大幅に早期化、ポスター、パンフレット、チラシ等の広報ツール・全国9か所(平成29年度実績)での公募説明会の充実
- ・重点的な採択など効果的な新規課題公募の実施
 ⇒ 若手枠やパリ協定関連の課題等を重点採択する仕組みの構築等

②研究管理を充実させること等により、事後評価において高い評価を確保

- ・研究者にアドバイザーボード会合の開催を求めるなどにより研究管理を充実させ、事後評価において、上位2段階の評価を獲得した課題数の割合が業務移管前の直近5年間の実績の平均値を上回ることが見込まれる。

基準値	H29	H30
50.3%	60.3%(参考)	—

※平成28年度研究管理業務は環境省で実施

③外部委員の評価による透明かつ公平で効率的な制度の運営

- ・行政への貢献が期待される課題についての加点方法の一部見直しや経費の妥当性について厳しく査定する仕組みを導入。平成30年度には若手枠の審査基準の見直しを計画するなど当初計画以上の成果が見込まれる。

④研究成果の普及及び活用の促進

- ・推進費の研究成果を広く情報発信するため、研究者コミュニティ(平成29年度は水環境学会)の協力を得て、シンポジウム形式の発表会を開催。平成30年度は環境イベントによる研究成果の発信を計画。

<3. 現中期目標期間での全体としての目標達成見込み(総括的な見込み)、課題等>

- ・業務移管後の研究及び技術開発等の実施において、研究レベルを確保する観点からの新規課題の申請件数に関する目標、研究管理の充実等により事後評価において高い評価を得るという目標、透明かつ公平で効率的な制度の運営を行い、広く研究成果の普及促進を図るという目標について、上記実績を踏まえると、その目標水準を大幅に上回る成果を実現できる見込み。
- ・引き続き、申請件数を確保するとともに、今後は、より行政ニーズと合致する研究課題を確保できるよう、応募される研究の質の更なる向上を図る。

【項目②】 効率的、効果的な研究及び技術開発の推進（年度報告:P.155～161、見込報告:P.116～121）

これまでの主務省評価 28年度/B【今回の自己評価:29年度/A、28～30年度/A】

<1. 主な実績(29年度)>

- ・研究者ファーストの視点で、予算の弾力的な執行による利便性の向上を目的に、より使いやすい競争的資金となるよう、使用ルールの統一化や契約手続き等の簡素化、効率化を図る運用ルールの見直しを行い、研究者や経理事務担当者の事務負担を軽減し、研究者が研究に専念できる環境を実現した。
- ・平成30年度からの稼働を目指して研究情報管理基盤システムを構築作業を行い、研究課題に関する情報の共有化、効率化等の基盤を整備し、研究者への支援体制の強化を実現した。
- ・研究者や経理事務担当者を対象とした会計事務説明会を開催し、研究公正の専門家による講演と研究費の使用ルールの説明を行い、研究費の適正な執行について、周知徹底を図った。
- ・また、実地検査を行うための内部規程(達)を整備し、研究費の適正な執行を指導するための検査実施手順書を作成して、平成29年度は50課題について中間実地検査を実施した。

<2. 主な実績(現中期目標期間:28～30年度)> ※30年度見込含む

- ・中期計画に定めた研究費の利便性の向上、事業の効率的、効果的な実施については、以下により目標達成が見込まれる。

業務移管に伴う研究費の新たな使用ルールの導入

① 予算の弾力的な運用による利便性の向上

- ・より使いやすい競争的資金となるよう、使用ルールの統一化や契約手続き等の簡素化、効率化を図る運用ルールの見直しを実施。
- ・これにより研究者や経理事務担当者の事務負担が軽減され、研究者が研究に専念できる環境の実現が見込まれる。

項目	内容
契約期間	2年度を上限とした複数年契約
研究費の支払い	4分割払い（※4,000万円以下は一括払い可）
直接経費の費目間流用	直接経費の総額の50%を超えない場合は申請不要で流用可能
購入物品の取扱い	耐用年数1年以上かつ取得価格50万円（税抜）以上の物品を資産とし、帰属は研究機関。（研究機関が企業等の場合、資産の帰属は機構）
研究機器の合算購入	本研究に支障のない範囲で、要件に合致する場合、他の研究費との合算による研究機器の購入を認める。
研究費の繰越	翌事業年度に研究が継続する課題において、未然に回避することの出来ないやむを得ない状況等の場合に限り、研究費の繰越が可能
研究費の執行可能日	契約締結日にかかわらず、効力の発生日（4月1日）以降

② 研究者への助言等の支援体制の強化

- ・平成30年度から、PO(プログラム・オフィサー)の研究管理業務を直接機構で行う体制に見直し、研究管理体制を強化する基盤を構築。
- ・研究情報管理基盤システムを構築し、平成30年度から稼働、研究情報の共有化、効率化等の基盤を整備。

③ 研究費の適正な執行

- ・平成29年度は、新規課題実施説明会において研究公正の専門家による講演を実施した。
- ・平成29年度は50課題について中間実地検査を実施し、30年度は研究終了課題の確定検査を含む50課題程度について、実地検査の実施(予定)。

<3. 現中期目標期間での全体としての目標達成見込み(総括的な見込み)、課題等>

- ・業務移管以降大幅にルールを見直し、研究費予算の弾力的な執行等により、研究者や研究機関の事務的負担を大きく軽減することができたことで、研究費の利便性の向上に関して目標を大幅に上回って達成できる見込み。
- ・機構内にPOを配置することによる研究管理体制の強化、研究情報管理基盤システムの構築等により、効率的、効果的な研究の推進と研究成果の最大化に寄与。
- ・今後は、平成30年度から運用開始する研究情報管理基盤システムの有効活用と、データベース機能の追加等により、研究費の使い勝手の向上を進めて事務処理における利便性を一層向上させていく。
- ・研究課題に対する中間実地検査に加えて、研究終了後の確定検査を的確に実施し、研究費の使用ルール等の周知徹底と実効性の高い研究不正防止対策を検討していく。

Ⅱ. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

【項目①】 組織運営（年度報告:P.162～174、見込報告:P.122～132）

これまでの主務省評価：26年度/B、27年度/B、28年度/B 【今回の自己評価：29年度/B、26～30年度/B】

<1. 主な実績(29年度)>

- ・業務実施体制の見直しについては、債権管理回収業務を所掌する事業管理部を経理部と統合し、「財務部」に改組した。また、チーム制の導入等を推進した。
- ・内部統制の推進については、平成29年度「内部統制システム整備計画」に基づき各種取組を推進した。特に、①環境研究総合推進業務に係る重要リスク(9項目)の把握、②重要リスクを含む業務実施プロセスに関する「日常的モニタリング制度」(事後的点検の仕組み)の運用開始のほか、③危機事案発生時のメディア対応トレーニングを新たに実施した。

<2. 主な実績(現中期目標期間:26～30年度)> ※30年度見込含む

【業務実施体制の見直し】

- ・債権管理回収業務の進捗を踏まえ、事業管理部を29年11月までに経理部に統合した。
- ・管理業務の一層の効率化等を図るため、新経理システムの導入、旅費関係業務等の集約化、給与計算事務のアウトソーシング等を推進した。
- ・28年10月に「環境研究総合推進費の配分等業務」を開始した際には、必要となる要員の一部を業務実施体制の見直し等に伴う要員の縮減で賄うことができた。
- ・29年度からは、総括課業務の見直し、係制度の見直し(チーム制の導入)にも着手した。

【内部統制の推進】

- ・27年度を「内部統制システム再構築の元年」として、内部統制システムの拡充・強化を図り、29年度までに所期の取組を完了した。

- ①「内部統制基本方針(23年度)」の全面的見直し
- ②各部門の業務、諸規程、マニュアル等が各種法令等に則っているかの総点検
- ③毎年度「内部統制システム整備計画」を策定、確実に実行
- ④「重要リスク72項目(29年度に81項目)」を特定、「業務フロー」を整備、「リスク管理方針」、「リスク顕在時における広報方針」を明確化
- ⑤「事務事故等報告制度」の運用を開始、危機事案が速やかに報告される体制を確保
- ⑥29年度からは、重要リスクを内在する業務を事後点検する「日常的モニタリング制度」を開始
- ⑦外部有識者を含む「内部統制等監視委員会」が毎年度各種取組の有効性を検証

- ・内部統制、コンプライアンスに関する研修のほか、経営と現場との対話(理事長意見交換会・内部統制担当役員面談)等も毎年度実施している。
- ・情報セキュリティ対策等の推進については、27年度に業務ネットワークをインターネットから遮断する等、各種のサイバー攻撃対策、役職員教育等を継続的に実施している。
- ・石綿健康被害救済給付金の支給等の業務継続性を確保するため、「BCP(業務継続計画)」に基づく非常時優先業務実施訓練等も毎年度実施している。
- ・平成30年度においても、以上の取組を継続し、発展させて取り組むことから、現中期目標期間終了時には中期目標が求める水準を満たす成果が見込まれる。

<3. 現中期目標期間での全体としての目標達成見込み(総括的な見込み)、課題等>

- ・組織運営については、上記実績等を踏まえると、おおむね目標水準を達成できる見込み。
- ・第4期中期目標期間においても、不断に、業務実施体制の改善等を図るとともに、内部統制の拡充・強化を図るための各種取組を着実に実施していく。

【項目③】 業務における環境配慮 (年度報告:P.189～194、見込報告:P.145～149)

これまでの主務省評価: 26年度/B、27年度/B、28年度/B 【今回の自己評価: 29年度/B、26～30年度/B】

<1. 主な実績(29年度)>

- ・温室効果ガスの排出抑制への取組として、平成27年に採択されたパリ協定、28年の「政府実行計画」等を踏まえ、当機構の実施計画を改正した。32年度までに25年度比で10%削減とする新たな目標を設定した(29年度は▲7.6%の削減状況)。
- ・資金の運用において、環境保全等を目的とした社会貢献債(ソーシャルボンド)を購入した(12億円)。

<2. 主な実績(現中期目標期間:26～30年度)> ※30年度見込含む

- ・温室効果ガス排出抑制、環境物品等の調達促進などの取組を継続的に実施した。
- ・毎年度テーマを設定した「環境報告書」を発行し情報発信ツールとしても活用した。



<3. 現中期目標期間での全体としての目標達成見込み(総括的な見込み)、課題等>

- ・業務における環境配慮については、上記実績等を踏まえると、おおむね目標水準を達成できる見込み。
- ・第4期中期目標期間においても、引き続き、省エネルギー、省資源、廃棄物の排出抑制等に取り組む。

VIII. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

【項目②】 職員の人事に関する計画 (年度報告:P.223～228、見込報告:P.177～183)

これまでの主務省評価: 26年度/A、27年度/B、28年度/B 【今回の自己評価: 29年度/B、26～30年度/B】

<1. 主な実績(29年度)>

- ・「ERCA研修計画(28年度からの3か年計画)」に基づき、研修運営に係るPDCAサイクルを明確化した。
- ・各種研修を計画・実施し、計100講座の研修を延べ1,619人が受講した。政府機関主催の研修を活用する(37講座58名)とともに、幅広い階層に向けて階層別研修を実施した(13講座132名)。
- ・平成28年度から導入した新たな人事評価制度の運用を改善した。

<2. 主な実績(現中期目標期間:26～30年度)> ※30年度見込含む

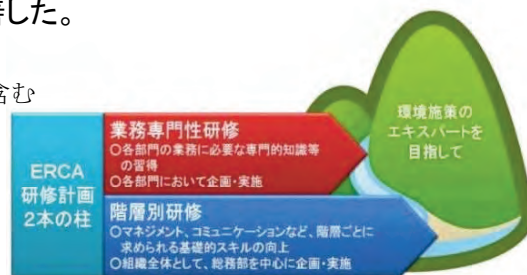
【各種研修の実施】

- ・平成26年度から研修体系の見直しに取り組み、「業務専門性研修」と「階層別研修」を2本の柱とする「ERCA研修計画」を新たに策定した。

- ・会計、統計、情報システム、環境行政等に関する政府機関等主催の研修も積極的に活用した。

【人事評価制度の運営改善】

- ・平成27年度に人事評価制度の見直しに着手し、平成28年度に新制度の運用(業務スキルマップ、目指すべき職員像等の明確化)を開始。より一層の職員の士気向上及び人材育成を目指している。
- ・平成30年度においても、以上の取組を継続し、発展させて取り組むことから、現中期目標期間終了時においては中期目標が求める水準を満たす成果が見込まれる。



<3. 現中期目標期間での全体としての目標達成見込み(総括的な見込み)、課題等>

- ・職員の人事に関する計画については、上記実績等を踏まえると、おおむね目標水準を達成できる見込み。
- ・第4期中期目標期間においても、引き続き、組織の活性化を図るため、人事評価制度の着実な運用を行うとともに、研修内容の改善等に取り組む。

II 業務運営の効率化に関する目標を達成するために必要な事項

【項目②】 業務運営の効率化 (年度報告:P.175～188、見込報告:P.133～144)

これまでの主務省評価: 26年度/B、27年度/B、28年度/B 【今回の自己評価: 29年度/B、26～30年度/B】

<1. 主な実績(29年度)>

【一般管理費及び業務経費の効率化・削減】

- ・一般管理費の平成29年度の削減実績額 ▲7.8% (中期計画の削減目標▲6.5%)
- ・業務経費の平成29年度の削減実績額 ▲9.0% (中期計画の削減目標▲4%)

※過去の運営費交付金債務を充当した業務を除く

- ・ラスパイレス指数については、平成27年度から5.4ポイント低い水準へと逡減。

【随意契約の見直し】

- ・平成29年度調達等合理化計画を策定し、競争性を確保するための調達方法や要件の設定に重点を置いた審査を実施。

<2. 主な実績(現中期目標期間:26～30年度)> ※30年度見込含む

【一般管理費及び業務経費の効率化・削減】

- ・一般管理費及び業務経費については、効率化を踏まえた平成30年度計画予算を策定済。

(単位:百万円、%)

	中期計画	26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
	計画予算	実績	中期計画比	実績	中期計画比	実績	中期計画比	実績	中期計画比	計画予算	中期計画比
一般管理費	421	376	▲10.8	405	▲3.7	389	▲7.6	388	▲7.8	393	▲6.6
業務経費	1,519	1,244	▲18.1	1,405	▲7.5	1,372	▲9.7	1,382	▲9.0	1,431	▲5.8

- ・ラスパイレス指数については引き続き適正な水準をとるよう措置を講じていく。

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
ラスパイレス指数 (対国家公務員指)	106.4	108.0	110.7	105.3	107.6 (見込み)

【随意契約の見直し】

(単位:百万円)

	26年度		27年度		28年度		29年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	62	512	45	330	56	763	45	624
企画競争・公募	18	272	4	186	5	141	1	14
競争性のない随意契約※	0	0	3	109	5	178	3	8
合計	80	784	52	625	66	1,081	49	645

※競争性のない随意契約については、契約手続審査委員会による事前審査、契約監視委員会による事後検証等を実施

<3. 現中期目標期間での全体としての目標達成見込み(総括的な見込み)、課題等>

【一般管理費及び業務経費の効率化・削減】

- ・一般管理費及び業務実績の効率化・削減については、目標を達成できる見込み。

【随意契約の見直し】

- ・契約に係る競争の推進、調達に関するガバナンスの徹底については、目標を達成できる見込み。

III 予算(人件費の見積を含む。)、収支計画及び資金計画

【項目①】 予算、収支計画、資金計画 (年度報告:P.195～210、見込報告:P.150～166)

(これまでの主務省評価: 26年度/B、27年度/B、28年度/B) 今回の自己評価: 29年度/B、26～30年度/B

計画予算に基づく予算執行状況の定期的な把握など執行管理を適切に実施。

【項目②】承継業務に係る債権・債務の適切な処理（年度報告:P.211～216、見込報告:P.167～170）

これまでの主務省評価：26年度/A、27年度/A、28年度/A 【今回の自己評価：29年度/A、26～30年度/S】

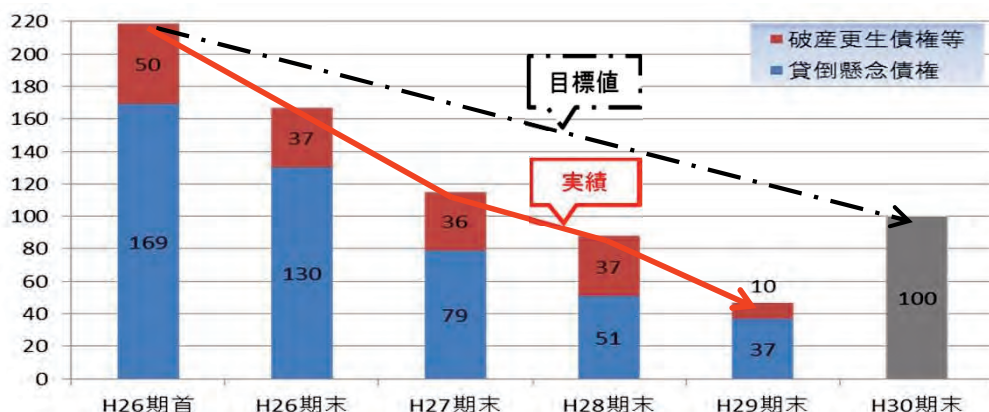
<1. 主な実績(29年度)>

- ・正常債権以外の債権残高を100億円以下とする中期目標を昨年度達成したが、平成29年度においても、約定弁済に加え、保有資産の売却態勢や法的再生・私的再生の活用等による回収などにより、41億円の圧縮を図った。

債権区分	期首残高	回収	償却	期末残高
破産更生債権等	37億円	16億円	11億円	10億円
貸倒懸念債権	51億円	13億円	—	37億円
合計	88億円	29億円	11億円	47億円

<2. 主な実績(現中期目標期間:26～30年度)> ※30年度見込含む

- ・平成26年度期首において約220億円の正常債権以外の債権の残高を今中期目標期間中に100億円以下とする目標は平成28年度に2年前倒しで達成。
- ・その後も正常債権以外の債権残高の圧縮に伴い、目標値に対する平成29年度末の達成度は目標を大幅に超える142.5%となった。
- ・目標値に対する達成度については平成30年度末までに更に積みあがるが見込まれる。



<3. 現中期目標期間での全体としての目標達成見込み(総括的な見込み)、課題等>

- ・現中期目標は2年前倒しで達成しており、引き続き、正常債権以外の債権残高の圧縮を図る。
- ・一方、今後は必然的に回収・償却の難易度が高い債権ばかりが残り、より丁寧な対応等が必要となるため、具体的な目標額を設定し達成を目指すのではなく、第4期中期目標については債権の管理状況を明らかにすることを目標(定性的目標)とし、債権区分ごとの残高、回収・償却額などの状況を開示することを目指すことが適切であると考え。

IV 短期借入金の限度額（年度報告:P.217～218、見込報告:P.171～172）

（これまでの主務省評価：26年度/B、27年度/B、28年度/B） 今回の自己評価：29年度/B、26～30年度/B

VIII その他主務省令で定める業務運営に関する事項

【項目③】 積立金の処分に関する事項（年度報告:P.229～230、見込報告:P.184～185）

（これまでの主務省評価：26年度/B、27年度/B、28年度/B） 今回の自己評価：29年度/B、26～30年度/B

【項目④】 その他当該中期目標を達成するために必要な事項

（年度報告:P.231～232、見込報告:P.186～188）

（これまでの主務省評価：26年度/B、27年度/B、28年度/B） 今回の自己評価：29年度/B、26～30年度/B

Ⅱ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

＜公害健康被害補償業務＞

1. 汚染負荷量賦課金の徴収

■中期目標

(1) 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収

汚染負荷量賦課金の適正・公正な徴収を図り、収納率を平成 24 年度実績の水準を維持することにより、補償給付等の支給に必要な費用を確保すること。

また、汚染負荷量賦課金の徴収については、納付義務者からの申告額の修正の原因等について分析を行うなど適切な対策を講じること。

(2) 汚染負荷量賦課金徴収業務の効率的実施

徴収関連業務については、前中期目標期間に引き続き、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）に基づく民間競争入札を活用する。

また、汚染負荷量賦課金の申告については、オンライン申告等の電子申告の比率を本中期目標期間中に 70%以上の水準に引き上げることを目標としてオンライン化を推進することにより、委託費の縮減等、業務の効率化を図ること。

(3) 納付義務者等に対する効果的な指導及び提供するサービスの向上

納付義務者に対して申告・納付に係る効果的な指導を図るとともに、汚染負荷量賦課金徴収関連業務の委託事業者に対する、適切な指導を行うこと。

■中期計画

公害健康被害者（被認定者）への補償給付等に必要な費用の一部をばい煙発生施設等設置者又は特定施設等設置者から徴収（汚染負荷量賦課金、特定賦課金）し、それらを公害に係る健康被害発生地域の都道府県等に納付する業務を行う。

(1) 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収

① 補償給付等の支給に必要な費用を確保するため、委託事業者への効果的指導及び納付義務者からの相談、質問事項等に的確に対応することにより、汚染負荷量賦課金の申告額に係る収納率 99%以上を維持する。

② 納付義務者からの適正・公正な賦課金申告に資するため、申告額の修正が発生する原因等について分析し、適切な対策を講じるとともに、平成 24 年度実績に比し 50%増の実地調査等を計画的に実施する。

(2) 汚染負荷量賦課金徴収業務の効率的実施

① 徴収関連業務について、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）に基づく民間競争入札を活用した契約により、平成 24 年度実績に比し、平成 30 年度末までに 5%以上の委託費の縮減を図る。

② 汚染負荷量賦課金の申告については、オンライン申告等の電子申告の比率を平成 30 年度末までに 70%以上とし、業務の効率化を図る。

(3) 納付義務者等に対する効果的な指導及び提供するサービスの向上

① 納付義務者からの相談及び質問等に的確に対応するとともに、納付義務者の利便性の向上を図るため、汚染負荷量賦課金に係るシステム等の見直しを行う。

② 汚染負荷量賦課金の徴収関連業務が円滑に進むように、委託事業者に対し委託業務の点検・指導、担当者研修会を行うなど、的確に業務指導を実施する。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）第52条～第57条、第62条

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収	申告額に係る収納率99%以上を維持	99%以上	99.981%	99.997%	99.986%	99.988%	
	実地調査の確実な実施	平成24年度実績に比し50%増（95事業所）	58%増（100事業所）	65%増（104事業所）	70%増（107事業所）	70%増（107事業所）	
汚染負荷量賦課金徴収業務の効率的実施	徴収業務に係る委託費の縮減	平成24年度実績に比し平成30年度末までに5%以上の縮減	8.61%	8.69%	8.33%	8.71%	
	電子申告の促進	電子申告の比率を平成30年度末までに70%以上	68.2%	69.8%	71.0%	71.8%	

<その他の指標>

- 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収
- 納付義務者等に対して提供するサービスの向上

<評価の視点>

- 被認定者に対する補償給付費等の財源のうち8割を占める汚染負荷量賦課金を確実に適正・公平に徴収するとともに、賦課金を申告・納付する納付義務者の事務処理の効率化等を図るための質の高いサービスを提供すること

■評定と根拠

<中期目標期間評価（見込評価）の自己評定>

26年度～28年度は主務大臣評価。29年度及び中期目標期間評価（見込評価）は自己評価。

年度評価					中期目標期間評価	
26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	見込評価	期間実績評価
B	B	AO	B		A	

（注）標語（主務大臣評価）において、重要度「高」は「○」を付す。難易度「高」は下線を引く。

<根拠>

● 背景

公害健康被害者への補償給付等に必要な費用は、毎年度汚染原因者から徴収する汚染賦課量賦課金及び交付金等で賄っていることから、賦課金等の財源を確実に確保することが求められる。申告納付方式による汚染負荷量賦課金の徴収について高い申告・収納率を維持するため、本制度の背景や趣旨を丁寧に説明し、理解を得ることで納付義務者が自主的に申告・納付するよう促し、賦課金徴収に係る適正性・公平性を確保することが重要となる。

また、本制度を安定的に運営するためには、納付義務者の意見・要望を的確に把握し、申告・納付手続に係る利便性の向上及び事務の効率化等を進めていく必要がある。

● 実施状況（平成 26～29 年度）及び今後（平成 30 年度）の予定

以下のとおり、汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収を現す申告率・収納率は中期計画期間において数値目標を上回る水準を達成しており、制度への理解を得ることが困難となってきた状況において、機構の不断の取組を反映したものであること、実地調査件数及び委託費縮減は数値目標を大幅に上回る水準以上であること、電子申告率も中期計画に定める目標を前倒して達成したこと及び納付義務者の意見・要望に基づき、質の高いサービスを提供するための様々な取組を行ったことから、見込評価を「A」とした。

・制度発足後 40 年が経過し本制度への理解を得られにくくなっており、また、多くの企業が厳しい経営環境にある中、粘り強い対応を行い申告率・収納率とも 99%を上回り、特に収納率は中期計画に定める目標(99%以上)を各年度において大幅に上回り、破産等の特別な要因を除くと 100%確保していることは、顕著な成果である。

・申告内容の適正を確保するため、実地調査を計画的に実施し、平成 24 年度実績(63 件)に比し 50%増(95 件)の目標を大幅に上回り、平成 28 年度以降 70%増の調査を実施している。

・徴収業務に係る委託費については、民間競争入札により平成 24 年度比 8%以上の縮減を実現し、中期計画に定める目標(5%)を各年度において大幅に上回っている。

・納付義務者の利便性を高めるオンライン等による電子申告の推進については、オンライン申告促進計画を定め、「オンライン申告セミナー」の開催、個別事業所へのオンライン申告の推奨など積極的な取組を行った結果、中期計画に定める電子申告率 70%の目標を 3 年前倒して達成することができた。

・納付義務者のニーズに基づき、手引きの全面改訂、ホームページ上での動画の提供、汚染負荷量賦課金納付のページ（電子納付）利用を平成 30 年 1 月より開始し、納付義務者の利便性や効率性を高めた。

今後も本制度の適正性及び公平性を確保していくとともに、納付義務者の利便性・効率性を高める取組を行っていく。

■課題と対応等

- 厳しい経済状況の中で、補償給付費等の財源である汚染負荷量賦課金の申告・納付について納付義務者の理解と協力を得て高い申告率・収納率を確保することができた。また、未申告納付義務者に対しては、粘り強い督促の実施により高い水準を維持した。今後も効果的な督促手法を確立し対応していく。
- 納付義務者からの要望が高かったインターネットを利用した電子納付の利用を開始した。今後、収納金融機関の拡大やペイジーの利用促進のための周知に力を入れていく。
- 申告・納付を行う納付義務者の担当者が適正に申告が行えるように、引き続き分かりやすい資料等が提供できるよう見直しを行うなど、質の高いサービスを提供していく必要がある。今後も納付義務者のニーズを的確に把握し、各種の取組を行っていく。

■主要な業務実績

(1) 汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収

① 申告・収納率の確保

補償給付費等の支給に必要な費用を確保するため、制度への理解が得られるよう委託事業者への効果的指導及び納付義務者からの相談、質問事項等に的確に対応した。

この結果、全ての年度において汚染負荷量賦課金の申告額に係る収納率は、破産や解散等の手続き中のものを除き100%の収納を維持した。

(単位：千円、%)

区 分	基準値	26年度	27年度	28年度	29年度
申告額 (a)	—	34,226,838	33,090,539	31,179,114	30,904,219
収納済額 (b)	—	34,220,268	33,089,473	31,174,811	30,900,390
収納率 (c) (c=b/a*100)	99%以上	99.981%	99.997%	99.986%	99.988%

また、未申告納付義務者については、「汚染負荷量賦課金未申告事業者に関する事務処理マニュアル」に基づき、個々の未申告納付義務者の実情に応じた対策を講じ、電話や文書及び現地への督促等、粘り強い督促の結果により、未申告納付義務者数を着実に減少させ、高い申告率を確保した。

(単位：%、事業所)

区 分	26年度	27年度	28年度	29年度
申告率 ※)	99.4	99.5	99.5	99.6
未申告納付義務者数	49	44	38	31

※) 申告率=申告件数/(納付義務者数-非該当件数) 平成29年度 99.6=8,187/(8,223-5)

② 申告内容の審査及び実地調査の実施

汚染負荷量賦課金の適正・公正な申告を確保するため、平成24年度実績に比し50%増(95件)の目標を超える実地調査を全ての年度において計画的に実施した。

実地調査においては、製造工程、ばい煙発生施設や排ガス工程を確認し、申告書作成の根拠となった原始帳票類を精査し、賦課金額に変更があるものは、修正及び更正処理を行うとともに、適切な申告となるよう指導を行った。

なお、修正が発生する原因等を分析した結果、端数処理誤りなど誤りが多かった内容については、翌年度の申告納付・説明相談会において注意喚起している。

(単位：事業所)

区 分	基準値	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
実地調査件数	95 (50%増)	100 (58%増)	104 (65%増)	107 (70%増)	107 (70%増)

(2) 汚染負荷量賦課金徴収業務の効率的実施

① 徴収業務に係る委託費の縮減

徴収業務について、民間競争入札により日本商工会議所と契約し、委託費を平成24年度実績に比し、平成30年度末までに5%以上の目標を大幅に上回る8%以上の縮減を図った。

(単位：円、%)

区 分	基準値	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
委託費	169,507,228	154,906,135	154,767,504	155,379,659	154,740,035
委託費の縮減	5%以上	8.61	8.69	8.33	8.71

② オンライン申告の促進

納付義務者の利便性を高めるオンライン申告等の電子申告を推進するため、毎年度「オンライン申告促進計画」を策定し、納付義務者の要望・ニーズを把握・整理し、オンライン申告セミナーの開催（延参加者数425人）や業界団体等に対する傘下事業主等への利用促進のための協力要請を行うほか、用紙申告及びFD・CD申告の納付義務者への直接訪問等により利用の促進を図るなどの取組を行った。

この結果、オンライン申告等の電子申告の比率を平成30年度末までに70%以上とする目標に対し、申告件数・申告金額ともに3年前倒しで達成した。

(単位：件、%)

区 分	基準値	26 年度		27 年度		28 年度		29 年度	
		件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
オンライン申告	—	4,835	58.7	5,068	61.6	5,205	63.3	5,308	64.6
FD・CD申告	—	783	9.5	672	8.2	631	7.7	591	7.2
電子申告	70%以上	5,618	68.2	5,740	69.8	5,836	71.0	5,899	71.8
用紙申告	—	2,626	31.8	2,486	30.2	2,393	29.0	2,312	28.2
合 計	—	8,244	100.0	8,226	100.0	8,229	100.0	8,211	100.0

(3) 納付義務者等に対する効果的な指導及び提供するサービスの向上

納付義務者からの相談及び質問等に的確に対応するとともに、納付義務者の利便性の向上を図るため、最新の情報セキュリティ対策を講じた汚染負荷量賦課金に係るシステム改修を毎年度行った。

また、納付義務者のニーズを踏まえ、様々な取組を行った。特に要望が大きかった電子納付について、インターネットを利用したペイジー収納サービスの運用を平成30年1月から開始した。

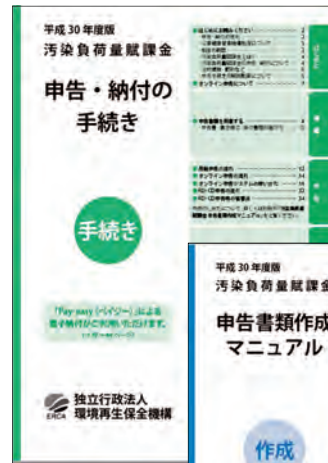
第3期中期目標期間中に実施した主な取組は次のとおりである。

第3期中期目標期間中に実施した主な取組状況

NO	項目	実施年度	実績等
NO.1	オンライン申告セミナーの開催	平成27年度より 毎年度	延参加者数 425人
NO.2	手引き、マニュアルの全面改正	平成27年度	2冊
NO.3	公害健康被害補償制度 申告書類作成方法の 動画作成・公開	平成27年度	11編
NO.4	オンライン申告システムのニーズに基づく改修 (再掲)	平成26年度より 毎年度	—
NO.5	ページーによる電子納付の利用開始	平成29年度	—



NO.1 オンライン申告セミナー



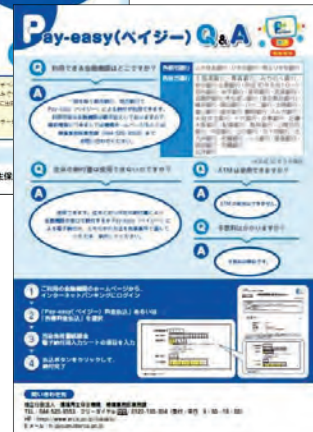
NO.2 手引き・マニュアル



NO.3 申告書類作成動画（HP内）



NO.5 ページー チラシ



2. 都道府県等に対する納付金の納付

■中期目標

(1) 納付申請等に係る事務処理の適正化

都道府県等が行う補償給付の支給及び公害保健福祉事業の適正な執行等を図るため、都道府県等との一層の連携・強化に努めること。

(2) 納付申請等に係る事務処理の効率化

全都道府県等が採用しているオンライン申請について、都道府県等の事務負担の更なる軽減を図るため、事務処理手続等の効率化を図ること。

■中期計画

(1) 納付申請等に係る事務処理の適正化

補償給付及び公害保健福祉事業に関する納付申請、納付請求、変更納付申請及び事業実績報告書に係る手続の適正化を図るため、現地指導を実施する。現地指導では都道府県等の要望及び課題等を把握するとともに関係情報を国及び都道府県等に提供する。

(2) 納付申請等に係る事務処理の効率化

都道府県等のニーズ等に対応したオンライン申請システムの見直しを行うとともに、担当者に対し研修を実施する。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）第19条、第46条、第48条及び第49条

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
現地指導の実施都道府県等数	原則3年間で全ての都道府県等に実施。（旧第一種地域39都道府県等、第二種地域6都道府県等） （計15）	旧第一種地域13都道府県等 第二種地域2都道府県等 （計15）	旧第一種地域14都道府県等 第二種地域2都道府県等 （計16）	旧第一種地域10都道府県等 第二種地域2都道府県等 （計12）	旧第一種地域15都道府県等 第二種地域2都道府県等 （計17）	旧第一種地域14都道府県等 第二種地域1都道府県等 （計15）	
オンライン申請を行う都道府県等数	全ての納付金納付対象都道府県等	100%	100%	100%	100%	97.8%	

<その他の指標>

- 納付業務システムの適切な利用のため、研修要望に対応した研修の実施。

<評価の視点>

- 3年に1回計画的に現地指導を実施することにより、適正な補償給付費等の納付業務の事務処理を確保する。
- 納付業務システムの円滑な利用を確保するため、研修ニーズを把握し、効果的な研修を実施する。

■ 評価と根拠

<中期目標期間評価（見込評価）の自己評価>

26年度～28年度は主務大臣評価。29年度及び中期目標期間評価（見込評価）は自己評価。

年度評価					中期目標期間評価	
26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	見込評価	期間実績評価
B	B	B	B		B	

（注）標語（主務大臣評価）において、重要度「高」は「○」を付す。難易度「高」は下線を引く。

<根拠>

● 背景

被認定者への補償給付費については、都道府県等を通じて確実に支給される必要があるため、納付要綱等に基づき遅滞なく給付業務を行うことが重要である。補償給付費及び公害保健福祉事業費納付金の適正性を確保するため、都道府県に対する現地指導を行うとともに、都道府県等の担当者に対して制度の仕組みや納付業務の手続等の理解が得られるよう積極的に支援していく必要がある。

● 実施状況（平成26～29年度）及び今後（平成30年度）の予定

以下のとおり、補償給付費等の納付業務に係る事務処理の適正化及び効率化を図るための対応を適切に行っていることから、見込評価を「B」とした。

- ・ 納付業務の適正性を確保するため、全45都道府県等に対し、3年に1回のサイクルで現地指導を実施し、必要に応じ適正な事務処理がなされるよう指導を行った。
- ・ 公害保健福祉事業については、計画的に実態調査を行い、事業計画の参考となるよう環境省及び都道府県等に情報提供を行った。
- ・ 納付業務システム担当者研修については、対象となる45都道府県等の研修ニーズを聴取し、研修要望があった全ての者を対象に研修を行った。なお、受講者に対する満足度調査では85%以上の者から高い評価を得た。

■ 課題と対応等

- 補償給付費納付金の納付業務については、毎年度指導が必要な都道府県等があることから、適正性を確保するため、今後も指導調査を実施していく必要がある。

また、被認定者の高齢化に伴い、公害保健福祉事業の参加者の確保が難しくなっている状況の中、公害保健福祉事業について、創意工夫のある事例等を収集し事業計画の参考となるよう情報提供を行っていく。

- 毎年、複数の都道府県等で担当者が交代するため、納付申請等の手続きを適切かつ効率的に行うための「納付業務システム担当者研修」を継続して実施する。研修の実施に当たり、実施場所、実施時期や研修内容等の決定においては、研修ニーズに基づききめ細かな対応を行っていく。

■主要な業務実績

(1) 納付申請等に係る事務処理の適正化

補償給付及び公害保健福祉事業に関する納付申請、納付請求、変更納付申請及び実績報告書に係る事務処理の適正化を図るため、45 都道府県等（旧第一種地域 39 都道府県等、第二種地域 6 都道府県等）に対する現地指導を原則として 3 年に 1 回のサイクルで次表のとおり実施し、事務処理内容について適宜指導した。

(単位：都道府県等)

区 分	基準値	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
旧第一種地域	13	14	10	15	14
第二種地域	2	2	2	2	1
計	15	16	12	17	15

また、被認定者の健康を回復させ、健康を保持・増進し必要なりハビリテーション等を行う公害保健福祉事業について、実態調査を実施し、他の都道府県等の事業計画の参考となるよう実施状況や創意工夫内容等を取りまとめ、情報提供を行った。

(単位：都道府県等)

区 分	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
実態調査実施件数	2	5	6	6

なお、補償給付費納付金及び公害保健福祉事業費の納付実績は、次表のとおりである。

(単位：百万円)

区 分	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
補償給付費納付金	41,983	40,592	39,411	38,521
公害保健福祉事業費納付金	94	88	85	82
合 計	42,077	40,680	39,496	38,603

(2) 納付申請等に係る事務処理の効率化

都道府県等の IT 環境や利用上のニーズに対応したオンライン申請システムの見直しを行うとともに、希望者全員を対象とした研修を実施した。

区 分	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
研修参加者数	15 人	38 人	27 人	37 人
研修の満足度 (有意義・やや有意義)	100%	92%	89%	86%

また、納付業務の事務処理の効率化を図るため、オンライン申請システムの活用を推進してきたところであるが、都道府県等における情報セキュリティ強化策として、インターネット使用制限、電子メール添付ファイル制限等の措置が講じられ、オンライン申請ができない事案が発生していることから、電子ファイルの送受信方法等について検討を進めている。

(単位：%)

区 分	基準値	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
オンライン申請を行う都道府県等数	100	100	100	100	97.8

<公害健康被害予防事業>

1. 事業の重点化・効率化及び収入の安定的な確保

■中期目標

公害健康被害予防基金（以下「予防基金」という。）の運用について、景気局面に対応して安全で有利な運用を図るとともに、予防基金の運用収入の減少見込みに対応して、事業の重点化・効率化を図ること。

■中期計画

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）に基づく旧第一種地域等の地域住民（以下「地域住民」という。）の慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎、肺気腫等（以下「ぜん息等」という。）の発症予防及び健康回復を図るため、調査研究、知識の普及及び研修を実施するとともに、地方公共団体が行う健康相談、健康診査、機能訓練事業、施設の整備等について助成を行う。

公害健康被害予防基金の運用について、運用方針に基づき安全で有利な運用に努めるとともに、自立支援型公害健康被害予防事業補助金の活用により、収入の安定的な確保を図る。

また、事業の実施に当たっては、地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる事業、局地的な大気汚染が発生している地域の大気汚染の改善を通じ地域住民の健康確保につながる高い効果が見込める事業等に重点化するなど、効率化を図る。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 68 条

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

—

<その他の指標>

—

<評価の視点>

事業の抜本的な重点化・効率化として取り組んだ公害健康被害予防事業の見直しの具現化の重要性・困難さ。

■評定と根拠

<中期目標期間評価（見込評価）の自己評定>

26 年度～28 年度は主務大臣評価。29 年度及び中期目標期間評価（見込評価）は自己評価。

年度評価					中期目標期間評価	
26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	見込評価	期間実績評価
B	<u>B</u>	<u>B</u>	B		B	

（注）標語（主務大臣評価）において、重要度「高」は「○」を付す。難易度「高」は下線を引く。

<根拠>

● 背景

- ・公害健康被害予防事業（以下「予防事業」という。）は、大気汚染の影響による健康被害の予防に寄与するため、地域住民の健康の確保を図ることを目的に、機構に設けられた予防基金の運用収入を主な原資として行われている。
- ・本中期目標期間では、前中期目標期間と比べ運用収入の大幅な減少が見込まれたため、地方公共団体が行う健康相談、健康診査、機能訓練事業（以下「ソフト3事業」という。）を含めた事業内容の更なる重点化・効率化を進める必要があった。
- ・事業に必要な財源は、市中金利が低い状況であっても、予防基金の安全で有利な運用に努め、自立支援型公害健康被害予防事業補助金も活用し、さらに目的積立金を取り崩すなどして確保していく必要があった。

● 実施状況（平成26～29年度）及び今後（平成30年度）の予定

（1）助成事業における見直し

- ・助成事業について、前中期目標期間で取りまとめた「今後の公害健康被害予防事業のあり方検討」（以下「あり方検討」という。）を踏まえ、ソフト3事業を含む事業メニューについて見直しを行い、平成26年度に助成金交付要綱の一部改正を行った。
- ・助成金交付要綱の一部改正、見直し後の事業メニューの定着化に当たり、地方公共団体に対し、実務者連絡会議や研修の場を通じて丁寧に説明し調整を図り、見直し後のソフト3事業の参加者数は着実に増加した。（平成27年度125,643人→平成29年度138,013人）
- ・ソフト3事業の実施効果の測定・把握のため、地方公共団体が直接、事業の評価・分析が行える「集計・分析システム」を構築・運用し事業実施効果を把握し、測定結果を、今後の事業内容に反映できるよう地方公共団体にフィードバックした。
- ・ソフト3事業の実施効果の測定・把握とあわせて、同事業での特徴ある取組や実施上の工夫などを事例集として取りまとめ、各地方公共団体との間で情報共有を図った。

（2）直轄事業における見直し

- ・調査研究について、ソフト3事業の効果的な実施に向けた研究課題や患者の日常生活の管理・指導等に関する研究課題に重点化を図りつつ、調査研究費総額を大幅に削減した。
- ・知識の普及では、医学的根拠に基づく確かな情報を提供するため、新たに「ぜん息・COPDプラットフォーム」を構築・公開した。
- ・ぜん息患者に関わるNPO法人等、関係団体とも幅広く連携を図りながら事業を行い、事業参加者の増加を図った。
- ・予防事業を担う人材を育成するため、ぜん息患者の自己管理の支援（患者教育）ができる専門性の高い「人材育成研修」を新設し実施した。
- ・人材育成研修の修了者に、助成事業の実施体制強化のため新たに構築した「ERCA予防事業人材バンク」（以下「予防事業人材バンク」という。）への登録を依頼し、多くの登録者を得た。

(3) 運用等による財源の確保

- ・事業に必要な財源は、低金利が続いている状況を踏まえ、市場の状況を注視し安全で有利な予防基金の運用に努め、自立支援型公害健康被害予防事業補助金の活用、前中期目標期間から繰り越された目的積立金の取崩しにより、財源の安定的な確保を図った。
- ・運用では、環境大臣の指定する有価証券の改正（一般担保付等の条件を緩和）が行われたことで、購入できる債券の選択肢が広がる中、安全性を最優先し効率的な運用に努めた。

(4) 次期中期目標期間に向けた予防事業の検討

当面の間、予防基金の運用収入の減少傾向は続くことから、事業規模や事業内容の点検による事業メニューの見直し、事務費の縮減、事業実施体制の検討を行い、次期中期目標期間に向けた予防事業の基本方針を取りまとめ、環境省に報告した。

■課題と対応等

- 事業の重点化・効率化及び収入の安定的な確保については、上記実績等を踏まえると、おおむね目標水準を達成できる見込み。
- 当面の間、予防基金の運用収入の減少傾向は続くことから、いかに効果的かつ効率的に予防事業を行っていくか引き続き検討していく。

■主要な業務実績

(1) 助成事業の見直し

- ・ソフト3事業の見直しでは、健康相談事業について、ぜん息患者と接触機会の多い教職員等にも対象を拡大し、健康診査事業では、スクリーニングの対象をぜん息発症のピークの年齢層（幼児）に重点化を図り、機構訓練事業では、地方公共団体の企画立案による事業メニューに転換を図った。
- ・見直し後の事業メニューの事業実施2か月後の事後評価では、ぜん息等の症状改善に向けた「行動変容」につながった（健康相談・機能訓練）、ぜん息予防や健康回復の「気づき」につながった（健康診査）ものは9割と従来と同程度の効果を確認できた。

(参考)

助成事業に占めるソフト3事業の割合

(単位：百万円)

		助成事業に占めるソフト3事業の割合			
	基準値 (前中期 目標期間 最終年度 値等)	26年度	27年度	28年度	29年度
助成事業費	—	446	368	375	378
うちソフト3 事業(割合)	80%以上	413 (92.8%)	351 (95.4%)	361 (96.3%)	360 (95.1%)

ソフト3事業参加者数の推移

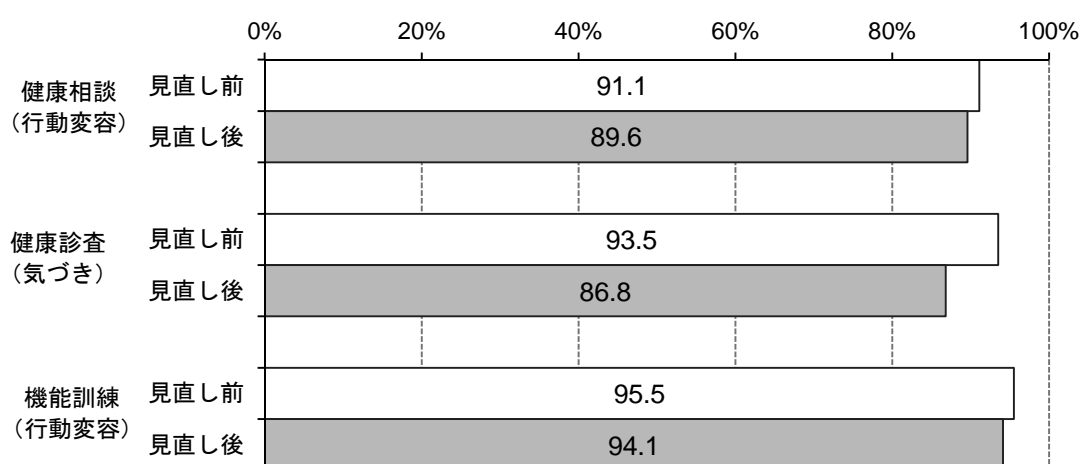
(単位：人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
健康相談事業	15,794	28,725	32,887	32,146
健康診査事業	162,887	72,633	81,440	83,279
機能訓練事業	27,830	24,258	24,399	22,588
合計	206,511	125,616	138,726	138,013

注1) 機能訓練事業の参加者数は延べ人数

注2) 平成27年度の健康診査事業の減少は、3・4か月検診の廃止によるもの。

事業メニュー見直し前後における「行動変容」や「気づき」の変化



(2) 直轄事業の見直し

- ・調査研究について、ソフト3事業の効果的な実施に向けた研究課題や患者の日常生活の管理・指導等に関する研究課題に重点化を図りつつ、調査研究費総額を平成24年度比で61%削減した。
- ・知識の普及では、学術研究団体ほか関係団体の協力を得て、医学的根拠に基づく確かな情報を提供するため、新たに「ぜん息・COPDプラットフォーム」を構築・公開し、同サイトの周知・利用促進を図るため、SNS（ツイッター）による情報発信を開始した。
- ・NPO法人等と協働でぜん息患者に呼吸リハビリテーション教室を実施するなど関係団体とも幅広く連携を図りながら事業を行うことで、3,161人の参加を得ることができた。
- ・研修について、従来の事業に必要となる基礎研修の習得を目的とした「事業研修」（基礎研修）に加え、患者教育の担い手となる人材育成を目的とした「人材育成研修」（専門研修）を新設し実施した。
- ・人材育成研修の修了者に、今後の予防事業の実施に当たり講師やスタッフとして参画してもらうため予防事業人材バンクへの登録を依頼し、561名（小児ぜん息196名、成人ぜん息等365名）の登録者を得ることができた。

(3) 運用等による財源の確保

- ・環境大臣の指定する有価証券の改正（一般担保付等の条件の緩和）が行われ、購入できる債券の選択肢が広がる中、運用方針に基づき、市場の状況や金利の優位性を勘案して債券を購入するなど、安全で有利な運用に努めた。
- ・自立支援型公害健康被害予防事業補助金の活用及び目的積立金の取崩しにより、財源の安定的な確保を図った

<運用収入等の状況>

(単位：百万円)

	26年度	27年度	28年度	29年度
運用収入 (利率)	798 (1.77%)	716 (1.59%)	699 (1.55%)	562 (1.25%)
補助金	200	200	200	200
目的積立金(取崩)	3	66	26	31
計	1,001	982	925	793

(出典：機構損益計算書)

(6) 第4期中期目標期間に向けた予防事業の検討

当面の間、予防基金の運用収入の減少傾向が続くため、事業規模や事業内容の点検による予防事業メニューの見直し、事務費の縮減、事業実施体制の検討を行い、第4期中期目標期間（平成31年度からの5年間）における予防事業の基本方針を平成29年度に取りまとめ、環境省に報告した。

2. ぜん息患者等のニーズの把握と事業内容の改善

■中期目標

効果的かつ効率的な業務を行うため、ぜん息等の患者、地域住民のニーズを的確に把握し、事業の改善を図ること。

また、事業の実効性を確保する観点から、前中期目標期間に引き続き、事業実施効果の定量的な指標による測定及び把握に努めるとともに、客観的データに基づいた事業の評価・分析を行い、その結果を踏まえた事業内容を検討し、より効果のある事業に重点化を図ること。

■中期計画

効果的かつ効率的に業務を行うため、ぜん息等の患者、地域住民の満足度やニーズを把握し、その結果を事業内容に的確に反映させることにより事業の改善を図る。

また、ぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる地方公共団体が行う健康相談事業、健康診査事業及び機能訓練事業（以下「ソフト3事業」という。）について、事業実施効果の測定及び把握に努め、事業の評価、分析を継続して行き、その結果を踏まえた事業内容を検討し、効果のある事業内容に重点化を図る。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）第68条

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

—

<その他の指標>

—

<評価の視点>

本事項「ニーズの把握と事業への反映」は、公害健康被害予防事業（以下「予防事業」という。）の役割からして、本来的に基本とすべき重要な取組であるということ。事業の抜本的な重点化・効率化として取り組んだ予防事業の見直しの具現化の重要さ・困難さ。

■評定と根拠

<中期目標期間評価（見込評価）の自己評定>

26年度～28年度は主務大臣評価。29年度及び中期目標期間評価（見込評価）は自己評価。

年度評価					中期目標期間評価	
26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	見込評価	期間実績評価
B	B	B	B		B	

（注）標語（主務大臣評価）において、重要度「高」は「○」を付す。難易度「高」は下線を引く。

<根拠>

● 背景

- ・大気環境は大幅に改善されたものの、依然、大気汚染が何らかの影響を及ぼしている可能性を否定することはできない現状にあり、引き続き予防事業を展開していく必要がある。
- ・予防基金の運用収入が減少するなか、予防事業を効果的・効率的に行っていくためには、ぜん息患者等のニーズを的確に把握していくことが重要である。
- ・ぜん息の治療が長期管理薬による治療に移行し、症状をコントロールできるようになるなど予防事業を取り巻く環境も変化しており、これら治療等の変化にも対応していく必要がある。

● 実施状況（平成 26～29 年度）及び今後（平成 30 年度）の予定

- ・公害健康被害補償制度と関わりの深い患者団体、ぜん息等の発症予防や健康回復の活動に取り組んでいる NPO 法人等との連絡会を設けて意見交換を行った。
- ・患者団体等へのヒアリングにより把握したニーズについては、実施可能なものから事業内容に反映し実施した。
- ・助成事業について、第 2 期中期目標期間で取りまとめた「あり方検討」を踏まえ、ソフト 3 事業ほか事業メニューについて見直しを行い、平成 26 年度に助成金交付要綱の一部改正を行った。
- ・助成金交付要綱の一部改正、見直し後の事業メニューの定着化に当たり、地方公共団体に対し、実務者連絡会議や研修等を通じて意見等を聴取した。
- ・ソフト 3 事業の実施効果の測定・把握のため、地方公共団体が事業の評価・分析を直接行うことができる「集計・分析システム」を構築・運用し、事業の実施効果を把握し、その測定結果を今後の事業内容に反映できるよう地方公共団体にフィードバックした。
- ・ソフト 3 事業の実施効果の測定・把握とあわせて、同事業での特徴ある取組や実施上の工夫などを事例集として取りまとめ、地方公共団体に提供し情報の共有を図った。

■課題と対応等

- ぜん息患者等のニーズの把握と事業内容の改善については、上記実績等を踏まえると、おおむね目標水準を達成できる見込み。
- 予防事業の対象となるぜん息患者とその家族、地域住民、関係機関・団体の意見・要望を引き続き把握し、それらニーズに基づき効果的かつ効率的な事業を実施するなど、今後とも事業対象者に対して質の高いサービスを提供していく。

■ 主要な業務実績

- ・患者団体等から把握したニーズについて、次のとおり実施可能なものから事業内容に反映した。

把握したニーズを反映した事業

把握したニーズ	ニーズを反映した事業	事業区分
1. 専門医への相談・交流機会の確保	・ 関連学会と連携した市民公開講座の開催	知識普及
2. 就学期のぜん息患者のサポート	・ 地域においてぜん息等の啓発に取り組む NPO 法人と協働し学校等の専門職向けに出張型講習会の実施	知識普及
3. 思春期のぜん息患者を対象とする患者教育機会の提供	・ 水泳記録会で対象者を中学生までに拡大、「ぜん息ミニ体験教室」及び「実技講習」などを通じ保健指導を実施	知識普及
4. COPDに対する認知度の向上、重症化の防止	・ (一社) GOLD 日本委員会*との共催で、地方公共団体職員、医療従事者等を対象に講演会を実施 ・ NPO 法人等と協働でぜん息患者に呼吸リハビリテーション教室を実施 ・ 医師会と連携した市民公開講座の実施	知識普及
5. ぜん息患者教育スタッフの養成	・ 厚生労働省との共催で保育所向け講習会を実施	知識普及
	・ ぜん息に関するコメディカルスタッフを養成するための研修を実施 ・ 専門性の高い指導者を養成するための指導者養成研修を実施	研修
6. 呼吸リハビリテーションを行う理学療法士の養成	・ COPDに関するコメディカルスタッフの養成研修の実施 ・ 呼吸リハビリテーションに関する指導者養成研修の実施	研修

* GOLD (Global Initiative for Chronic Obstructive Lung Disease) は、世界中の医療専門家が協力する形で始まった世界的な活動で、医療従事者及び社会一般を対象に、「COPD についての認識・理解を高めること」、「COPD の診断・管理・予防について、その方法を向上させること」、「COPD に関する研究を促進させること」の3つを目的として活動している。

3. 調査研究

■中期目標

(1) ぜん息等の発症予防、健康回復に関する環境保健分野及び大気環境の改善分野における調査研究の実施に当たっては、大気の汚染の影響による健康被害を予防する上で、より効果の高い事業に引き続き重点化するとともに、テーマに応じて、研究費の配分を検討し、研究費を平成 24 年度実績に比し、10%削減すること。

また、調査研究課題については、重点分野等を中期計画で定め、公募制を継続し、透明性の確保を図ること。

(2) 調査研究事業の達成度については、外部有識者による年度評価及び事後評価を行い、その結果を調査研究活動や各分野における事業の展開等にフィードバックさせること。

■中期計画

(1) 環境保健分野に係る調査研究については、地域住民のぜん息等の発症予防・健康回復に直接つながるソフト 3 事業の効果的な実施に向けた課題や患者の日常生活の管理・指導等に関する課題に重点化を図り、また、大気環境の改善分野に係る調査研究については、局地的な大気汚染地域の大気汚染の改善に係る課題や今日的な大気汚染の知見の蓄積に向けた課題に重点化を図る。

なお、研究課題の重点化を行うことにより、調査研究費総額を平成 24 年度比で 10%以上削減する。

新規に採択する調査研究課題については、公募制を継続し透明性の確保を図る。公募の実施に当たっては、競争性を高める観点からホームページの活用や関連学会等との連携により広範な周知を図る。

また、課題の採択については、外部の有識者による評価を行い、公募の締切日から 60 日以内に決定する。

(2) 各調査研究課題の外部有識者による評価として、各年度に年度評価を行うとともに、課題の終了後には事後評価を実施する。また、その評価結果については研究者へフィードバックし、次年度の研究内容（研究資源の配分、研究計画）に反映させるほか、各分野における事業の展開にフィードバックさせる。なお、評価結果が一定レベルに達しないものについては、計画の変更又は中止を行う。

さらに、研究成果については、研究発表会やホームページで公表するとともに、ぜん息患者等の日常生活の向上や大気環境の改善に直接役立つ情報については、より分かりやすい資料を作成するなどしてホームページやパンフレットなどにより、広く情報提供を行う。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 68 条

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標	基準値 （前中期 目標期間 最終年度 値等）	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
調査研究費の総額の削減	平成24年度比で10%以上削減する	同左	39%削減	37%削減	50%削減	61%削減	
課題の採択までの事務処理期間	外部有識者による評価を行い、公募締切日から60日以内に決定する	同左	59日	—	—	55日	

注1) 議題の採択までの事務処理期間が「—」となっているのは、平成27年度及び平成28年度は課題の採択年でないためである。

<その他の指標>

—

<評価の視点>

今後の公害健康被害予防事業の重点施策に則した調査研究課題への選択と集中が図られているか。調査研究の成果が公害健康被害予防事業の他の事業に活かされているか。

■評定と根拠

<中期目標期間評価（見込評価）の自己評定>

26年度～28年度は主務大臣評価。29年度及び中期目標期間評価（見込評価）は自己評価。

年度評価					中期目標期間評価	
26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	見込評価	期間実績評価
B	B	B	B		B	

（注）標語（主務大臣評価）において、重要度「高」は「○」を付す。難易度「高」は下線を引く。

<根拠>

● 背景

- ・環境保健分野の調査研究では、ぜん息等の治療の進展に伴い、近年では、患者の日常生活の管理や保健指導に重点をおいた研究課題の設定が必要である。
- ・環境改善分野の調査研究では、大気環境の改善を受けて、局地大気汚染対策や微小粒子状物質（PM2.5）など今日的な大気汚染対策に重点をおいた研究課題の設定が必要である。
- ・予防基金の運用収入が減少するなか、調査研究費の総額を抑え、地域住民のぜん息等の発症予防・健康回復や大気環境の改善につながる有益な調査研究を実施していく必要がある。

● 実施状況（平成 26～29 年度）及び今後（平成 30 年度）の予定

- ・環境保健分野の調査研究では、ぜん息等の日常生活の管理や保健指導に重点をおいた研究課題を設定し、環境改善分野では局地大気汚染対策など今日的な大気汚染対策に重点をおいた研究課題を設定した。
- ・平成 26 年度から 3 年間の研究とした調査研究（第 10 期）では、環境保健分野で 3 課題 9 研究、環境改善分野で 2 課題 2 研究を公募により実施し 60 日以内（実績 59 日）に採択した。
- ・平成 29 年度から 2 年間の研究とした調査研究（第 11 期）では、環境保健分野で 3 課題 9 研究、環境改善分野で 1 課題 1 研究を公募により実施し 60 日以内（実績 55 日）に採択した。
- ・調査研究の成果は、毎年度、研究発表会において報告し、環境保健及び局地大気汚染対策への貢献度、研究成果の目標設定に対する達成度等について専門家による評価を行い、評価結果は次年度の研究内容に反映させるため、研究者にフィードバックした。
- ・調査研究の成果は、ソフト 3 事業の事業メニューの見直しやぜん息患者の自己管理を促進するため患者教育に携わるコメディカルスタッフを育成するためのシステム（e ラーニングによる学習支援システム）に活用している。
- ・予防基金の運用収入が減少するなか、研究課題の重点化を図りつつ、調査研究費の総額は、平成 24 年度の調査研究費総額 134 百万円に対し、平成 29 年度の総額は 52 百万円であり 61% の削減を図った。

■課題と対応等

- 調査研究課題の重点化等については、上記実績等を踏まえると、おおむね目標水準を達成できる見込み。
- 予防基金の運用収入が減少するなか、引き続き調査研究費の総額を抑え、地域住民のぜん息等の発症予防・健康回復や大気環境の改善につながる有益な調査研究を実施していく必要がある。

■主要な業務実績

（1）調査研究の公募と実施

- ・平成 26 年度から 3 年間の研究とした調査研究（第 10 期）では、環境保健分野で 3 課題 9 研究、環境改善分野で 2 課題 2 研究の公募を実施し 60 日以内（実績 59 日）に採択した。（再掲）
- ・平成 29 年度から 2 年間の研究とした調査研究（第 11 期）では、環境保健分野で 3 課題 9

研究、環境改善分野で1課題1研究の公募を実施し60日以内（実績55日）に採択した。
（再掲）

①環境保健分野では、ぜん息等の日常生活の管理、保健指導に重点をおいた研究課題として、「患者教育実践指導のための指導者育成システムの開発と基盤整備」「客観的指標によるアドヒアランスの評価」ほか研究課題を採択した。

26～28年度（全9課題）	29～30年度（全9課題）
(1) 気管支ぜん息の発症、増悪予防に関する調査	(1) 気管支ぜん息の発症、増悪予防に関する調査
①乳幼児期のぜん息ハイリスク群へのフォローアップ指導のあり方	①乳幼児期ぜん息ハイリスク群のスクリーニングとフォローアップ指導の確立
②アレルギー疾患の進展予防・管理によるぜん息の発症、増悪の予防、改善効果（2課題）	②環境因子による増悪予防のための健康管理手法
③環境因子による増悪予防のための健康管理手法	
(2) 気管支ぜん息・COPD患者の日常生活の管理、指導に関する調査	(2) ぜん息・COPD患者の患者教育及びアドヒアランスの向上に関する調査
①就学期の患者の効果的な教育、指導モデルの構築	①ぜん息・COPD患者のアドヒアランスの向上（小児・成人ぜん息分野）
②患者教育実践指導のための指導者育成システムの開発及び基盤整備	②ぜん息・COPD患者のアドヒアランスの向上（COPD分野）
③客観的指標によるアドヒアランスの評価	③ぜん息・COPD患者に対する患者教育の実践（小児・成人ぜん息分野）（2課題）
④COPDの重症化防止のための効果的なセルフマネジメント教育の実践・普及	④ぜん息・COPD患者に対する患者教育の実践（COPD分野）
(3) 気管支ぜん息の動向等に関する調査	(3) 気管支ぜん息の動向等に関する調査
①気管支ぜん息患者の長期経過及び変動要因	①気管支ぜん息患者の長期経過及び変動要因（2課題）

②環境改善分野では、今日的な大気汚染対策として、「自動車NO_x・PM法に係る対策地域におけるNO_x環境基準確保の評価手法」「道路沿道環境における微小粒子状物質（PM2.5）及びナノ粒子が及ぼす影響」ほか研究課題を採択した。

26～28年度（全3課題）	29～30年度（全1課題）
(1) 局地的な大気汚染地域の大気汚染の改善に関する調査	(1) 局地的な大気汚染地域の大気汚染の改善に関する調査
①自動車NO _x ・PM法に係る対策地域におけるNO ₂ 環境基準確保の評価手法に関する調査研究	（評価委員による事前評価の結果、採択課題なし）

②局地的大気汚染対策に係る調査研究の体系的レビューとその成果を活用した局地的対策パッケージに関する調査研究（26～27年度に実施）	
(2)幹線道路沿道の微小粒子状物質（PM2.5）対策に資する調査	(2)今日的な大気汚染の知見の蓄積に向けた課題に関する調査
①道路沿道環境における微小粒子状物質（PM2.5）及びナノ粒子に及ぼす要因に関する調査研究	①粒子状汚染物質の低減を目指した大気浄化植樹事業の新たな展開に係る調査研究

調査研究費の削減及び課題採択日数の推移

	基準値 （前中期 目標期間 最終年度 値等）	26年度	27年度	28年度	29年度
調査研究費の総額の削減	平成24年度比で10%以上	39%削減	37%削減	50%削減	61%削減
課題採択までの事務処理期間	60日	59日	—	—	55日

(2) 外部有識者による評価、調査研究成果の予防事業への反映

- ・調査研究の成果は、毎年度、研究発表会において報告を行い、環境保健及び局地大気汚染対策への貢献度、研究成果の目標設定に対する達成度等について医学専門家等の外部有識者による評価を行い、評価結果は次年度の研究内容に反映させるため、研究者にフィードバックした。（再掲）
- ・平成26年度から3年間の研究とした調査研究（第10期）の事後評価は、環境保健分野で平均点が3.5～4.5点（5点満点）、環境改善分野で同3.8～4.8点と高い評価を得ている。
- ・調査研究の成果は、ソフト3事業の事業メニューの見直しやぜん息患者の自己管理を促進するため患者教育に携わるコメディカルスタッフを育成するためのシステム（eラーニングによる学習支援システム）に活用している。（再掲）

(3) 経理の適正化、透明性の確保

- ・委託先の会計担当者を対象に会計説明会の開催などを通じて、委託費の適正執行について周知徹底を図り、あわせて必要に応じて現地指導調査を行った。
- ・「公害健康被害予防事業に係る調査研究の委託業務に関する取扱要領」について、委託先の業務遂行の責務、物品の管理（所有権）等について見直しを行い改正した。

4. ぜん息予防等の知識の普及及び情報提供

■中期目標

環境保健及び大気環境の改善に関する最新の情報や知見について、知識の普及、情報の提供事業を積極的に行うこと。

また、事業参加者等へのアンケート調査の回答者のうち 80%以上の者から満足が得られるようにすること。

■中期計画

(1) 地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復並びに地域の大気環境の改善に係る知識の普及を行うため、パンフレットの作成やぜん息等講演会の開催などの事業を積極的実施する。

また、事業内容についての評価を把握するため、当該事業が実施された年度の参加者、利用者に対するアンケート調査を実施する。アンケートの調査結果を事業に反映させることにより、有効回答者のうち 80%以上の者から 5 段階評価で上から 2 段階までの評価を得る。なお、個人の自己管理や大気環境の改善に向けた取組等を促す事業については、事業効果の継続的な把握に努め、結果を事業に反映させるなど質の向上を図る。

(2) ホームページ等を活用し、各事業の実施を通じて得られた最新の知見や情報を幅広く積極的に提供する。そのため、最新情報の収集・整理を積極的に進めるほか、ホームページ利用者等のニーズの把握を行うとともに、効果的な提供方法や内容の充実を図る。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和 48 年法律第 111 号）第 68 条

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

主要なアウトプット（アウトカム）情報						
達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
講演会の参加者等に対してアンケート調査を行い、有効回答者の 80 パーセント以上から 5 段階評価で上位 2 段階までの評価を得る。	同左	94%	95%	97%	98%	

※数値は 5 段階評価で上位 2 段階までの評価の率

<その他の指標>

—

<評価の視点>

ぜん息及びCOPDの予防、大気環境の改善に関する正確な知識をわかりやすく提供する取組が効果的・効率的に行われているか。事業の抜本的な重点化・効率化として取り組んだ予防事業の見直しの具現化の重要さ・困難さ。

■ 評価と根拠

<中期目標期間評価（見込評価）の自己評価>

26年度～28年度は主務大臣評価。29年度及び中期目標期間評価（見込評価）は自己評価。

年度評価					中期目標期間評価	
26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	見込評価	期間実績評価
B	B	B	A		B	

（注）標語（主務大臣評価）において、重要度「高」は「○」を付す。難易度「高」は下線を引く。

<根拠>

● 背景

- ・ぜん息等の治療法の変化にあわせて、ぜん息患者やその家族に科学的知見に基づく確かな医療情報等を提供する必要がある。
- ・ぜん息の治療等について、ぜん息患者やその家族が正しい情報に容易にたどりつくために、学術研究団体、NPO法人等が持つ有益な情報を一堂にまとめ発信する場が必要である。
- ・潜在患者が多くいるといわれるCOPDについて、患者の早期発見や呼吸リハビリテーションなどによる健康回復が求められている。

● 実施状況（平成26～29年度）及び今後（平成30年度）の予定

（1）機構自らによる知識の普及

- ・パンフレットの作成では、「パンフレット合理化の基本方針」により、これまでの小児ぜん息向けの啓発冊子の再編・統合を図り、科学的知見に基づく確かな情報を提供した。
- ・ぜん息患者等から要望が多い、ぜん息専門医等への相談、交流機会を提供するため、専門医による講演会や学術研究団体と共催による市民公開講座を開催した。
- ・医療現場で患者教育の重要性が高まっていることから、学術研究団体と連携して、医師及び看護師等のコメディカルスタッフを対象に、患者教育に関する教育セミナーを実施した。
- ・水泳訓練教室に参加しているぜん息児童等を対象に「ぜん息児水泳記録会」を開催し、あわせて保護者への保健指導やピークフローメータの使用方法等の実技指導を行った。
- ・ぜん息・COPD患者等からの相談に応えるため、「ぜん息・COPD電話相談室」を今年で開設し、看護師及び医師（非常勤）により相談に対応した。
- ・事業参加者のアンケート調査では、回答者のうち80%以上の者から5段階評価で2段階までの評価を得るとの目標に対し、直近年度において98%の高い評価を得た。

(2) 他の主体との連携による知識の普及

- ・ NPO法人等の知見・ノウハウを活用し、COPD患者の早期発見や呼吸リハビリテーションを普及させる事業を協働で実施し、受診勧奨をした参加者からCOPDの発見につなげることができた。
- ・ 保育所におけるぜん息を含むアレルギー疾患の正しい知識を普及するため、厚生労働省と連携して、保育士等を対象に専門医による講習会を全国10ブロックで実施した。
- ・ 「大気環境・ぜん息などの情報館」のリニューアルを行い、新たに学術研究団体、NPO法人等16団体の協力を得て、それぞれがもつ有益な情報を一堂にまとめ発信する場として「ぜん息・COPDプラットフォーム」を構築・公開するなどホームページを活用した情報提供を積極的に行った。
- ・ 「ぜん息・COPDプラットフォーム」から最新の情報を提供するため、SNS（ツイッター）も活用しながら情報発信を行った。

■課題と対応等

- 引き続き、地域住民や医療従事者等の様々なニーズの把握に努め、必要とされる情報を提供していく。小児ぜん息向けの啓発冊子の再編・統合に続き、成人ぜん息の向けの啓発冊子について再編・統合を進め、内容の充実とあわせて合理化を図る。
- 従来の知識普及事業で高い満足度を維持しながら、「ぜん息・COPDプラットフォーム」の開設やNPO法人等との協働事業を実施するなど、他の主体と連携した新たな普及・啓発事業を展開する。
- 継続して、これらネットワークを活用した科学的知見に基づく確かな情報を発信することが必要。

■主要な業務実績

(1) 機構自らによる知識の普及

- ・ パンフレットの作成では、「パンフレット合理化の基本方針」により、小児ぜん息向けの啓発冊子の再編・統合を図り、科学的知見に基づく確かな情報を提供した。(再掲)
- ・ ぜん息患者等から要望が多い、ぜん息専門医等への相談、交流機会を提供するため、専門医による講演会や学術研究団体と共催による市民公開講座を開催した。(21回、3,155人)
- ・ 医療現場で患者教育の重要性が高まっていることから、学術研究団体と連携して、医師及び看護師等のコメディカルスタッフを対象に、患者教育に関する教育セミナーを実施した。(9回、555人)
- ・ 水泳訓練教室に参加しているぜん息児童等を対象に「ぜん息児水泳記録会」を開催し、あわせて保護者への保健指導やピークフローメータの使用方法等の実技指導を行った。(8回、1,012人)
- ・ ぜん息・COPD患者等からの相談に応えるため、「ぜん息・COPD電話相談室」を通年で開設し、看護師及び医師(非常勤)が相談に対応した。(5,020件)

パンフレット提供部数（提供先別）

（単位：部）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地方公共団体等 （保健所、学校含む）	166,917	164,066	185,637	121,652
医療機関	260,789	266,791	247,020	234,625
個人等	147,207	135,019	132,123	130,006
計	574,913	565,876	564,780	486,283

（２）他の主体との連携による知識の普及

- ・ NPO 法人等の知見・ノウハウを活用し、COPD 患者の早期発見や呼吸リハビリテーションの普及させる事業を協働で実施し、受診勧奨の参加者から COPD の発見につなげた。（大阪及び岡山で協働実施した 3 年間の事業参加者数は 3,161 人）
- ・ 保育所におけるぜん息を含むアレルギー疾患の正しい知識を普及するため、厚生労働省と連携して、保育士等を対象に専門医による講習会を全国 10 ブロックで実施した。（14 回、4,015 人）
- ・ 新たに学術研究団体、NPO 法人等 16 団体の協力を得て、それぞれが持つ有益な情報を一堂にまとめ発信する場として「ぜん息・COPD プラットフォーム」を構築し公開するなど、ホームページを活用した情報提供を積極的に行った。
- ・ 「ぜん息・COPD プラットフォーム」から最新の情報を提供するため、SNS（ツイッター）も活用しながら情報発信を行った。（発信回数 150 回、フォロワー 190 人）

（３）アンケート結果

- ・ 事業参加者のアンケート調査では、回答者のうち 80%以上の者から 5 段階評価で 2 段階までの評価を得るとの目標に対し、直近年度において 98%の高い評価を得た。

事業参加者のアンケート結果

		講演会等への参加者数と参加者の評価			
	基準値 （前中期 目標期間 最終年度 値等）	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
参加者数	—	5,465 人	5,026 人	4,135 人	2,481 人
上位 2 段階 までの評価	80%以上	94.4%	95.4%	96.7%	98.0%

※数値は 5 段階評価で上位 2 段階までの評価の率

主な啓発事業の実施状況

実施内容		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
1	講演会(市民向け)	○	○	○	○
2	講習会(専門職向け)	○	○	○	○
3	保育所講習会	○	○	○	○
4	COPD 講習会	-	○	○	-
5	電話相談室	○	○	○	○
6	水泳記録会	○	○	○	○
7	PM2.5 セミナー	○	○	○	-

「○」印は開催・実施したもの

5. 公害健康被害予防事業を担う人材の育成

■中期目標

地方公共団体が実施する公害健康被害予防事業の従事者が事業への理解を深め、事業実施に必要な知識を習得するための研修を実施すること。

また、受講者へのアンケート調査の回答者のうち 80%以上の者から満足が得られるようにすること。

■中期計画

地方公共団体が実施するソフト3事業及び大気環境の改善事業の従事者を対象に、各事業への理解を深めるとともに事業実施に必要な知識及び技術を理論的・実践的に習得することを目的とした効果的な研修を実施する。

また、地域において、ぜん息患者等に対して指導を行う看護師等の患者教育スタッフを養成するための研修を実施する。

実施に当たっては、研修ニーズを把握し、その内容を研修のカリキュラム作成（講座内容、講師）等に反映させることにより、有効回答者のうち 80%以上の者から5段階評価で上から2段階までの評価を得ることを達成するなど、質の向上を図る。

なお、当該年度の研修に参加したソフト3事業従事者を対象に追跡調査を実施し、平均 80%以上から「研修成果を効果的に活用できている」などのプラス評価を得る。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）第68条

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標	基準値 （前中期 目標期間 最終年度 値等）	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
研修受講者 による評価	研修の受講者 に対してアン ケート調査を 行い、有効回 答者の 80 パ ーセント以上 から 5 段階評 価で上位 2 段 階までの評価 を得る。	同左	96%	98%	98%	99%	

地方公共団 体を実施す るソフト3 事業の従事 者を対象と した研修受 講者の所属 上長による 評価	左記の研修受 講者の所属上 長に対して追 跡調査を行 い、有効回答 者の80パー セント以上か ら「研修成果 を効果的に活 用できている。」などのプ ラス評価を得 る。	同左	95%	96%	100%	99%	
--	---	----	-----	-----	------	-----	--

<その他の指標>

—

<評価の視点>

予防事業の事業環境の変化を踏まえた研修事業となっているか。また、実際に効果的な研修となっているか。

■ 評価と根拠

<中期目標期間評価（見込評価）の自己評価>

26年度～28年度は主務大臣評価。29年度及び中期目標期間評価（見込評価）は自己評価。

年度評価					中期目標期間評価	
26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	見込評価	期間実績評価
B	<u>A</u> O	<u>B</u>	B		A	

（注）標語（主務大臣評価）において、重要度「高」は「O」を付す。難易度「高」は下線を引く。

<根拠>

● 背景

- ・ソフト3事業を始め助成事業を着実に実施していくためには、実務担当者が各事業について理解を深め、事業実施に必要な知識やノウハウを体系的に理解し実践することが求められる。
- ・事業を実施する地方公共団体の実施体制の変化（組織改編等による人員の縮小）を受けて、これから予防事業を担う人材の育成、さらに、ぜん息等の治療法の変化に対応するため、ぜん息患者の自己管理を支援するスタッフや指導者の育成が必要である。

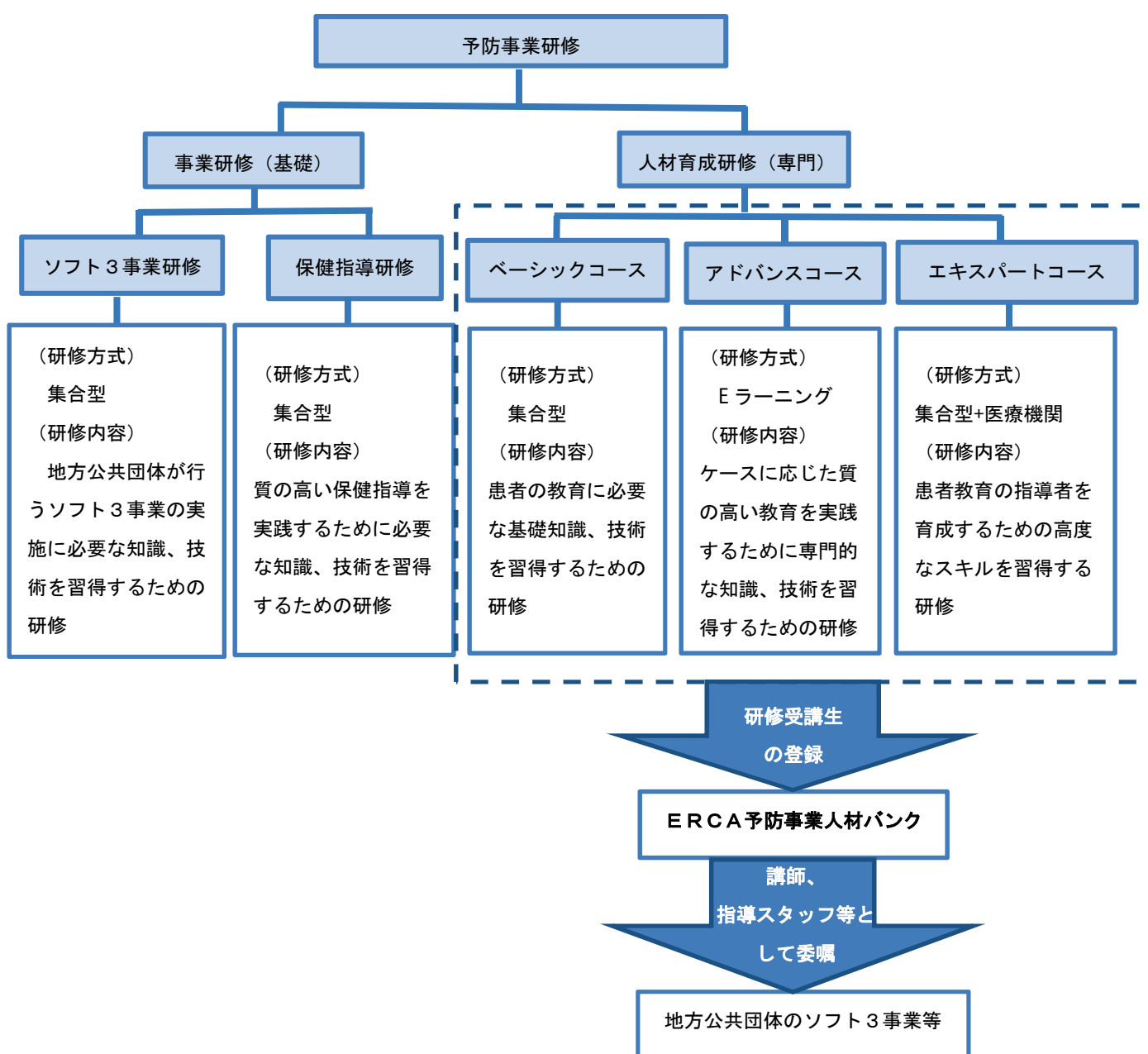
● 実施状況（平成26～29年度）及び今後（平成30年度）の予定

（1）患者教育の担い手となる人材育成

- ・予防事業の担い手である地方公共団体の体制が縮小傾向にあり、ソフト3事業の企画や実

施を担う職員や保健師の不足を受けて、今後、求められる人材像について外部有識者による検討会を組織し検討を行い、「患者教育の充実に向けた予防事業における人材育成、支援に関する総合的な取組」（以下「基本方針」という。）を策定した。

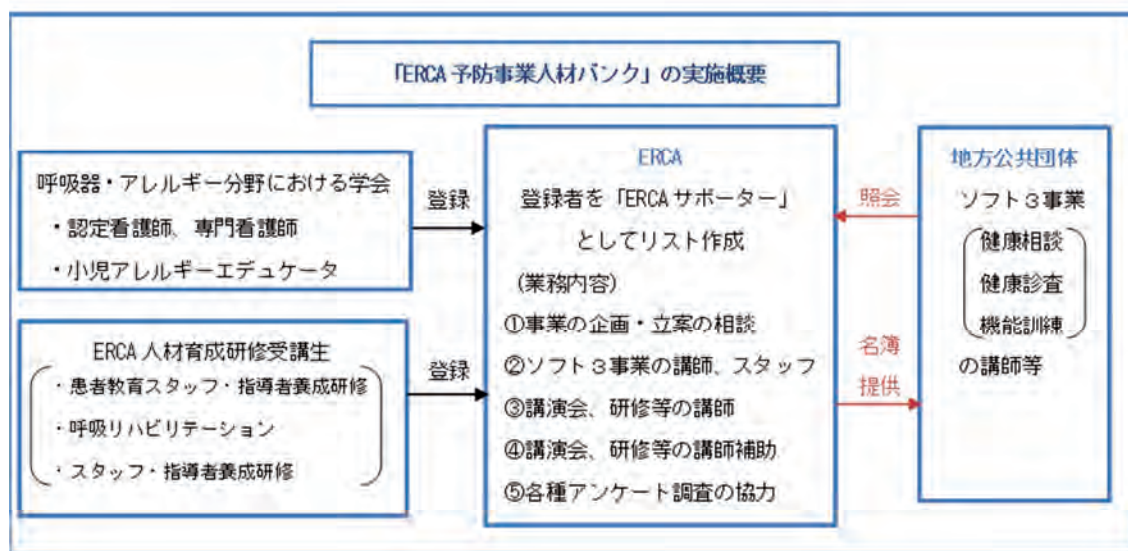
- ・基本方針により従来の事業に必要となる基礎知識の習得を目的とした「事業研修」（基礎）に加え、ぜん息患者の自己管理の支援（患者教育）ができる専門性の高い人材育成を目的とした「人材育成研修」（専門）を新設し、研修を実施した。
- ・「人材育成研修」（専門）では、レベル毎にコースを設け、上級コースでは、患者教育の指導者を育成するため高度なスキルの習得を目的とし、看護師、保健師、理学療法士を対象に、医学専門家の協力を得て、集合研修と医療現場での実習とを合わせた研修を実施した。
- ・人材育成研修の修了者には、今後の予防事業の実施に当たり講師やスタッフとして「予防事業人材バンク」への登録を依頼し、多くの登録者を得た。



(2) 予防事業人材バンクを活用した事業実施体制の強化

- ・ 予防事業人材バンクには、人材育成研修の終了者のほか、講習会等を通じて呼吸器・アレルギーの学会等が認定する患者教育・指導の専門のライセンスを有する指導者にも広く登録の協力依頼を行い、これまで561人（小児ぜん息196人、成人ぜん息等365人）の登録を得た。
- ・ 予防事業人材バンクの登録者は、登録者の個人情報にも配慮しつつ、地方公共団体に事業スタッフとして紹介を行い、協力を依頼している。
- ・ 新規事業の実施や既存事業の内容の拡充を図るため、機構からも予防事業人材バンクの登録者の紹介とあわせ事業ノウハウと企画立案の補助をパッケージ化して地方公共団体に対し提供し、これまでに4地方公共団体において延べ14人の登録者の協力を得て新たに事業を実施した。
- ・ 予防事業人材バンクの登録者に行った活動報告アンケートによれば、専門研修受講者が予防事業だけではなく地域の保健衛生の現場で講師やスタッフとして活躍している。

ERCA 予防事業人材バンク実施概要



■課題と対応等

- 受講者・上長へのアンケートでは、全ての年度において目標値を上回る高い評価を得る見込み。
- これまでに予防事業人材バンクには多数の登録をいただいております。今後は登録者の知識・技能と現場でのニーズとの調整を図りながら、どのように事業に展開していくか検討する。

■ 主要な業務実績

(1) 研修体系の見直し

(※参考 ～H26年度)		(H27年度～)			
予防事業研修	初任者研修	事業研修 (基礎)	ソフト3事業研修		初任者研修 + 機能訓練研修
	機能訓練研修		保健指導研修		H26から継続
	保健指導研修				
コメディカル スタッフ養成研修	ぜん息患者教育 スタッフ養成研修	人材育成研修 (専門)	ぜん息患者教育 スタッフ養成研修	ベーシックコース	H26から継続
				アドバンスコース	Eラーニング研修 (任意)
				エキスパートコース	施設研修(H28～継続)
	呼吸リハビリテーション スタッフ養成研修		呼吸ケア・ リハビリテーション スタッフ養成研修	ベーシックコース	H26から継続
				エキスパートコース	施設研修(H28～継続)

(2) 事業研修（基礎）における取組

① 環境保健分野

- ・従来の「初任者研修」と「機能訓練事業研修」を統合し、「ソフト3事業研修」として整理合理化を図った。
- ・受講者アンケートの結果から、実技の講義を加えるなどカリキュラムの見直しを行った。
- ・助成事業に携わる実務担当者の受講機会を確保するため、年度当初に研修計画や研修内容を地方公共団体に周知し、計画的に受講ができるよう配慮した。
- ・研修に参加できない実務担当者に対し、ぜん息等の知識が習得できるよう、調査研究で開発したeラーニングシステムを機構ホームページで公開し、地方公共団体に周知した。

② 環境改善研修

- ・受講者アンケートの結果や大気汚染対策における国の動向などを踏まえ、微小粒子状物質（PM2.5）に関する最新の知見や地域における取組事例などをカリキュラムに反映した。

(3) 人材育成研修（専門）における取組

- ・地域で予防事業を担う人材の育成を図るため、予防事業対象地域の医療機関等に勤務する看護師、保健師、理学療法士等のコメディカルスタッフを対象に実施した。
- ・受講希望者の増加に対応するため、日本呼吸ケア・リハビリテーション学会への派遣型研修のほか、機構独自に企画し実施した。
- ・地域で呼吸ケア・リハビリテーションや患者教育に携わるスタッフを指導できる専門性の高い指導者を育成するため、集合研修（座学）と医療現場（臨床）での実習とを合わせた研修を実施した。

(4) 研修受講者による評価

- ・ 研修受講者による評価において、いずれの研修も有効回答者の 80%以上から 5 段階評価で上位 2 段階までの評価は直近年度において 99.0%の評価を得ており、目標を達成している。
- ・ 研修受講者の所属上長による評価において、有効回答者の 80%以上から 5 段階評価で上位 2 段階までの評価は直近年度において 100%の評価を得ており、目標を達成している。

(参考)

研修受講者数の推移と受講者の評価

年度	基準値 (前中期 目標期間 最終年度 値等)	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
受講者数	—	381 人	360 人	317 人	333 人
上位 2 段階 までの評価	80% 以上	96.3%	98.0%	98.4%	99.4%

研修受講者数の所属上長の評価の推移

年度	基準値 (前中期 目標期間 最終年度 値等)	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
上位 2 段階 までの評価	80% 以上	95%	96%	100%	100%

6. 関係地方公共団体の事業に対する助成

■中期目標

助成事業については、対象となる地方公共団体及び地域住民のニーズを継続して把握するとともに、効果のある事業に重点化を図ること。

■中期計画

環境保健分野に係る助成事業については、第二期中期目標期間中における事業効果等を踏まえ、重点的推進事項を定め、地域住民のぜん息等の発症予防及び健康回復に直接つながる事業を優先的に採択するなど重点化を図るとともに、関係地方公共団体や地域住民のニーズ等を踏まえたより効果的・効率的実施に向けた取組を推進する。

なお、ソフト3事業については、事業実施効果の測定及び把握に努め、事業の評価、分析を継続して行い、その結果を踏まえた事業内容を検討し、効果のある事業内容に重点化を図るものとする。

環境改善分野に係る助成事業については、真に必要な事業に限定して実施する。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）第68条

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標	基準値 （前中期 目標期間 最終年度 値等）	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
ソフト3事業が助成事業費全体に占める割合	80%以上	同左	92.8%	95.4%	96.3%	95.1%	

<その他の指標>

—

<評価の視点>

関係地方公共団体や地域住民のニーズ等を踏まえた、より効果的・効率的実施に向けた取組がされているか。事業の抜本的な重点化・効率化として取り組んだ公害健康被害予防事業の見直しの具現化の重要性・困難さ。

■ 評価と根拠

< 中期目標期間評価（見込評価）の自己評価 >

26年度～28年度は主務大臣評価。29年度及び中期目標期間評価（見込評価）は自己評価。

年度評価					中期目標期間評価	
26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	見込評価	期間実績評価
A	A○	B	B		A	

（注）標語（主務大臣評価）において、重要度「高」は「○」を付す。難易度「高」は下線を引く。

< 根拠 >

● 背景

- ・本中期目標期間では前中期目標期間と比べ運用収入の大幅な減少が見込まれるため、自立支援型公害健康被害予防事業補助金も活用し、環境保健分野の健康相談、健康診査、機能訓練事業のソフト3事業についても、これまで以上に地域住民のぜん息等の発症予防、健康回復に直接つながる事業に重点を置く必要がある。
- ・ソフト3事業を効果的・効率的に実施していくため、事業実施効果の測定及び把握に努め、事業の評価、分析を継続して行う必要がある。
- ・環境改善分野では、真に必要な事業に限定して実施する必要がある。

● 実施状況（平成26～29年度）及び今後（平成30年度）の予定

- ・運用収入の大幅な減少や地域の実情に対応するため、「あり方検討」を踏まえ、平成26年度にソフト3事業ほか事業メニューについて見直しを行い、助成金交付要綱の一部改正を行った。
- ・ソフト3事業の見直しでは、健康相談事業の対象者について、地域住民のほかぜん息児と接触機会の多い学校の教職員等にも広げ、健康診査事業では、スクリーニングの対象をぜん息発症のピークの年齢層（幼児）に重点化を図り、機構訓練事業では、地方公共団体の企画立案による事業メニューに転換を図った。
- ・助成金交付要綱の一部改正、見直し後の事業メニューの定着化に当たり、地方公共団体に対し、実務者連絡会議や研修等を通じて丁寧に説明して調整を図り、見直し後のソフト3事業の参加者数は着実に増加している。（平成27年度125,643人→平成29年度138,013人）
- ・ソフト3事業の実施効果の測定・把握のため、地方公共団体が事業の評価・分析を直接行うことのできる「集計・分析システム」を構築・運用し、事業の実施効果を把握し、その調査結果を今後の事業内容に反映できるよう地方公共団体にフィードバックした。
- ・ソフト3事業の実施効果の測定・把握とあわせて、同事業での特徴ある取組や実施上の工夫などを事例集として取りまとめ、地方公共団体に対し提供し情報の共有を図った。
- ・見直し後の事業メニューの事業実施2か月後の事後評価では、ぜん息等の症状改善に向けた「行動変容」につながった（健康相談・機能訓練）、ぜん息予防や健康回復の「気づき」につながった（健康診査）ものは9割と従来と同程度の効果を確認できた。

■ 課題と対応等

- 運用収入の大幅な減少があったものの、事業ターゲットを絞り込み、必要性の高い事業に集中したことで、参加者数、効果測定の結果などから、より効果的・効率的に事業が実施さ

れる見込み。

- 平成 27 年度から開始した見直し後の助成事業メニューの定着を図るため、地域住民のニーズを踏まえつつ、引き続き様々な機会を通じて関係地方公共団体へのソフト面での支援を積極的に行う必要がある。

■主要な業務実績

(1) 助成事業メニューの見直し

- ① 健康相談事業に、ぜん息患者等と接する機会を有する専門職（教職員、養護教諭、保育士）への知識の普及・啓発するための事業を追加した。
- ② 健康診査事業について、国の統計や調査研究の成果などから 3～4 か月健診を廃止し、スクリーニングの対象をぜん息発症のピークの年齢層である幼児に重点化を図った。
- ③ 機能訓練事業について、ぜん息治療の変化に伴い、鍛錬を主たる目的としたぜん息キャンプ等の事業だけでなく、地方公共団体の企画立案により自己管理の技術やノウハウを習得できる事業を実施できるようにした。
- ④ 環境改善分野では、予防事業対象地域で一部環境基準を達成できていない地域の実情にあわせて事業メニューを見直し、地域が抱える課題解決に向けた計画作成を実施できるようにした。
- ⑤ 医療機器整備事業の助成限度額を、2,000 万円から 1,000 万円へと大幅に削減した。

環境保健分野における助成事業メニューの見直し

		改訂前	改訂後
環 境 保 健	健康相談事業	・ 集団による健康教室等	・ 集団による健康教育・相談 ※地域住民、専門職への知識の普及啓発（講演会、講習会）を対象に追加
		・ 集団相談	
		・ 個別相談	・ 個別による健康教育・相談
		・ 家庭訪問指導	(改訂なし)
		・ ピークフローメータの支給・貸与	
		・ ネブライザーの貸与	
	健康診査事業	・ 健康診査 (3～4 か月、1 歳 6 か月、3 歳)	・ 健康診査（1 歳 6 か月、3 歳） ※3～4 か月健診の廃止
		・ 血液検査	・ 廃止
		・ 健康診査により把握されたりスク見 に対する指導	(改訂なし)
		・ ピークフローメータの支給・貸与	
		・ ネブライザーの貸与	
	機能訓練事業	・ 機能訓練計画策定打合せ	(改訂なし)
・ 水泳訓練教室		・ 運動訓練教室 (例) 水泳教室、スケート教室、サッカー教室等	
・ 音楽訓練教室			
・ ぜん息キャンプ		・ 自己管理支援教室	

		・自己管理説明会、個別指導、ピークフローメータの支給・貸与、ネブライザーの貸与	(例) デイキャンプ、呼吸リハビリテーション、呼吸筋ストレッチ教室、音楽訓練教室、スポーツ吹き矢教室等
	施設等整備 (助成) 事業	・医療機器整備 (助成) 事業	・助成限度額の引き下げ

(2) 見直し後の事業メニューの定着に向けた取組

- ・助成金交付要綱を一部改正では、見直し後の事業メニューを円滑に実施するため、地方公共団体へ実務者連絡会議で丁寧に説明し調整を図った。
- ・見直し後の事業メニューの定着のため、実務者連絡会議のほか研修の場も活用して、先進的に取り組んでいる地方公共団体の取組状況を紹介するなど情報の共有を図り、事業開始前年度の要望事項のヒアリングの際にも積極的に機構から働きかけを行った。

(参考)

助成事業に占めるソフト3事業の割合

(単位：百万円)

		助成事業に占めるソフト3事業の割合			
	基準値 (前中期 目標期間 最終年度 値等)	26年度	27年度	28年度	29年度
		助成事業費	—	446	368
うちソフト3 事業 (割合)	80%以上	413 (92.8%)	351 (95.4%)	361 (96.3%)	360 (95.1%)

ソフト3事業参加者数の推移

(単位：人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
健康相談事業	15,794	28,725	32,887	32,146
健康診査事業	162,887	72,633	81,440	83,279
機能訓練事業	27,830	24,258	24,399	22,588
合計	206,511	125,616	138,726	138,013

注1) 機能訓練事業の参加者数は延べ人数

注2) 平成27年度の健康診査事業の減少は、3～4か月検診を廃止によるもの。

(3) 事業実施効果の測定と把握

- ・地方公共団体が直接、事業の評価・分析が行えるよう、機構が構築した「集計・分析システム」により、ソフト3事業の実施効果の測定・把握のための調査を行った。
- ・調査結果について、翌年度の事業に反映できるよう地方公共団体にフィードバックした。
- ・各地方公共団体の事業実施状況のほかソフト3事業での特徴ある取組や実施上の工夫などを事例集として冊子に取りまとめ、効果測定の結果とあわせて情報共有を図った。

<地球環境基金業務>

1. 助成事業に係る事項

■中期目標

(1) 助成の重点化等

助成対象について、国内助成については、地球温暖化防止、3R（リデュース、リユース、リサイクル）、生物多様性の保全及び東日本大震災復興等、環境基本計画の重点分野等の国の政策目標や社会情勢等を勘案するとともに、海外助成については、開発途上地域のうちアジア太平洋地域を中心とするなどの重点化を図ることとする。

その上で、民間団体による環境保全活動の持続的な発展に資する視点から、成果・効果の向上に着目した取組や、主体間の連携による活動、活動展開に役立つ人材育成も視野に入れた活動への重点化を図るなどして、より効果的に事業を実施すること。

(2) 助成先の固定化の回避

助成金が特定の団体への恒常的資金として固定しないよう、一つの事業に対する助成継続年数は原則として3年間、特段の事情がある場合でも5年間の限度とする。

また、これまでに基金の助成金を受けたことのない団体への助成については、基本的に助成全体の2割以上となるよう配慮するなどして、民間団体による環境保全活動の裾野の拡大に努めること。

(3) 処理期間の短縮

助成金の支給に当たっては、厳正な審査を引き続き実施しつつ、事務手続の効率化を図り、1件当たりの平均処理期間については、4週間以内とすること。

(4) 第三者機関による評価を踏まえた対応

民間団体の代表者等の参加を得た評価委員会等の第三者による事業の成果の評価を踏まえ、助成金交付の募集要領・審査方針の見直しを行うこと。

(5) 利用者の利便向上を図る措置

募集時期の早期化を図り、年度の早い時期に助成金の交付決定を行い、各種申請等の電子化等により利用者の利便の向上を図ること。

■中期計画

環境保全に取り組む民間団体（NGO／NPO）の活動を支援するため、民間団体による環境保全活動に対する助成（助成事業）を行うとともに、環境保全活動の振興に必要な調査研究、情報の収集、整理及び提供並びに研修（振興事業）を実施する。

(1) 助成の重点化

助成対象については、国内助成では地球温暖化防止、3R（リデュース、リユース、リサイクル）、生物多様性の保全及び東日本大震災復興等環境基本計画の重点分野等の国の政策目標や社会情勢等を勘案するほか、海外助成では開発途上地域のうちアセアン地域などのアジア太平洋地域を中心とするなどの重点化を図る。

その上で、民間団体による環境保全活動の持続的な発展に資する視点から、成果・効果の向上に着目した取組や、主体間の連携による活動、活動展開に役立つ人材育成も視野に入れた活動への重点化を図るなどして、より効果的に事業を実施する。

(2) 助成先固定化回避

一つの事業に対する助成継続年数は、3年間で限度とし、特段の事情がある場合でも5年を超えないこととすることを募集要領に明記し厳正に履行する。また、助成事業のより効果的な周知広報の実施、助成実績の少ない地域での重点的な助成金説明会の開催、これまで地球環境基金の助成金を受けたことのない団体に助成（基本的に助成全体の2割以上）を行うことなどにより、助成対象の裾野の拡大に引き続き努める。

(3) 処理期間の短縮

助成金の支給に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、事務手続の効率化を図ること、審査マニュアル等の随時見直しによる担当者の審査能力向上を図ることなどにより、事務処理の1件当たりの平均処理期間を4週間以内とする。

(4) 第三者機関による評価を踏まえた対応

民間団体の代表者等の参加を得た第三者による委員会等により、毎年具体的な助成金交付に係る募集要領と審査方針を策定の上、審査を行い、結果を公表する。

助成した事業の成果についても評価を行い、評価結果を公表するとともに、募集要領と審査方針に反映させるほか、評価結果のより効果的な活用方法について検討等を行い事業の推進を図る。

(5) 利用者の利便向上を図る措置

- ① 募集時期の早期化を図り、継続案件の事前審査、内定団体説明会における個別指導の推進等により、助成金交付申請の受理から交付決定までの平均処理期間を30日以内とする。
- ② 毎年度の助成金案件募集の際に募集案内、各種申請書等の様式をホームページからダウンロードできるようにすること、助成金募集に係る説明会を開催すること等により、助成金交付要望団体や助成先団体への利便性を図る。
- ③ 助成先団体一覧、活動事例及び評価結果をホームページで紹介するほか、関係団体とネットワークを構築し、連携強化を図ることで、より広範な情報提供にも努める。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

独立行政法人環境再生保全機構法（平成15年法律第43号）第10条第1項第3号

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標	基準値 （前中期 目標期間 最終年度 値等）	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
企業協働プロジェクトの実施による助成増加額	—	—	—	900万円	900万円	900万円	
若手プロジェクトリーダー育成人数	毎年度10人程度	—	16人	24人 （うち、 新規採択 者10人）	33人 （うち、 新規採択 者12人）	40人 （うち、 新規採択 者10人）	
評価対象団体数	—	8団体	98団体	140団体	182団体	209団体	
概算払い団体数	—	—	—	18団体	33団体	31団体	
他の主体との連携会議実施回数	—	—	3回	5回	13回	13回	

<その他の指標>

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標	基準値 （前中期 目標期間 最終年度 値等）	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
Excel マクロ ファイル利 用率	—	82.8%	93.9%	77.0%	84.1%	93.2%	
助成対象分 野への重点 化	—	83.2%	79.7%	80.1%	95.9%	98.2%	
海外助成ア ジア太平洋 地域への重 点化	—	90.5%	92.7%	86.5%	74.4%	72.3%	
これまで助 成を受けた ことのない 団体への助 成件数	全助成件数の 2割以上	20%	26.4%	23.7%	26.8%	20.3%	
達成度	—	—	132%	119%	134%	100%	
交付決定処 理期間	平均処理期間 30日間以内	30日	28日	27日	26日	26日	
支払申請処 理期間	平均処理期間 4週間以内	28日	27.7日	25.4日	23.7日	24.4日	

<評価の視点>

- ・年度計画に定められた各項目に対して、適切な取組が行われているか。

■ 評定と根拠

<中期目標期間評価（見込評価）の自己評定>

26年度～28年度は主務大臣評価。29年度及び中期目標期間評価（見込評価）は自己評価。

年度評価					中期目標期間評価	
26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	見込評価	期間実績評価
A	B	B	B		A	

（注）標語（主務大臣評価）において、重要度「高」は「○」を付す。難易度「高」は下線を引く。

<根拠>

● 背景

第2期中期目標期間に引き続き、助成対象分野や海外活動地域等の重点化や助成事務の効率化を図るとともに、前中期目標期間の最終年度（平成25年度）に有識者や環境NGO・NPO等から意見を聴取しながら行った「今後の地球環境基金あり方検討」の結果を踏まえ、助成メニューや評価体系を見直し、人材育成や他の主体との協働・連携を促進するなど、助成の成果・効果の向上に資する取組を推進した。

● 実施状況（平成26～29年度）及び今後（平成30年度）の予定

中期計画及び各年度計画に掲げる目標を達成した上で、以下の改善に向けた新たな取組を行い定着に至ったことから、見込評価を「A」とした。

- ・平成26年度に評価要領を改定し、一部の活動について事後評価を行っていただけた評価から、3年以上の計画を有する活動の全件について、事前の目標共有や中間コンサルテーションなど、助成活動のステージに応じて外部有識者委員会の委員からの助言や評価を密に行うことで成果の向上を促進する評価体系へと大幅に変更し、効果的な運用のための試行を経て、平成29年度には評価対象を209団体（第2期中期目標期間最終年度8団体）にまで拡大し運用を定着させることができた。
- ・平成26年度から、3年間の助成に合わせて年3回ずつ（計9回）実施する研修等を通して、多様なステークホルダーとの関わりや技能の向上を学び、環境NGO・NPOの事業や活動に関するプログラムを確立できる人材を育成する「若手プロジェクトリーダー育成支援制度」を開始し、着実に育成支援の人数を増やすことができた。
- ・平成26年度から、これからの環境保全活動の手本となる先進的な活動を見出し支援する「フロントランナー助成」、今後の環境保全活動の基礎となる重要な国際交渉や会議への参画を支援する「プラットフォーム助成」、東日本大震災被災地の環境保全を支援する「復興支援助成」（平成29年度からは熊本地震被災地における支援も追加）を開始し、さらには平成28年度から、東京2020の開催に関連する環境保全活動の支援を「特別助成」として開始するなど、地球環境基金が支援する環境保全活動によって生み出される社会的価値を明確に打ち出した助成を適宜検討し、創設、運用することができた。
- ・平成27年12月から平成28年10月まで設置した助成方針検討委員会の提言を踏まえ、平成29年度に「つづける助成」を創設し、地域活動の定着に向けた助成支援を開始した。
- ・更なる助成金の利便性向上を図るため、平成27年度より、前年度も助成を受けていた団体のうち、会計事務処理能力や活動の計画的な実行性などを総合的に勘案し、一部団体に対して、助成金50%を上限に概算払いを実施することとした。
- ・平成30年度も、次期中期目標期間に向けて改めて一部の業務について見直しを行いつつ、引き続きこれらの取組を継続する予定である。

■課題と対応等

- ・評価制度の改定、若手プロジェクトリーダー育成支援制度の創設及び新助成メニューの運用開始などにより、民間団体による環境保全活動の成果・効果の向上や主体間の連携及び人材育成等に向けた包括的な取組が図られ、効果的な事業の実施が実現できるものと見込んでいる。

- ・第3期中期目標期間中の取組は一定の成果を上げてきたが、助成事業の効果的な実施の観点から、より成果の最大化に結びつく支援や助成後の活動継続や自立に資する支援の方法について、引き続き検討し、実施していく必要がある。
- ・今後は、高度な専門性によって進捗管理等を行える寄り添い支援により、助成案件の質の向上、助成終了後の継続性や発展性につなげることを計画している。

■主要な業務実績

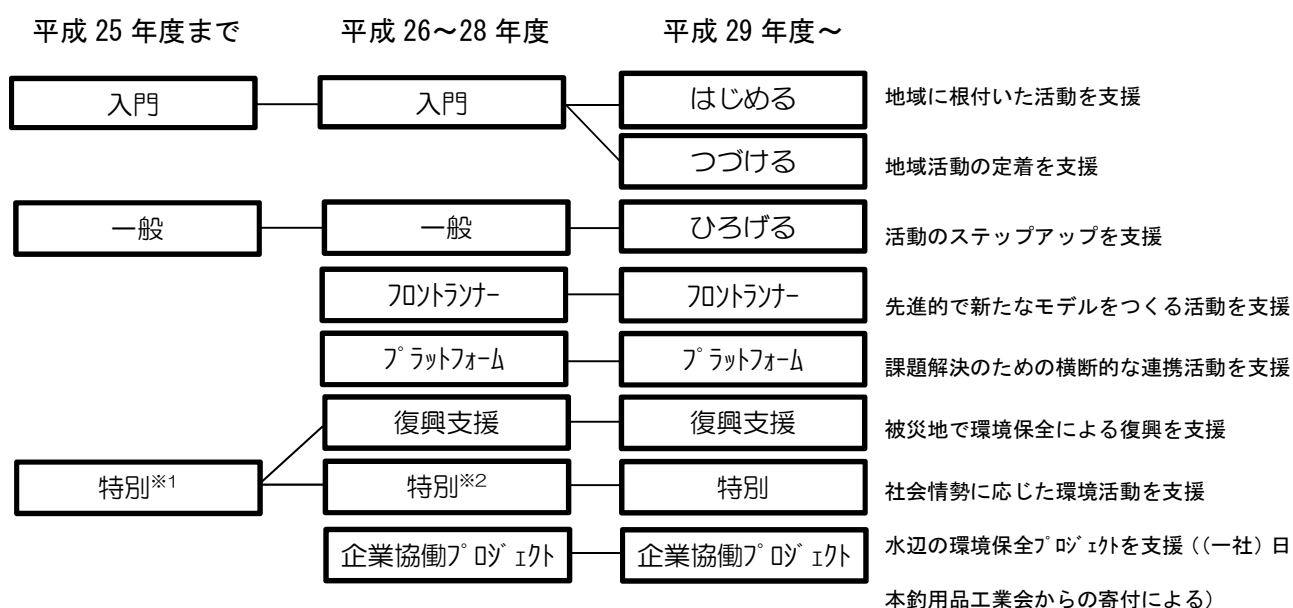
(1) 助成の重点化

前中期目標期間の最終年度にあたる平成25年度に行った「今後の地球環境基金あり方検討」の取りまとめを踏まえ、平成26年度に新たな助成メニュー（フロントランナー助成、プラットフォーム助成）や、環境NGO・NPOの人材育成策（若手プロジェクトリーダー育成支援プログラム）を創設し実施することで、助成の成果・効果の向上を図った。

また、国連持続可能な開発のための教育の10年に関連する環境保全活動及び東京2020大会の開催に関連する環境保全活動への助成支援や、東日本大震災や熊本地震の被災地域における環境保全を通じて復興に貢献しようとする活動への助成支援を、特別助成や復興支援助成として実施することで、社会情勢等を踏まえた環境保全活動への重点化を図るとともに、平成27年12月から平成28年10月まで設置した助成方針検討委員会の提言を踏まえ、地域活動の定着を支援する「つづける助成」を創設し、平成29年度から実施した。

さらに、近年の寄付金及び基金運用益収入の減少を踏まえ、企業等からの寄付を直接助成金に充てる助成メニュー（企業協働プロジェクト）を創設し実施することで、助成総額の拡大を図った。

<これまでの助成メニューの変遷>



※1：東日本大震災の被災地での環境保全活動を支援（H24～H25は特別助成として実施。H26から復興支援助成として独立）

※2：国連持続可能な開発のための教育の10年に関連する環境保全活動を支援（H26）

東京2020大会の開催に関連する環境保全活動を支援（H28～）

第3期中期目標期間における助成金実施状況及び助成の重点化に関する具体的な活動内容は、次表のとおり。

＜地球環境基金助成金実施状況＞（単位：件、百万円、少数点以下切捨て）

年度	はじめる（旧入門）助成		つづける助成		ひろげる（旧一般）助成		特別助成		復興支援助成		プラットフォーム助成		フロントランナー助成		企業協働プロジェクト（LOVE BLUE助成）		計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
H26	32	52	—	—	144	479	8	28	9	20	2	9	2	14	—	—	197	604
うち新規	32 (32)	52 (52)	—	—	51 (10)	182 (40)	8 (1)	28 (2)	9 (8)	20 (17)	2 (1)	9 (6)	2 (0)	14 (0)	—	—	104 (52)	308 (118)
H27	25	36	—	—	157	491	—	—	10	25	3	12	3	23	8	8	206	598
うち新規	25 (25)	36 (36)	—	—	65 (14)	184 (47)	—	—	2 (2)	5 (5)	1 (1)	3 (3)	1 (1)	8 (8)	8 (6)	8 (5)	102 (49)	247 (107)
H28	36	52	—	—	156	471	3	11	10	29	3	14	4	29	8	8	220	618
うち新規	35 (34)	51 (49)	—	—	65 (20)	185 (54)	3 (0)	11 (-)	1 (1)	3 (3)	1 (0)	4 (-)	1 (1)	6 (6)	6 (3)	6 (3)	112 (59)	269 (117)
H29	20	31	25	41	149	441	2	8	10	25	3	14	4	29	8	9	221	601
うち新規	20 (20)	31 (31)	25 (8)	41 (12)	41 (10)	124 (26)	2 (0)	8 (0)	7 (4)	17 (8)	2 (0)	10 (0)	0	0	3 (2)	3 (1)	100 (44)	236 (81)

（注）括弧書きは、初めて地球環境基金の助成を受けた団体数。端数処理の関係で合計が合わない場合がある。

①助成対象について

国の政策目標等を勘案して作成された重点配慮事項に基づき助成対象活動の採択を行い、次表のとおり実施している。

	基準値	H26	H27	H28	H29
a) 助成件数	—	197	206	220	221
b) 重点配慮事項該当件数	—	157	165	211	217
c) 重点配慮事項該当割合 (b/a)	83.2%	79.7%	80.1%	95.9%	98.2%

また、海外案件については、開発途上地域のうちアジア太平洋地域を中心に採択を行っている。

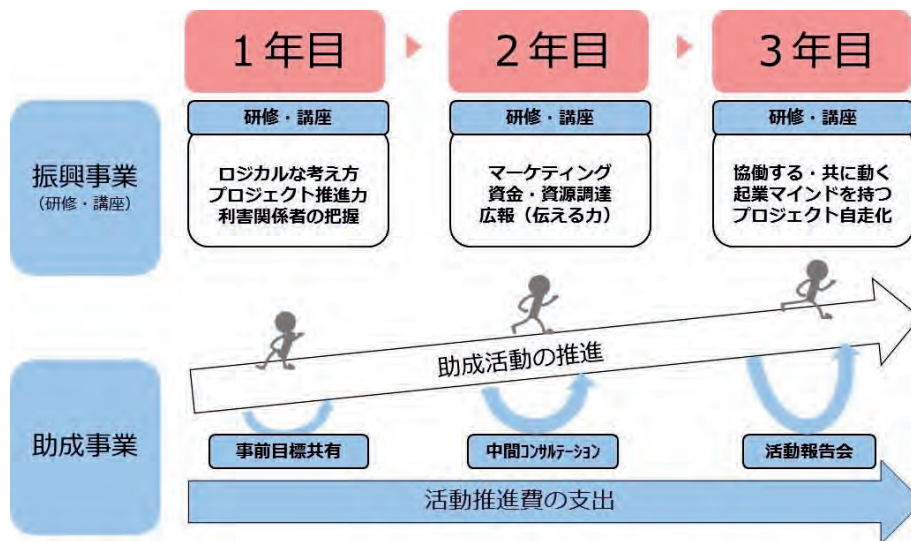
	基準値	H26	H27	H28	H29
d) 海外案件数	—	41	37	43	47
e) 海外案件割合 (d/a)	—	20.8%	17.9%	19.3%	21.3%
f) 海外重点地域該当件数	—	38	32	32	34
g) 海外重点地域該当割合 (f/d)	90.5%	92.7%	86.5%	74.4%	72.3%

②効果的な事業実施に向けた取組

ア 若手プロジェクトリーダー育成支援プログラム

3年間の助成活動と研修等を通して、多様なステークホルダーと関わることで技能の向上を図り、環境NGO・NPOの事業や活動に関するプログラムを確立できる人材を育成するとともに、支援後もそれぞれの地域で環境NGO・NPOの活動が自立、発展していくことを目指して、平成26年度に、助成事業と振興事業を有機的に組み合わせた若手プロジェクトリーダー育成支援プログラムを立ち上げ、これまでに若手プロジェクトリーダー育成支援対象者を48名採択し、支援を行っている。

〈若手プロジェクトリーダー育成支援プログラム〉



	H26	H27	H28	H29
リーダー人数	16名 (4名離脱)	10名 (2名離脱)	12名 (2名離脱)	10名 (2名離脱)

※離脱者はすべて自己都合による団体退職者

イ 特別助成及び復興支援助成の実施

平成26年度は、最終年度を迎えた「国連持続可能な開発のための教育の10年」に関連する環境保全活動を、また、平成28年度からは、東京2020大会の開催に向け環境面でのレガシー、市民参加による環境保全のムーブメントの創出等を目指す環境保全活動を特別助成として対象に加え、社会情勢等を踏まえた環境保全活動への重点化

を図った。

また、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の被災地における環境保全活動を通じて復興に貢献しようとする活動への助成を、前中期目標期間である平成 24 年度から特別助成として実施してきたが、平成 26 年度からは改めて復興支援助成としてメニューを独立させた上で実施した。また、平成 28 年 4 月に発生した熊本地震の被災地における環境保全活動についても、平成 29 年度からその対象に追加するなど、社会情勢等を踏まえた環境保全活動への重点化を図った。

ウ 「企業協働プロジェクト」の活用

近年の基金運用益の減少に対応しつつ、企業と環境 NGO・NPO の連携による活動を促進するため、企業等が特定の活動に対して直接寄付するための助成金に充てる「企業協働プロジェクト」を平成 27 年度から立ち上げ、LOVE BLUE 助成として次表のとおり実施している。

	H26	H27	H28	H29
助成対象 (交付決定額)	—	8 件 (900 万円)	8 件 (900 万円)	8 件 (900 万円)

(2) 助成先固定化回避

①助成制度の見直しによる継続年数の上限設定

外部有識者からなる「団体の成長と自立に向けた助成方針検討委員会（以下、助成方針検討委員会）（H27.12～H28.10）」を立ち上げ、平成 27 年度に地球環境基金の助成を受けた団体について、収入等の調査や、助成年数の多い団体を抽出してヒアリングを行った。助成方針検討委員会では、環境保全活動を行う民間団体の発展に資する助成のあり方について検討を行い、助成先固定回避のため、助成継続年数の上限を設けることを決定し、平成 29 年度からの募集案内に反映を行った。

● 助成継続年数の上限の設定

（ひろげる助成）

- ・ ひろげる助成を連続して 6 年間助成を受けた団体は、その後 2 年間は本基金の助成金に要望することができない

（フロントランナー助成）

- ・ 最大 5 年間の助成が可能だが、5 年間受けた団体は、その後 2 年間は本基金の助成金に要望することができない

②助成事業の周知広報

ア 助成金説明会の開催

地球環境基金主催で、環境 NGO・NPO の数が多い地域、要望件数の少ない地域を中心に、毎年全国 9 箇所で開催した。また、他の助成金運営団体（企業財

団など）と共催で合同説明会を東京及び各地（北海道、関西、九州ほか）にて開催した。

イ 各種媒体による周知広報

地球環境基金助成金募集の周知を図るため、募集案内（冊子）を 2,000 箇所以上へ送付するほか、全国の環境 NGO・NPO へのメール送信、機構ホームページ、SNS での案内や、リスティング広告を実施した。

③地球環境基金助成を受けたことのない団体への支援

環境保全活動に取り組む団体の裾野を広げるため、全助成件数の 2 割以上となるよう配慮し、これまで地球環境基金の助成を受けたことのない団体を対象とする助成に努めた。

	基準値	H26	H27	H28	H29
a) 助成件数	—	197	206	220	221
b) 新規件数	—	104	102	112	100
c) 初めて助成を受けた件数	—	52	49	59	45
d) 全助成件数のうち、初めて助成を受けた件数の割合 (c/a)	20.0%	26.4%	23.7%	26.8%	20.3%
e) 全新規件数のうち、初めて助成を受けた件数の割合 (c/b)	—	50.0%	48.0%	52.7%	45.0%

(3) 処理期間の短縮

助成金の支払申請の平均処理期間について迅速な処理等に努めた結果、4 週間以内にて処理することができた。

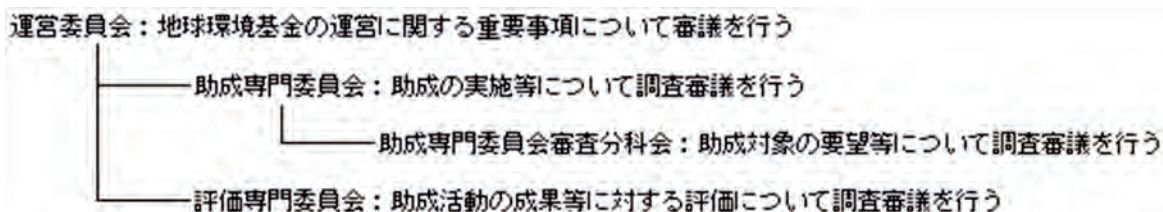
	基準値	H26	H27	H28	H29
平均処理期間	28 日	27.7 日	25.4 日	23.7 日	24.4 日

(4) 第三者機関による評価を踏まえた対応

第 2 期中期目標期間の最終年度にあたる平成 25 年度に行った「今後の地球環境基金あり方検討」の取りまとめを踏まえ、従前は事後の実地評価のみを行っていた評価から、助成活動全体を把握するための評価体系に変更した。具体的には、事前の目標共有や中間コンサルテーションなど、助成活動のステージに応じてより詳細な評価を行い、成果の向上を促進する評価体系へと見直したものであり、平成 26 年度に評価要領を改定し運用を開始した。

なお、地球環境基金業務の実施に当たっては、下図のとおり、外部有識者による各種委員会が設置されているが、一連の評価等については、事前目標の共有は助成専門委員会審査分科会が、その他は評価専門委員会がそれぞれ実施している。

〈地球環境基金業務における委員会構成〉



■助成事業と評価の流れ

(主に3年計画の案件の場合)



事後評価（実地評価）に関しては、結果の概要を機構ホームページで公表したほか、結果を踏まえ、翌年度の募集案内へ内容を反映した。

さらに、平成26年度から始まったフロントランナー助成については、最大5年間の助成が可能であることから、3年目に評価専門委員が継続評価を行い、助成活動の効果等について検証することとしている。この継続評価については、平成28年度に2件、平成29年度に1件を実施した。

〈評価実施件数〉

	H26	H27	H28	H29	対象
評価総数	98件	140件	182件	209件	
事前目標共有	64件	69件	71件	97件	活動1年目の団体
中間コンサルテーション	※ ¹ 14件	51件	58件	59件	活動3年以上の計画団体
事後評価（書面）	※ ² 14件	※ ² 14件	46件	46件	前年度に3年間の活動を終えた団体
事後評価（実地）	6件	6件	5件	6件	書面評価実施団体から抽出
継続評価	—	—	2件	1件	フロントランナー助成3年目の団体

※1 中間評価として試行的に実施

※2 試行的に実施

(5) 利用者の利便性向上を図る措置

①平均処理期間

助成金交付申請の受理から交付決定までの処理(平均処理期間)を30日以内で実施した。

	基準値	H26	H27	H28	H29
処理日数	30日	28日	27日	26日	26日

②利便性向上

ア ホームページの活用

助成に関する募集案内、交付申請に係る各種様式、報告、助成団体の活動状況、支払申請Excelマクロファイルなどを機構ホームページに逐次掲載した。

イ 一部概算払いの実施

平成27年度より、前年度も助成を受けていた団体のうち、「前年度の支払事務が適正に行われている」、「活動が概ね計画どおりに行われている」、「活動計画が概算払いの必要性が高い」ことを総合的に勘案し、一部団体に対して、助成金50%を上限に概算払いを実施している。

	H26	H27	H28	H29
対象団体数(活動2年目以上)	—	130団体	142団体	163団体
概算払い実施団体数	—	18団体	33団体	31団体

ウ 助成金支払申請における利便性向上

助成金支払申請における利便性を向上させるために構築したExcelマクロファイルを機構ホームページに逐次掲載した。利用率の向上のため、年度当初の内定団体説明会において使用方法を説明し普及に努めており、この結果、各年度の使用率は7～9割で推移した。

③ホームページでの情報公開、他の主体との連携

ア ホームページ等での各種情報の掲出

毎年度の助成金の要望募集、助成金説明会の開催、要望状況、採択案件の決定等に関する情報は、適時にホームページに情報を掲出するとともに、申請書等の様式の電子データをダウンロード可能な状態に更新した。

また、地球環境基金以外の環境分野の助成金に関する情報を「NGO・NPO向け環境保全活動を対象とする助成制度一覧」として整理するとともに、NGO・NPO向けの融資情報を更新し、ホームページや助成金説明会等において提供した。

イ 他の主体との連携

今日の環境問題は多様な主体が関係する課題が多く、また多岐にわたるため、これらの課題を解決するためには、環境NGO・NPOだけでなく、環境問題にかかわるあらゆる主体が連携し解決策を模索することが重要との観点から、地球環境基金では各主体との連携を重要課題として掲げ、以下のような多様なステークホルダーとの連携を図ってきた。

○助成実務者ネットワーク（GPON）での勉強会（平成28年度～）

トヨタ財団の呼びかけにより、企業財団等の助成実務者のスキルアップと課題共有を図る目的で設立されたネットワークの勉強会に年2回参加している。

- | | |
|-----------------|--------------------|
| ・（公財）トヨタ財団 | ・（公財）日本財団 |
| ・（特非）市民社会創造ファンド | ・ヤフー株式会社（Yahoo!基金） |
| ・（社福）中央共同募金会 | ・日本郵便株式会社 |
| ・（公財）ベネッセこども基金 | ・（公財）助成財団センター |
| ・（独）環境再生保全機構 | |

○震災復興支援に係る情報共有のための連携（平成29年度）

Yahoo!基金の呼びかけにより、東北復興支援を行う企業財団等の勉強会に参加した。

○企業社会貢献事業との連携創出のための研究会への参画（平成28年度～）

企業の社会貢献活動の担当者の問題意識や環境NGO・NPOへの連携促進のための情報提供を図るため、（一社）経営倫理実践研究センターの社会貢献活動研修会に毎月参画し、企業CSR担当者との意見交換を行った。

2. 振興事業に係る事項

■中期目標

(1) 調査事業、研修事業の重点化

調査事業について、国の政策目標等に沿った課題に重点化を図ること。

また、研修事業についても、環境保全に取り組む民間団体の人材育成という観点から効果の高い事業に重点化すること。

(2) 研修事業の効果的な実施

受講者へのアンケート調査の回答者のうち 80%以上の者から満足が得られるようにすること。

また、研修事業の成果について、評価を行い、結果を反映すること。

■中期計画

(1) 調査事業、研修事業の重点化

調査事業については、重点施策等国の政策目標への取組や民間団体等のニーズに沿った課題に重点化を図る。

研修事業については、民間団体を支援している他の助成団体などと有機的な連携を図りつつ、環境問題に取り組む民間団体に対し、人材育成の観点を中心として、助成事業とも連携した、より効果の高い研修事業に重点化する。

また、これら事業の実施に当たっては、民間団体の発展に資することを目的として、企業や国民が協働・連携した取組の促進やそれへの積極的な参加を促すための情報の提供に努める。

(2) 研修事業の効果的な実施

実施された研修事業の効果等に関する評価を行い、より効果的な研修の実施に努め、受講者に対するアンケート調査結果が「有意義であった」との評価を有効回答者のうち 80%以上から得られるようにするなど、質の向上を図る。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

独立行政法人環境再生保全機構法（平成 15 年法律第 43 号）第 10 条第 1 項第 4 号

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
学生との交流事業の実施回数	—	—	—	1回	2回	6回	
若手プロジェクトリーダー研修実施回数	各コース年3回	—	1コース3回	2コース6回	3コース9回	3コース9回	
受講者アンケート満足度	「有意義であった」との評価を有効回答者のうち80%以上から得る	80%	89.0%	98.5%	97.7%	96.5%	
達成度	—	—	111%	123%	122%	121%	

<評価の視点>

- ・年度計画に定められた各項目に対して、適切な取組が行われているか。

■評定と根拠

<中期目標期間評価（見込評価）の自己評定>

26年度～28年度は主務大臣評価。29年度及び中期目標期間評価（見込評価）は自己評価。

年度評価					中期目標期間評価	
26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	見込評価	期間実績評価
B	A	B	B		B	

（注）標語（主務大臣評価）において、重要度「高」は「○」を付す。難易度「高」は下線を引く。

<根拠>

● 背景

研修事業等については、受講者へのアンケートを実施しながら効果的な実施に努めつつ、新たに環境保全に取り組む人材の育成の観点を中心として、助成事業と連携したより効果の高い研修事業に重点化するとともに環境活動に参画する人材の創出につながる取組を推進した。

● 実施状況（平成 26～29 年度）及び今後（平成 30 年度）の予定

中期計画及び各年度計画に掲げる目標を達成した上で、以下の新たな取組を行ったことから、見込評価を「B」とした。

- ・平成 26 年度から開始した「若手プロジェクトリーダー育成支援制度」では、単なる研修の実施ではなく、研修で得た知識を 3 年間の助成活動を通じて実践するもので、個人や組織の質の向上につながるだけでなく、若手プロジェクトリーダー間の交流を生み出すものにもなり、想定以上のレベルの向上・ネットワークの形成が図られるものとなった。
- ・平成 27 年度から、これからの環境保全活動を支える人材となり得る高校生を対象に活動の意義を訴える新たな取組として、環境省と協働で「全国ユース環境活動ネットワーク促進事業」を開始し、平成 28 年度からは事業対象を大学生にも広げて事業を実施することができた。平成 30 年度も引き続きこれらの取組を継続するとともに、特に、学生との交流事業についてはその定着を図るべく取組を強化する予定である。

■課題と対応等

- ・若手プロジェクトリーダー育成支援における研修など、効果の高い事業の実施により民間団体の人材育成、研修評価について現中期目標における期初の目標水準を達成できる見込みである。
- ・今後も引き続き、若手プロジェクトリーダー育成支援制度における研修など効果の高い事業の実施に努めるとともに、助成期間中に助成案件の質が向上し助成終了後の継続性や発展性につながるよう、研修や情報提供による助成団体への支援を併せて行うことを計画する。また、学生との交流事業については定着を図るべく取組を強化する。

■主要な業務実績

(1) 調査事業、研修事業の重点化

調査事業については、平成 27 年度に環境 NGO・NPO 活動状況調査を実施したほか、平成 29 年度には、海外先進国における環境 NGO・NPO に対する財政支援の現状等に関するヒアリング調査を実施した。

研修事業に関しては、環境 NGO・NPO の組織強化を推進するため前中期目標期間から実施してきた活動推進レベルアップ研修を平成 28 年度からは能力強化研修として、また現場体験や意見交換を通じて将来海外の環境保全活動に従事を目指す人材に対する海外派遣研修を引き続き実施するとともに、前中期目標期間の最終年度にあたる平成 25 年度に行った「今後の地球環境基金あり方検討」の取りまとめを踏まえ、環境 NGO・NPO の人材育成策（若手プロジェクトリーダー育成支援プログラム）としての研修を、平成 26 年度に創設し実施することで、助成の成果・効果の向上を図った。

さらにその他の振興事業として、平成 27 年度から、広く国民の環境活動への積極的な参加を促す事業として、環境省と協働で、主に高校生を対象とした「全国ユース環境ネットワーク促進事業」を実施している。また、平成 29 年度からは、全国大学生環境活動コンテスト（ecocoon2017）を共催、支援した。

①調査事業

ア 環境 NGO・NPO 総覧オンラインデータベースの更新

平成 27 年度に全国約 18,000 団体を対象とした環境 NGO・NPO 活動状況調査を行い、収集した情報を整理し、平成 28 年度に環境 NGO・NPO 総覧オンラインデータベースとして機構ホームページ上に公開することで、広く一般に情報の提供を行った。

イ 海外調査

今後の環境 NGO・NPO のあり方と支援の方法を検討するため、海外先進国における環境 NGO・NPO の現状と支援制度等について、平成 28 年度にインターネット等を活用した情報収集による予備調査を行った上で、平成 29 年度にアメリカ、ドイツ等に現地ヒアリング調査を実施した。

②研修事業

ア 組織強化に関する研修

地域の環境 NGO・NPO の活動を推進するため、団体職員向けの研修を平成 26 年度から 29 年度に全国において実施し、人材の育成を主とした組織力の強化を図った。

	26 年度	27 年度	28 年度 能力強化研修	29 年度 能力強化研修
ブロック数	8	8	5	5
会場数	16	32	10	10
参加者数	206 名	436 名	122 名	148 名
主な研修 テーマ	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアマネジメント ・NPO と企業の連携 ・広報、資金調達 	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアマネジメント ・NPO と企業の連携 ・広報、資金調達 	<ul style="list-style-type: none"> ・顧客管理 ・自主財源の拡充 ・プロジェクトマネジメント ・広報、資金調達 	<ul style="list-style-type: none"> ・顧客管理 ・ネットワーク構築 ・SNS 等活用 WEB 戦略 ・広報、資金調達

イ 海外派遣研修

国際協力の振興と将来その実践活動を担う人材を育成するため、海外派遣研修を実施した。

	26年度	27年度	28年度	29年度
訪問国	フィリピン	パラオ	マレーシア	タイ
参加者数	10名	10名	10名	2名
コース数	2コース	2コース	2コース	1コース
主な研修テーマ・内容	都市環境問題をテーマに、その解決のための取組を現地NGOを訪問し学習	現地の問題解決のための模擬NGOを結成し、実際に活動、成果を現地でプレゼンするなど実践的に学習	政府機関や学校、現地NGOを訪問し、現地の自然環境保護への取組の実態を学習	国際機関や学校、現地NGOを訪問し、現地の自然環境保護への取組の実態を学習

ウ 若手プロジェクトリーダー研修

今後の環境保全活動を担う若手人材の育成及び若手人材間のネットワークの構築等に資するため、より効果の高い若手プロジェクトリーダー研修（年3コース、3回）を行った。（若手プロジェクトリーダー育成支援プログラムとその対象人数等については助成事業（1）②を参照）

〈若手プロジェクトリーダー研修の概要〉

	<7月>	<10月>	<1月>
1年目	プロジェクトを体系的に理解し、推進することができる		
	●NPOの活動計画策定 ●ロジックツリーを用いた計画立案	●プロジェクトマネジメント	●助成活動の振り返り ●ステークホルダーの洗い出し、整理
2年目	成果をアピールし、熱烈な支持者を獲得できる		
	●NPOのマーケティング	●ファンドレイジング（資金・資源調達）	●NPOの広報
3年目	人々を巻き込み、影響力を持続させることができる		
	●ステークホルダーとの協働	<フィールド実習> ●地域を巻き込む力 ●起業マインド	●3年間の振り返り、成果・課題の明確化 ●次年度以降のアクションプラン ●プロジェクトの自主化

エ 全国ユース環境活動ネットワーク促進事業

次世代を担うユース世代の環境保全活動の発表の場の提供、活動の表彰等を行うことにより、環境保全活動に取り組む裾野の拡大及びユース世代のネットワークの構築に資するため、全国ユース環境活動発表大会（平成27年度～）やユース向けの研修・セミ

ナー（平成 28 年度～）といった学生との交流事業を、民間団体、企業、自治体等と連携して実施した。

○全国ユース環境活動発表大会（毎年 2 月開催）

主催： 全国ユース環境活動発表大会実行委員会

（環境省、独立行政法人環境再生保全機構、国連大学サステナビリティ高等研究所）

表彰： 環境大臣賞、環境再生保全機構理事長賞、

国連大学サステナビリティ高等研究所所長賞、高校生選考賞、先生選考賞

〈応募数の推移〉

	平成 27 年度 (第 1 回)	平成 28 年度 (第 2 回)	平成 29 年度 (第 3 回)
応募数	104 高校	96 高校	100 高校

○全国大学生環境活動コンテストの共催（毎年 12 月開催）

全国大学生環境活動コンテストに共催及び審査員として参画し、大学生の環境活動の推進に貢献した。

平成 28 年度は全国から 25 の団体が参加し、グループ審査、最終選考会を経て、一橋大学国立あかるくらぶがグランプリを、徳島大学ふるさと愛好会山班が準グランプリを獲得した。平成 29 年度も全国から 25 の団体が参加し、グループ審査、最終選考会を経て、大阪大学環境サークル G E C S がグランプリを、一橋大学国立あかるくらぶが準グランプリを獲得した。

		団体名	活動内容
平成 28 年度	グランプリ (環境大臣賞)	一橋大学 国立あかるくらぶ	スマートフォンアプリを用いた ゴミ拾い活動
	準グランプリ (環境再生保全 機構理事長賞)	徳島大学 ふるさと愛好会山班	過疎地域における地域づくり イベント開催及び自然保護活動
平成 29 年度	グランプリ (環境大臣賞)	大阪大学 環境サークル G E C S	広めよう！楽しい環境活動
	準グランプリ (環境再生保全 機構理事長賞)	一橋大学 国立あかるくらぶ	国立市を日本一きれいな街に

○ユース環境研修・セミナー・交流の実施

平成 28 年度	
【協賛企業等の協力による実施】	
●キリン(株)×神奈川県立鶴見高等学校生物部	『キリン横浜ビアビレッジで「自然の恵みを感じるツアー」を体験』
●SGホールディングス(株)×東京都立富士森高等学校アウトドア部×工学院大学 附属高等学校生徒会・自然科学部	『「佐川急便 高尾 100 年の森」里山体験』
●協栄産業(株)×茨城県立水戸工業高等学校	『「分ければ資源、混ぜればゴミ」知っていますか？ペットボトルのリサイクル』
●WWF ジャパン×NPO法人千葉大学環境ISO学生委員会	『パリ協定と世界の気候変動対策の潮流』
平成 29 年度	
【SDGsセミナーの実施】	
●大学生SDGsセミナー（関東地方、四国地方）	
●高校生SDGsセミナー（東北地方、近畿地方）	
【協賛企業等の協力による実施】	
●協栄産業(株)×茨城県立笠間高等学校	『「分ければ資源、混ぜればゴミ」知っていますか？ペットボトルのリサイクル』
●三井住友海上火災保険(株)×獨協中学・高等学校 緑のネットワーク委員会	『駿河台本社ビルで環境と減災への取組みを学ぶ』

(2) 研修事業の効果的な実施

毎年度研修事業への参加者に対しアンケートを行い、全ての研修において有効回答者の80%以上から「有意義であった」との評価を得た。

	基準値	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
受講者アンケート (満足度)	80%	89.0%	98.5%	97.7%	96.5%

3. 地球環境基金の運用等について

■中期目標

本来は、地球環境基金の運用益で実施すべき業務であることを踏まえ、本中期目標期間中において、第2期中期計画の実績を上回る募金額及び件数を獲得することを目標として、これまでの取組を総合的にPRするなど、より積極的かつ効果的な募金獲得活動に取り組むこと。

また、地球環境基金の運用について、景気局面に対応して安全で有利な運用を図ること。

■中期計画

地球環境基金事業開始から20年を経過したことを踏まえ、第三期中期目標期間中の募金等の総額等が平成25年度末までの5か年間の出えん金の総額及び件数を上回るよう、これまでの取組を国民・事業者等の理解を促進するため、総合的かつ効果的な広報活動に取り組むとともに、新たな募金方法等の検討を行うなど募金等の活動を強化するなどして、地球環境基金のより一層の造成に努める。

また、地球環境基金の運用につき、資金の管理及び運用に関する規程に基づく地球環境基金の運用方針に従って安全で有利な運用に努める。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

独立行政法人環境再生保全機構法（平成15年法律第43号）第15条

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標	基準値 （前中期 目標期間 最終年度 値等）	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
企業協働プロジェクト等により直接事業に充てるための特定寄付社数及び寄付額	新たな寄付の獲得	0社 0千円	1社 (10,000千円)	3社 (12,000千円)	6社 (14,500千円)	5社 (18,500千円)	
ポイント寄付提携カード数	平成25年度の実績数	7カード	7カード	9カード	10カード	10カード	
募金システム数	平成25年度の実績数	1システム	3システム	3システム	3システム	3システム	
広報・募金活動分野数	平成25年度の実績数	5分野	5分野	5分野	5分野	5分野	
寄付件数（計画値）	最終年度に3,776件	—	755.2件	755.2件	755.2件	755.2件	755.2件
寄付件数（実績値）		789件 （前中計最終年度の寄付件数）	874件	899件	821件	789件	
達成度	—	—	115.7%	119.0%	108.7%	104.5%	
寄付額（計画値）	最終年度に237,621千円	—	47,524.2千円	47,524.2千円	47,524.2千円	47,524.2千円	47,524.2千円

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標	基準値 （前中期 目標期間 最終年度 値等）	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
寄付額 （実績 値）		17,316 千円 （前中計 最終年度 の寄付 額）	18,170 千円	18,712 千円	21,036 千円	23,359 千円	
達成度	—	—	38.23%	39.37%	44.26%	49.15%	
基金の運 用額	年度計画予 算における 実績額	—	（計画額） 210百万円 （実績額） 212百万円	（計画額） 201百万円 （実績額） 210百万円	（計画額） 173百万円 （実績額） 174百万円	（計画額） 147百万円 （見込額） 147百万円	

<その他の指標>

—

<評価の視点>

- ・年度計画に定められた各項目に対して、適切な取組が行われているか。

■ 評定と根拠

<中期目標期間評価（見込評価）の自己評定>

26年度～28年度は主務大臣評価。29年度及び中期目標期間評価（見込評価）は自己評価。

年度評価					中期目標期間評価	
26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	見込評価	期間実績評価
B	<u>B</u>	<u>B</u>	B		B	

（注）標語（主務大臣評価）において、重要度「高」は「○」を付す。難易度「高」は下線を引く。

<根拠>

● 背景

第2期中期目標期間を上回る寄付件数及び金額に向けて取り組んでいるが、様々な社会情勢の変化等もあって、大口寄付は減少している。その背景として、特に最近では、寄付者が自らの寄付金が具体的にどのような活動に貢献できているかが分かる「寄付先のみえる化」を望む傾向がある。そこで、従来の地球環境基金への寄付のほか、直接助成に充てられる仕組みとして、寄付者

の希望する環境保全活動に充てる、企業協働プロジェクトを導入するとともに、全国ユース環境ネットワーク促進事業の実施に当たっても、この枠組みを活用して企業からの寄付受入に努めた。

引き続き、企業協働プロジェクト等による寄付獲得に向けた周知、さらに、助成事業等の一つの活動に対する理解促進を図り、寄付者の理解を得ることが重要である。

● 実施状況（平成 26～29 年度）及び今後（平成 30 年度）の予定

寄付金額は第 2 期中期目標期間を下回っているが、地球環境基金サポーターの導入や身近な寄付方法の周知により、件数は同期間の実績を上回るペースで受け入れられている。

現在の社会経済情勢も含め、地球環境基金を取り巻く状況は良好とは言えないが、引き続き企業協働プロジェクトの周知、助成事業等に対する理解促進に向けて継続的かつ効果的な広報を行う。

■ 課題と対応等

地球環境基金に対する大口寄付が減少する中、更なる助成事業を始めとする地球環境基金事業の認知度向上を図るとともに、地球環境基金企業協働プロジェクト等に対する企業の参画を得るため、企業が賛同できる適切な助成分野（テーマ）の検討を行うなど、地球環境基金企業協働プロジェクト等の参画に向けた周知を継続する。

■ 主要な業務実績

【地球環境基金を取り巻く状況】

- ・ 企業協働プロジェクト等に係る寄付受入を除き、地球環境基金への大口寄付（年間 100 万円以上）は、平成 18 年度の 8 社をピークに減少、平成 28 年度以降は 0 社となった。また、東京 2020 に関連した市民参加による環境活動を支援する「特別助成」への寄付獲得も積極的な同意を得ることが困難な状況にある。
- ・ 大口寄付が減少している主な要因として、以下の点が考えられる。
 - ① 特に東日本大震災を機に、企業による寄付先の見直し（自ら希望する分野への支援の重点化など）が行われたこと
 - ② 今日では単なる寄付ではなく、社員を参加させるなど企業自らが環境分野を含む様々な分野で社会貢献活動に取り組んでいること
 - ③ 地球環境基金への寄付は、受けた寄付を一旦基金に組み入れて、その運用益により事業を行う仕組みであることから、寄付を行った企業の貢献度が見えにくいこと
 - ④ 今日の低金利状況下において、運用益を見込めない基金へ新たに寄付を組み入れることについて、企業等の理解が得られないこと
 - ⑤ 「特別助成」への寄付獲得についても、企業独自の展開とは別に寄付を行うことに理解を得ることが難しいこと

【業務実績】

東日本大震災を機に、企業による寄付先の見直しや、企業自らが環境分野を含む様々な分野で社会貢献活動に取り組むなどの状況下、地球環境基金に対する大口寄付の理解を得ることが困難な状況にある。

こうした中であっても、各種媒体を活用して地球環境基金事業の認知度向上に資する周知活動の充実を図るとともに、平成 26 年度より「企業協働プロジェクト」を創設するなど寄付獲得に向けて多面的な取組を実施している。

●各年度の出えん金の額 (単位：千円)

	基準値	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
寄付件数	789 件	874 件	899 件	821 件	789 件
寄付額	17,316	18,170	18,712	21,036	23,359

また、地球環境基金の運用については、今日の低金利条件下において安全で有利な運用に努めてきているが、運用益の減少を余儀なくされている現状である。

●各年度の運用益の額 (単位：百万円)

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
運用益	212	210	174	147
平均利回り	1.51%	1.49%	1.23%	0.98%

<ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務>

■中期目標

助成業務の遂行に際しては、審査基準及びこれに基づく審査結果や助成金の審査状況など幅広い情報提供に努め、透明性・公平性を確保すること。

また、これら審査基準とあわせ、助成対象事業の実施状況や基金の管理状況などの情報を公表すること。

■中期計画

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物の処理の円滑な実施を支援するため、中小企業者等が保管するPCB廃棄物の処理に要する費用の軽減（軽減事業）、PCB廃棄物の処理に際しての環境状況の監視・測定又は安全性の確保に係る研究・研修の促進（振興事業）及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）第13条第1項に基づく処分等措置に要する費用の軽減（代執行支援事業）に要する費用について、環境大臣が指定する者に対し助成する。

本助成金の交付の透明性・公平性を確保するため、審査基準、これに基づく助成金の審査状況、事業の採択及び助成対象事業の実施状況、並びに基金の管理状況などの情報をホームページ等において公表する。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

独立行政法人環境再生保全機構法（平成15年法律第43号）第10条第1項第5号

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）第5条第1項、第6条第1項、第13条第1項

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
軽減事業に係る助成金支払申請件数に対する処理件数	100%	100%	100% $\left(\frac{3,993 \text{ 件}}{3,993 \text{ 件}}\right)$	100% $\left(\frac{3,680 \text{ 件}}{3,680 \text{ 件}}\right)$	100% $\left(\frac{3,485 \text{ 件}}{3,485 \text{ 件}}\right)$	100% $\left(\frac{3,840 \text{ 件}}{3,840 \text{ 件}}\right)$	
助成対象事業の実施状況等の公表回数	年5回 (四半期+決算)	5回	5回	5回	5回	5回	

<その他の指標>

—

<評価の視点>

- ・年度計画に定められた各項目が適切に行われているか。

■ 評定と根拠

<中期目標期間評価（見込評価）の自己評定>

26年度～28年度は主務大臣評価。29年度及び中期目標期間評価（見込評価）は自己評価。

年度評価					中期目標期間評価	
26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	見込評価	期間実績評価
BO	B	BO	B		B	

（注）標語（主務大臣評価）において、重要度「高」は「O」を付す。難易度「高」は下線を引く。

<根拠>

● 背景

中小企業者等が保管するポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に要する費用の軽減等として、環境大臣が指定する者に対し助成を行うにあたり、透明性・公平性を確保するため、審査基準や審査状況その他各種情報をホームページにおいて公表することが重要となる。

● 実施状況（平成26～29年度）及び今後（平成30年度）の予定

軽減事業に係る毎年度の計画を着実かつ適正に執行するとともに、各種情報をホームページに公表している。平成30年度は都道府県等が実施する行政代執行事業に係る手続きと合わせて着実かつ適正に実施する。

■ 課題と対応等

PCB廃棄物処理基金の助成については、環境大臣が指定する者からの支払申請を適正に審査して実施するとともに、本助成金の助成対象事業の実施状況、基金の管理状況等について機構ホームページで公表している。

今後の課題については、平成30年度より、都道府県等が実施するPCB廃棄物処理に係る代執行事業に係る手続きがあり、代執行事業に要する費用についても着実かつ適正に実施する。

■ 主要な業務実績

軽減事業及び振興事業については、環境大臣の指定する者からの支払申請を処理して助成金を交付した。また、本助成金の助成対象事業の実施状況、基金の管理状況等について、各年度とも計画どおり5回機構ホームページで公表した。

代執行事業については、平成29年度から基金の造成に努めるとともに、事業に係る手続きに関する諸規程等を策定した。

<維持管理積立金の管理業務>

■中期目標

最終処分場維持管理積立金については、資金の性質、積立及び取戻しの状況に応じた最善の運用方法により運用すること。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく維持管理積立金の積立者に対し運用状況等の情報提供を行う等、透明性の確保に努めること。

■中期計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づき、廃棄物の最終処分場の設置者が埋立処分終了後に適正な維持管理を行うため、必要な費用を機構に積み立てる。

本積立金について、安全性の確保を優先し確実な取戻しを確保しつつ、積立て及び取戻しの状況を考慮した適切な運用を図る。

また、本積立金の積立者に対し運用状況等の情報提供を行う等、透明性を確保し、運用利息額等を毎年度定期的に通知する。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

独立行政法人環境再生保全機構法（平成 15 年法律第 43 号）第 10 条第 1 項第 6 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条の 5

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標	基準値 （前中期 目標期間 最終年度 値等）	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
積立者に対する運用状況等の情報提供率	100%	100%	100% $\left(\frac{1,225 \text{ 件}}{1,225 \text{ 件}}\right)$	100% $\left(\frac{1,212 \text{ 件}}{1,212 \text{ 件}}\right)$	100% $\left(\frac{1,196 \text{ 件}}{1,196 \text{ 件}}\right)$	100% $\left(\frac{1,181 \text{ 件}}{1,181 \text{ 件}}\right)$	
積立金の運用額	年度計画 予算における実績額		(計画額) 267 百万円 (実績額) 307 百万円	(計画額) 265 百万円 (実績額) 298 百万円	(計画額) 277 百万円 (実績額) 281 百万円	(計画額) 260 百万円 (実績額) 273 百万円	

<その他の指標>

—

<評価の視点>

- ・年度計画に定められた各項目が適切に行われているか。

■ 評定と根拠

<中期目標期間評価（見込評価）の自己評定>

26年度～28年度は主務大臣評価。29年度及び中期目標期間評価（見込評価）は自己評価。

年度評価					中期目標期間評価	
26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	見込評価	期間実績評価
B	B	B	B		B	

（注）標語（主務大臣評価）において、重要度「高」は「○」を付す。難易度「高」は下線を引く。

<根拠>

● 背景

最終処分場設置者からの維持管理積立金の管理にあっては、資金の安全性を確保した上で効率的な運用を行うとともに、積立者に対して適正な情報提供を行うことによる透明性の確保と取戻し請求への確実な対応が必要となる。

● 実施状況（平成26～29年度）及び今後（平成30年度）の予定

積立金の出入りの把握に努め、安全性の確保を最優先に、短期、中期及び長期を組み合わせた効率的な運用に努めた。また、積立者に対する運用状況等の情報提供を確実に実施した。

■ 課題と対応等

維持管理積立金の積立て及び取戻し等について適切に対応し、維持管理積立金の管理を引き続き適切に行う必要がある。

維持管理積立金の運用については、資金の安全性確保を最優先に、最終処分場の維持管理に要する資金を預かっているという資金の性質から、取戻し請求に対応することを踏まえ、想定を超える資金需要にも対応できるよう考慮の上で、運用可能な資金を把握し、預金による短期運用と、中～長期の債券を組み合わせた効率的な運用を行う。

また、資金の透明性を確保するため、本積立金の積立者に対し、運用利息額を引き続き定期的に通知する。

■ 主要な業務実績

最終処分場設置者からの維持管理積立金の積立及び取戻しについて適切に対応し、預り証書の発行・送付を遅滞なく行った。

また、本積立金の積立者に対し、資金の透明性を確保するため毎年度末に利息額の通知を行うとともに、払渡請求書に基づく利息の払渡しを着実かつ適正に行った。

積立金の運用は、安全性の確保を最優先に、取戻しに対応するため、資金需要を考慮して預金による短期運用と、債券による中・長期の債券運用を組み合わせた効率的な運用に努めた。

<石綿健康被害救済業務>

1. 認定・支給等の迅速かつ適正な実施

■中期目標

- (1) 救済給付の支給等に係る申請及び請求について、迅速かつ適正な処理を行うこと。
- (2) 迅速かつ適正な救済給付の支給を行うこと。

■中期計画

石綿による健康被害の迅速な救済を図るため、石綿による健康被害を受けた方及びその遺族に対する医療費等の救済給付を支給する等の業務を行うとともに、石綿健康被害者が今後とも増加する傾向にあると見込まれることから、これに備えた取組を行う。なお、制度のより適切な運営のため、労災保険制度等他制度との連携に努める。

- (1) 今後見込まれる石綿健康被害者の増加も念頭に置きつつ、石綿健康被害の迅速な救済のため、申請者等に対するきめ細かな対応を含め、認定等に係る事務処理を迅速かつ適正に行う。
また、労災保険制度の対象になり得る申請については労災保険窓口に情報提供を行うなど、他制度との連携に努める。
- (2) 今後見込まれる石綿健康被害者の増加も念頭に置きつつ、石綿健康被害の迅速な救済のため、被認定者等に対するきめ細かな対応を含め、救済給付の支給に係る事務処理を迅速かつ適正に行う。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標 （参考値）	基準値 （前中期目標 期間最終年度 値等）	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
療養中の申請から認定等決定までの処理日数	前中期目標期間中より短縮	151日 （前中期目標期間中の処理日数）注1)	116日 注2)	106日 注2)	98日 注2)	96日 注2)	

注1) 前中期目標期間中における平均値。

注2) 石綿繊維計測案件（特殊事例）を除いた日数。

（参考）

- ・前中期目標期間の平均処理期間 151日
- ・前中期目標期間最終年度の平均処理期間 115日

<その他の指標>

- ・療養中の被認定者に支給する療養手当（初回）の支給までの処理期間

<評価の視点>

(1) 認定等の迅速かつ適正な実施

- ・認定等の決定が迅速かつ適切に行われているか。
- ・労災保険制度等の他制度との連携を図る取組が行われているか。

(2) 迅速かつ適正な支給

- ・被認定者からの請求が円滑に行われるための取組が進められ、支給に係る事務、認定更新に係る事務が適切に行われているか。

■ 評価と根拠

<中期目標期間評価（見込評価）の自己評価>

26年度～28年度は主務大臣評価。29年度及び中期目標期間評価（見込評価）は自己評価。

年度評価					中期目標期間評価	
26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	見込評価	期間実績評価
<u>A</u> O	<u>A</u> O	<u>A</u> O	A		A	

(注) 標語（主務大臣評価）において、重要度「高」は「○」を付す。難易度「高」は下線を引く。

<根拠>

● 背景

- ・平成23年6月の中央環境審議会第二次答申「今後の石綿健康被害救済制度の在り方について」において、「認定に係る対応の迅速化に向けた取組の強化」が求められ、認定等に係る期間の一層の短縮に向けた取組を進める必要があった。
- ・当該答申では、「医療機関に対する制度の周知」が必要ともされており、第3期中期目標期間中に、医師向けセミナーの開催、医療機関等への申請に係る手引きや制度周知ポスターの配布等、積極的な周知に取り組んだ。また、救済制度の広報においても、第3期中期目標期間中に、過去に実施した広報事業に関する分析を行い、効果の高い広報媒体に重点化するなど、効率的な広報に努めたことから、無料電話相談件数も増加傾向（平成26年度：4,832件→平成29年度：6,214件）にあった。これらの影響もあり、第3期中期目標期間中の申請受付件数は増加基調にあった（平成26年度：920件→平成29年度：1,189件）中で、認定・給付等に係る事務処理を迅速かつ適正に行う必要があった。
- ・また、上記答申においては、「労災保険制度との連携強化」についても言われており、労災保険制度との連携の取組を進める必要があった。

● 実施状況（平成26～29年度）及び今後（平成30年度）の予定

(1) 認定等の迅速かつ適正な実施

- ・申請受付件数が平成26年度（920件）から平成29年度（1,189件）までに29.2%増加した中でも、環境省への申出前から医療機関に病理標本等の資料提出を求めるなど、可能な限り資料の事前収集に努めたこと、追加資料を求められた案件を含め案件ごとの進捗管理を徹底

したこと、申請受付状況等の情報を適宜環境省と共有し、中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害判定小委員会（以下「判定小委員会」という。）審査分科会等の回数やスケジュールを調整してもらうよう努めたことなどにより、電子顕微鏡による石綿繊維計測の結果によって判定が行われた特殊事例等を除く、第3期中期目標期間の申請から認定等決定までの平均処理日数（療養中：103日、未申請：130日、施行前：264日）は、前中期目標期間中の平均処理日数（療養中：151日、未申請：169日、施行前：324日）と比べて期間短縮が図られている（療養中：31.8%減、未申請：23.1%減、施行前：18.5%減）。

- ・本来労災保険制度に申請すべき者が救済制度に申請する事案があることから、申請者の同意が得られている案件の中で、労災保険制度の対象となる可能性が考えられる案件（250件）について機構から厚生労働省に情報提供した。平成30年度も同様の取組を実施する。

（2）迅速かつ適正な支給

- ・救済給付の支給については、被認定者、医療機関等に向けたパンフレット等の作成や医療費の未請求者への手続方法の再案内等、被認定者からの円滑な請求に資するきめ細かな取組を行ったことにより、前中期目標期間の平均をおおむね下回る処理期間で適正な支給を行うことができている。（療養手当（初回）の支給までの処理期間：前中期目標期間平均23日→平成26～29年度平均17日（26.0%減））
- ・認定更新の申請漏れを防ぐため、未申請者への状況確認・再案内を実施するなどの取組を行い、認定更新に係る事務を適切に行っている。

■課題と対応等

- ・認定・支給等の事務を迅速に実施するという目標については、上記実績等を踏まえると、目標とした水準を大幅に上回る成果を実現できる見込み。
- ・今後、申請受付件数が増加傾向であること等の外的要因も介在するため、処理日数のこれ以上の大幅な短縮は厳しい見込みであるが、認定・支給等の迅速かつ適正な実施に向けて、次の取組を継続的に実施する。

（1）認定等の迅速かつ適正な実施

- ・全体としての平均事務処理日数を維持していくため、医療機関から可能な限り資料を事前に収集し判定申出を行う、追加資料を求められた案件についても、少しでも早く資料が得られるよう管理を徹底するなどの取組を継続的に実施する。

（2）迅速かつ適正な支給

- ・被認定者からの請求が円滑に行われるためのきめ細かな取組を進め、引き続き救済給付の支給に係る事務を適切に実施する。
- ・認定更新の対象者が申請漏れにより更新を受ける資格を失うことのないよう、引き続き、手続方法の案内、申請状況の確認等を適切に実施する。

■ 主要な業務実績

(1) 認定等の迅速かつ適正な実施

① 申請受付状況

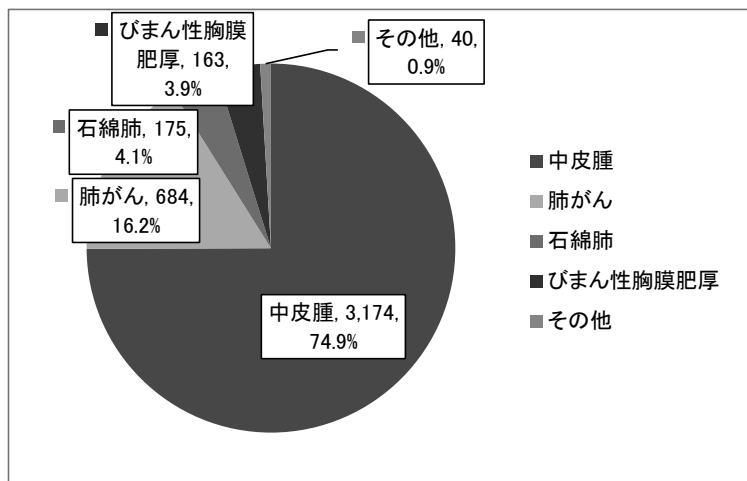
平成 26 年度から平成 29 年度までの受付件数は、4,236 件であった。また、申請時の疾病別分類は、中皮腫 3,174 件 (74.9%)、肺がん 684 件 (16.2%)、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺 175 件 (4.1%)、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚 163 件 (3.9%)、その他 40 件 (0.9%) であった。

<申請受付状況>

(単位：件)

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	計
療養中の方	760	868	861	955	3,444
未申請死亡者	141	159	197	218	715
施行前死亡者	19	19	23	16	77
計	920	1,046	1,081	1,189	4,236

● 申請時疾病別分類



② 認定等の状況

平成 26 年度から平成 29 年度までに 4,063 件の処分（認定・不認定の決定）を行った。

なお、そのうち認定件数は 3,398 件であり、認定の疾病別分類は、中皮腫 2,797 件 (82.3%)、肺がん 522 件 (15.4%)、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺 15 件 (0.4%)、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚 64 件 (1.9%) であった。

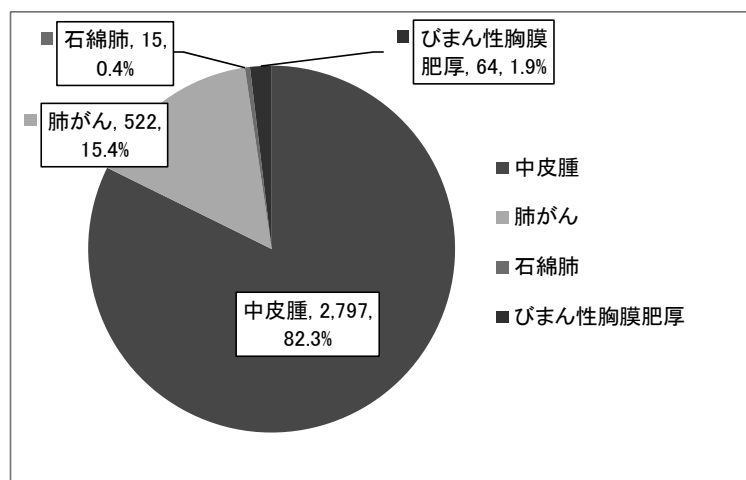
<認定等の状況>

(単位：件)

	決定内容	26年度	27年度	28年度	29年度	計
療養中の方	認定	595	690	781	791	2,857
	不認定	110	109	133	118	470
	取下げ	23	40	20	22	105
未申請死亡者	認定	87	109	147	148	491
	不認定	33	28	57	60	178
	取下げ	4	5	3	4	16
施行前死亡者	認定	13	11	16	10	50
	不認定	5	5	6	1	17
	取下げ	5	2	5	2	14
計	認定	695	810	944	949	3,398
	不認定	148	142	196	179	665
	取下げ	32	47	28	28	135

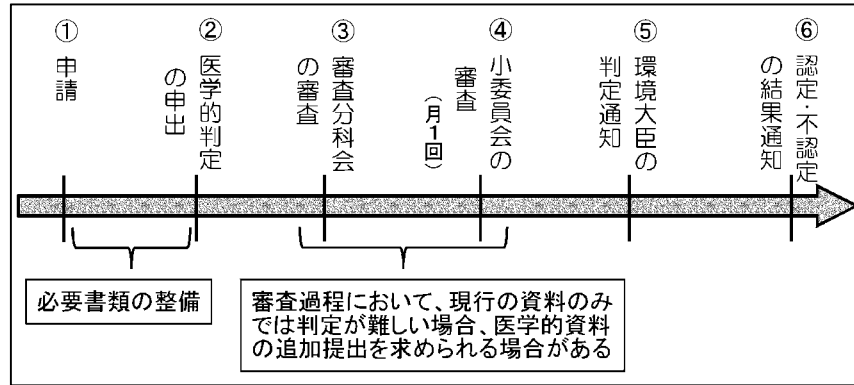
(注) 各年度の計数は、当該年度末時点における新資料の提出による再審査及び原処分取消後の処分を除いたものである。

●認定時疾病別分類



③申請等の受付から認定等決定までの平均処理日数の状況

申請等の受付から認定等決定までは、下図のような流れとなっている。環境大臣に判定を申し出た医学的事項は、審査分科会を経て判定小委員会で審議される。なお、審議の過程において、提出資料のみでは判定が難しいとされた場合、追加の医学的資料を求められることがあり、その場合、機構は申請者等の同意を得た上で、医療機関等と調整して追加資料の収集を行い、当該追加資料を含めて、あらためて審議が行われる。



＜図：申請等受付から認定等決定までの流れ＞

電子顕微鏡による石綿繊維計測の結果によって判定が行われた特殊事例等を除く、申請・請求の受付から認定等決定までの平均処理日数は下表のとおりである。第3期中期目標期間中は、申請受付件数が増加（平成26年度：920件→平成29年度：1,189件）する中においても、1回の医学的判定で結果が得られるよう、申出前から医療機関に病理標本等の提出を積極的に求め、可能な限り事前に資料を収集し判定申出を行ったこと、追加資料を求められた案件を含め案件ごとの進捗管理を徹底したこと、申請受付状況等の情報を適宜環境省と共有し、審査分科会等の開催回数増や開催スケジュールの平準化について環境省にも働きかけを行ったことなどにより、第2期中期目標期間中の平均処理日数と比べて短縮されている。

＜申請等の受付から認定等決定までの平均処理日数＞

（単位：日）

	前中期目標 期間平均	26年度	27年度	28年度	29年度	平均
療養中の方	151	116	106	98	96	103
未申請死亡者	169	138	125	132	128	130
施行前死亡者	324 (90)	333 (94)	229 (40)	257 (32)	143 (28)	264 (48)

（注）（ ）書きは、死亡診断書若しくは死体検案書又は診療録の写しに、死亡原因が指定疾病であるとの記載があり、判定小委員会の医学的判定を経ないで機構で認定されたもの。

④厚生労働省・労災保険制度との連携強化

本来労災保険制度に申請すべき者が、救済制度に申請する事案があることから、厚生労働省から当該申請者等に労災保険制度の請求を勧奨してもらえるよう、申請者の同意が得られている案件の中で、労災保険制度の対象となる可能性が考えられる案件について、機構から厚生労働省に情報提供した。

＜機構から厚生労働省への情報提供件数＞

（単位：件）

26年度	27年度	28年度	29年度	計
29	52	44	125	250

(2) 迅速かつ適正な支給

第3期中期計画期間においては、平成30年3月末までに、療養者等に対し9,436百万円、死亡者の遺族等に対し3,789百万円、計13,228百万円の救済給付を支給した。

<救済給付の支給状況(年度別・種類別)> (単位:件、千円)

年度	区分	医療費	療養手当	葬祭料	特別遺族 弔慰金等	救済給付 調整金	計
平成26 年度	件数	15,484	6,591	433	109	241	22,858
	金額	433,896	1,712,155	86,167	324,091	342,143	2,898,452
平成27 年度	件数	16,092	7,053	540	121	316	24,122
	金額	458,566	1,845,991	107,460	362,879	469,478	3,244,374
平成28 年度	件数	17,077	7,460	532	151	301	25,521
	金額	476,595	1,929,593	105,868	452,849	447,660	3,412,565
平成29 年度	件数	17,885	7,757	543	159	334	26,678
	金額	512,650	2,070,183	108,057	476,841	505,152	3,672,883
計	件数	66,538	28,861	2,048	540	1,192	99,179
	金額	1,881,707	7,557,922	407,552	1,616,660	1,764,433	13,228,274
	金額	(療養者等) 9,439,629		(死亡者遺族等) 3,788,645			

- ・「医療機関向けに医療費請求のしくみについて説明したパンフレットの配布」、「医療機関向け質疑応答事例の作成」、「医療機関等向けパンフレットの改訂」、「被認定者向けチェックリストの作成」や医療費の未請求者への手続方法の再案内等、被認定者からの円滑な請求に資するきめ細かな取組を行ったことにより、支給までの平均処理日数については、平成26年度から平成29年度までの平均処理日数は医療費(償還)は61日、療養手当(初回)は17日、葬祭料は30日、未支給の医療費等は54日、救済給付調整金は17日、特別遺族弔慰金・特別葬祭料のうち未申請死亡者分は17日、同じく施行前死亡者分は16日となっている。

<支給までの平均処理日数>

(単位:日)

年度	医療費 (償還)	療養手当 (初回)	葬祭料	未支給の 医療費等	救済給付 調整金	特別遺族弔慰金・ 特別葬祭料	
						未申請 死亡者	施行前 死亡者
前中期目標期間 平均	64	23	36	83	91	17	20
平成26年度	63	17	36	64	78	18	15
平成27年度	59	18	30	52	63	15	16
平成28年度	63	16	27	51	61	18	16
平成29年度	61	17	27	52	63	17	17
平均	61	17	30	54	66	17	16

注)療養手当(初回)及び特別遺族弔慰金・特別葬祭料は、認定から支給までの日数。他は請求から支給までの日数。

認定の有効期限が満了する被認定者からの認定の更新申請に基づく認定更新等の決定を平成23年1月より開始しており、第3期中期計画期間においては、平成30年3月末までに、平成26年6月から平成30年5月までに有効期間が満了する者330件の更新等を決定した。

なお、平成 27 年度より、平成 22 年 7 月に指定疾病に追加された「著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺」及び「著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚」として認定された者の認定更新等並びに中皮腫・肺がんで認定更新を行ってから 5 年を経過した者の再度の認定更新（2 回目）等についても決定を行っている。

<認定更新の状況>

(単位：人)

更新等決定年度	認定の有効期間満了月		認定疾病	被認定者	更新等対象者	更新申請者		
						更新	更新しない	
平成 26 年度	平成 26 年 6 月 ～ 平成 27 年 5 月		中皮腫	370	32	32	32	0
			肺がん	79	28	23	20	3
			計	449	60	55	52	3
平成 27 年度	平成 27 年 6 月 ～ 平成 28 年 5 月	1 回目	中皮腫	371	37	37	37	0
			肺がん	63	20	18	16	2
			石綿肺 びまん性 胸膜肥厚	4 18	2 8	2 8	2 8	0 0
	計	456	67	65	63	2		
	2 回目	中皮腫	61	35	33	30	3	
		肺がん	15	9	7	7	0	
計		76	44	40	37	3		
計	532	111	105	100	5			
平成 28 年度	平成 28 年 6 月 ～ 平成 29 年 5 月	1 回目	中皮腫	383	32	29	29	0
			肺がん	94	30	27	22	5
			石綿肺 びまん性 胸膜肥厚	5 10	0 6	0 6	0 6	0 0
	計	492	68	62	57	5		
	2 回目	中皮腫	26	12	11	10	1	
		肺がん	23	15	12	9	3	
計		49	27	23	19	4		
計	541	95	85	76	9			
平成 29 年度	平成 29 年 6 月 ～ 平成 30 年 5 月	1 回目	中皮腫	432	33	32	31	1
			肺がん	77	26	22	21	1
			石綿肺 びまん性 胸膜肥厚	3 9	0 3	0 3	0 3	0 0
	計	521	62	57	55	2		
	2 回目	中皮腫	49	18	18	17	1	
		肺がん	25	12	10	9	1	
計		74	30	28	26	2		
計	595	92	85	81	4			
累計			中皮腫	1,692	199	192	186	6
			肺がん	376	140	119	104	15
			石綿肺 びまん性 胸膜肥厚	12 37	2 17	2 17	2 17	0 0
			計	2,117	358	330	309	21

(注) 被認定者欄の値は、更新等決定前の認定の際に定められた認定の有効期間の満了する日が、認定の有効期間満了月欄の範囲に含まれる被認定者数である。

1 回目は、申請から 5 年を経過し初めて認定更新を行う場合、2 回目は、認定更新から 5 年を経過し再度更新を行う場合を示す。

2. 救済給付の支給に係る費用の徴収

■中期目標

救済給付の支給に必要な費用を確保するため、納付義務者に対し制度への理解を求め、拠出金を徴収すること。

■中期計画

救済給付の支給に必要な費用を確保するため、納付義務者に対し制度への理解を求め、適切に拠出金を徴収する。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等（参考）	達成目標	基準値（参考） （前中期目標期間最終年度値等）	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
特別拠出金の徴収率		100%	100%	100%	100%	100%	

<その他の指標>

—

<評価の視点>

- ・徴収すべき額を確実に徴収しているか。

■評定と根拠

<中期目標期間評価（見込評価）の自己評定>

26年度～28年度は主務大臣評価。29年度及び中期目標期間評価（見込評価）は自己評価。

年度評価					中期目標期間評価	
26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	見込評価	期間実績評価
B	B	B	B		B	

（注）標語（主務大臣評価）において、重要度「高」は「○」を付す。難易度「高」は下線を引く。

<根拠>

● 背景

救済給付に必要な費用を確保するため、納付義務者に対し制度への理解を求め、適切に拠出金を徴収する必要がある。

● 実施状況（平成 26～29 年度）及び今後（平成 30 年度）の予定

特別事業主 4 社に対し、各年度当初に特別拠出金の徴収決定額の通知を行い、うち 2 事業主から延納申請を受け付け 4 期に分納されたが、全納分及び延納分の徴収すべき額を全て徴収した。今後とも適切かつ着実な徴収を行う。

■課題と対応等

- ・ 救済給付の支給に係る費用の徴収については、上記実績等を踏まえると、おおむね目標水準を達成できる見込み。
- ・ 特別拠出金の徴収は、引き続き着実な徴収を行う。

■主要な業務実績

特別拠出金の対象となる特別事業主 4 者に対し、毎年度当初に特別拠出金の徴収決定額の通知を行い、拠出金の徴収・収納を着実にいった。

指標	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
特別拠出金の徴収率	100%	100%	100%	100%

3. 制度運営の円滑化等

■中期目標

- (1) 被認定者等のニーズの把握に努め、制度運営等に反映させること。
- (2) 関係機関と連携しつつ、調査・情報収集等、申請手続の周知等、業務実施の円滑化に向けた取組を行うこと。
- (3) 救済給付の支給等に係る適切な申請及び請求に資するよう、調査・情報収集により得られた指定疾病に係る知見を医療機関等へ積極的に還元すること。
- (4) 制度の透明性を確保するため、認定や給付の状況など、救済制度の運営状況の公開を図ること。

■中期計画

- (1) 保健所等における受付業務の円滑化のため、担当者への適切な情報提供等を行う。
- (2) 被認定者等に対するアンケート調査を行い、被認定者等の状況、ニーズを的確に把握し、救済制度の適切な運営等に反映させる。
- (3) 認定等に係る事務処理を円滑に実施するため、医療機関等に対して、申請手続等の周知を図る。
- (4) 環境省や他の関係機関とも連携し、中長期的視点も踏まえた業務実施の円滑化に役立つ調査や情報収集を行う。
- (5) 救済給付の支給等に係る適切な申請及び請求に資するよう、調査・情報収集により得られた指定疾病に係る知見を医療機関等へ積極的に還元するほか、セミナー等により診断技術の向上のための場を提供する。
- (6) 認定や給付の状況など、救済制度の運営について随時及び年次で情報を公開する。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

—

<その他の指標>

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等（参考）	達成目標	基準値（参考） （前中期目標 期間最終年度 値等）	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
申請等に係る 医学的資料等 を作成した実 績医療機関		1,452 病院	1,539 病院	1,618 病院	1,680 病院	1,778 病院	
石綿関連疾患 に係る医師向 けセミナー等 開催数		11 回	12 回	12 回	18 回	15 回	

<評価の視点>

- ・ 医師・医療機関に対する制度周知が適切に行われているか。

■ 評価と根拠

<中期目標期間評価（見込評価）の自己評価>

26年度～28年度は主務大臣評価。29年度及び中期目標期間評価（見込評価）は自己評価。

年度評価					中期目標期間評価	
26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	見込評価	期間実績評価
B	<u>B</u>	<u>B</u>	A		A	

（注）標語（主務大臣評価）において、重要度「高」は「○」を付す。難易度「高」は下線を引く。

<根拠>

● 背景

- ・ 平成23年6月の中央環境審議会第二次答申「今後の石綿救済制度の在り方について」において、「認定に係る対応の迅速化に向けた取組の強化」を進める上で、「医療機関に対する制度の周知」、「特に認定の判定基準に関する周知」を行うことが求められた。
- ・ 平成25年4月に中央環境審議会環境保健部会石綿健康被害救済小委員会（以下「救済小委員会」という。）で取りまとめられた「石綿健康被害救済制度における指定疾病に係る医学的判定に関する考え方について」において、広範囲の胸膜プラーク所見を、石綿を吸入することにより指定疾病にかかったことを判定する指標とする考え方が示され平成25年6月より判定基準に追加されたことや、その後も中皮腫の診断に有用な免疫染色に使用する抗体に関する新たな知見等が判定の基準に取り入れられていることから、これらを医師・医療機関等に対し、適正かつ速やかに周知する必要があった。
- ・ 期中の平成28年12月に救済小委員会で取りまとめられた「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」において、「医療現場において現行制度への申請を勧奨できるよう、呼吸器に関連する学会、看護師や医療ソーシャルワーカーの団体を始めとする医療関係団体、がん診療連携拠点病院等の支援センターに対して現行制度や医学的知見の周知を図るべきである」「特に石綿による肺がんについては重点的に医療現場への周知を図るべきである」とされた。
- ・ 制度や申請（請求）手続の周知、医学的判定の考え方等に関わる最新の情報提供は、迅速かつ適正な認定・支給など円滑な制度運営に必要不可欠である。

● 実施状況（平成26～29年度）及び今後（平成30年度）の予定

申請（請求）の受付、申請者等からの相談対応等に携わる保健所担当者、指定疾病を有する方の診断・治療に携わり申請（請求）に際して判定のための診断書の作成や診断の根拠となる医学的資料の提供元となる医師・医療機関等への制度、申請（請求）手続及び医学的判定の考え方等の周知を、環境省、厚生労働省、地方公共団体、医療関係団体等の協力を得つつ進めるとともに、制度運営に関わる最新の情報提供に努めてきた。

また、中皮腫の診断方法の一つである細胞診について、細胞検査士を対象とする実習研修会を毎年度実施して細胞診の普及と診断精度の向上に努めるとともに、石綿による肺がんの医学

的判定の基準の一つである石綿小体の計測について、一定の計測技能を有する機関の検査技師等の協力を得て石綿小体計測精度の確保・向上等に継続して取り組む等、指定疾病の診断や医学的判定に関わる検査、計測の標準化に注力してきた。

加えて、平成 29 年度においては、平成 28 年 12 月に救済小委員会で取りまとめられた「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」を踏まえ、都道府県がん診療連携拠点病院連絡協議会、一般社団法人日本病院会、公益社団法人日本医療社会福祉協会等の協力を得、また、環境省及び厚生労働省との連携により、医師・医療機関、医療ソーシャルワーカー等への制度や申請（請求）手続に関する情報発信等に取り組んだ。

従来からの取組の堅実な継続と新たな取組の積み重ねを通じ、その他の指標として掲げた申請等に係る医学的資料等を作成した実績医療機関は着実に増加し、基準値とした 1,452 病院に対し、平成 29 年度の実績は 1,778 病院（22.5%増）となっており、迅速かつ適正な認定・支給等に反映されていると考えられる。

平成 29 年度から、医師のほか、医療現場における申請（請求）勧奨の担い手となる看護師や医療ソーシャルワーカーへの周知に取り組んでおり、平成 30 年度も同様の取組を進め、制度運営の円滑化に努める。

■課題と対応等

- ・制度運営の円滑化という目標については、上記実績等を踏まえると、目標とした水準を大幅に上回る成果を実現できる見込み。
- ・救済の対象となる石綿による健康被害を有する方の医療に携わる方、療養生活の支援に携わる方、また、救済制度の申請（請求）手続に関する相談や受付に携わる方々に、制度や申請（請求）手続を知ってもらい、また、制度運営に係る最新の正しい情報を速やかに関係者へ提供することは、迅速かつ適正な救済の基礎となるものである。制度運営の円滑化の取組は、着実に継続的に実施することが重要であり、被認定者等の状況、ニーズも踏まえ、有効な手段を検討しつつ、継続して取り組む。

■主要な業務実績

（1）保健所等への情報提供

救済制度の相談・受付業務を行う保健所窓口担当者を対象に保健所説明会を開催した。保健所説明会では、機構職員による救済制度の説明のほか、労働局や専門医等に講師を依頼し、他の制度や石綿関連疾患等についても情報提供を行った。また、地方公共団体が主催する石綿に関する担当者研修会に機構職員が講師の依頼を受け、救済制度、石綿関連疾患等に関する情報提供を行った。

		26年度	27年度	28年度	29年度
保健所説明会	ブロック開催	9ブロック	9ブロック	9ブロック	7ブロック
		274名	226名	277名	250名
	都道府県開催	5か所	5か所	4か所	4か所
		72名	64名	56名	51名
地方公共団体主催 担当者研修会	4か所	4か所	3か所	4か所	
		111名	223名	92名	272名

(2) アンケート調査

各種アンケート調査により、被認定者のニーズ等を把握し、申請（請求）の手引の改訂、周知の方法等に反映した。

(3) 医療機関等への申請手続等の周知

医療機関等へ、申請（請求）手続及び医学的判定に関する資料に関する留意事項等を整理した医師向けの手引き及びポスター・チラシ等を送付するとともに、医療関係者向けの専門誌やWebサイト、関係業界向けの専門誌による広報を実施し、申請手続等々の周知を図った。

		26年度	27年度	28年度	29年度
医療機関等への手引き等の配布		※ 5,667か所	1,618か所	1,654か所	1,713か所
雑誌	医療関係者向け	8誌	12誌 1紙	4誌	2誌 及び医師専用 サイトへの記事 広告掲載
	特定業種 (ボイラー等)	4誌 新聞34紙	6誌	—	—

※ 四病院団体協議会会員医療機関のうち、申請等に係る医学的資料を作成した実績のなかった医療機関4,128か所を含む。

加えて、平成29年度においては、救済小委員会によりとりまとめられた「石綿健康被害救済制度の施行状況と今後の方向性について」（平成28年12月）を踏まえた以下の取組を実施し、申請（請求）手続等々の更なる周知を図った。

対象	概要
都道府県がん診療拠点病院	<p>都道府県がん診療連携拠点病院（434か所）連絡協議会の協力を得て、同協議会情報提供・相談支援部会において、機構より救済制度の概要を説明するとともに、石綿と健康被害、石綿による肺がんに係るパンフレット等を提供した。</p> <p>また、国立がん研究センターがん情報サービス医療関係者向けサイトに掲載された上記部会の開催録から当機構ホームページのパンフレットへリンク設定をした。</p>

対象	概要
一般社団法人 日本病院会会 員病院	一般社団法人日本病院会（会員約 2,500 病院）の協力を得て、石綿による肺がん周知のチラシを同会ホームページに掲載するとともに、機構ホームページの各種パンフレット等にリンク設定をした。また、会員病院へ、石綿による肺がん周知チラシをメールで配信した。
医療ソーシャル ワーカー	公益社団法人日本医療社会福祉協会（会員約 5,700 人）の協力を得て、会員向け協会ニュース発送に際し、救済制度の紹介リーフレットを同封した。（計 5,800 部）
関係医学会、 専門医等	日本肺癌学会及び日本癌学会の協力を得て、両学会のホームページに、バナー広告（石綿、石綿関連疾患及び石綿健康被害救済制度の概説ページにリンク）を掲載した。 また、一般社団法人日本呼吸器学会及び特定非営利活動法人日本呼吸器外科学会の協力を得て、両学会のホームページに、救済制度を紹介するお知らせ（機構ホームページの制度概説ページ、石綿による肺がんリーフレットへリンク）を掲載した。
労災保険指定 医療機関	環境省、厚生労働省との連携により、石綿による健康被害に係る救済制度及び労災保険制度を紹介したリーフレットを医療機関（38,666 か所）に配布した。（計 1,159,980 部）

（４）調査・情報収集の実施

業務実施の円滑化に役立つ調査や情報収集として、次の事業を実施した。

① 被認定者に関するばく露状況調査

救済制度における被認定者の職歴や居住歴等から、石綿ばく露の実態を把握することを目的として、データの集計等を継続して行った。

集計が完了した過年度分のデータについては、「被認定者に関するばく露状況調査報告書」を作成し、ホームページ等で公表した。

② 中皮腫登録事業

中皮腫の治療内容や生存期間の情報を活用し、その結果を広く認定患者や医療機関に対し情報提供することを目的とする環境省からの委託業務として、救済制度で認定された中皮腫症例に関する情報のデータベースへの登録、整理及び集計等を、継続して行った。

③ 肺がん申請の石綿ばく露調査

環境省の依頼を受けて、平成 27 年度より、救済制度における肺がんの申請のうち、被害者の当時の石綿ばく露作業を客観的な資料からどの程度まで確認ができるか調査を行った。

（５）医療機関等への知見の還元等

医学的判定に係る資料に関する留意事項（平成 18 年 6 月 6 日 中央環境審議会石綿健康被害判定小委員会策定）を踏まえ、認定に必要な医学的な検査、計測等の標準化を図るため、石綿健康被害判定小委員会の委員の協力を得て、毎年度以下の事業を実施し、医学的判定で得られた知見を医療従事者に還元した。

① 中皮腫細胞診実習研修会

中皮腫の診断方法の一つである細胞診断の周知及び診断精度の向上を目的として、細胞検査士を対象に実施した。

	26年度	27年度	28年度	29年度	計
関東地区	40名	40名	40名	40名	160名
関西地区	40名	39名	40名	40名	159名
九州地区	—	—	30名	39名	69名
計	80名	79名	110名	119名	388名

② 石綿小体計測精度管理事業

労災病院等一定の石綿小体計測技術・能力を持つ医療機関における計測精度の確保・向上と計測精度の均てん化を図ることを目的として実施した。13 医療機関が参加し、サンプル標本の計測、各機関の検査技師等による誤差要因の分析等を行った。

③ 医師向けセミナー等

医師等を対象に、石綿関連疾患に関する学会等でセミナーを開催し、石綿関連疾患及び制度の周知を図るとともに、診断技術の向上のための場を提供した。

	前中期目標期間最終年度	26年度	27年度	28年度	29年度
医師向けセミナー等	11か所 (11回)	12か所 (12回)	12か所 (12回)	18か所 (18回)	14か所 (15回)

(6) 救済制度に関する情報の公開等

申請等の受付・認定状況をはじめとする最新情報を機構ホームページで公表した。

- ① 申請等受付・認定状況（月次）
- ② 被認定者に関するばく露状況調査の報告（毎年度）
- ③ 石綿健康被害救済制度運用に係る統計資料（毎年度）
- ④ 石綿健康被害救済制度における制度利用アンケート集計結果報告書（毎年度）
- ⑤ 医学的判定に係る資料に関する留意事項等の改正（改正の都度）

4. 救済制度の広報・相談の実施

■中期目標

- (1) 救済制度について国民の認知度を高めるため、具体的な広報計画を策定し、積極的に救済制度を国民に周知すること。
- (2) 制度利用者の満足度を高めるため、相談や申請等に係る利便性の向上に向けた取組を行うこと。

■中期計画

- (1) 年度計画を定めて、多様な媒体等を活用し、国民に制度を周知するための確実かつ広範な広報を実施するとともに、地方公共団体等との連携を図りつつ、地域性等にも配慮したきめ細かで効果的な広報を実施する。
- (2) 救済制度に関する相談・質問等に対応するため、無料電話相談や相談窓口を通じて救済制度及び申請手続の説明を行う。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等 （参考）	達成目 標	基準値（参考） （前中期目標 期間最終年度 値等）25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
広報の手法		<ul style="list-style-type: none"> ・新聞14紙 ・車内広告17路線 ・石綿関連業界専門誌2誌 	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞28紙 ・車内広告17路線 ・関西主要4駅における大型広告 ・石綿関連業界専門誌38誌 	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞6紙 ・従来の媒体による広報に加え、全国テレビCM(地上波62局・BS5局)を実施 ・全国地上波45局パブリシティ ・交通広告20路線 ・全国ネットラジオ34局 ・特設サイト 	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞4紙 ・全国テレビCM(地上波49局・BS5局)を実施 ・全国地上波42局パブリシティ ・交通広告2路線 ・ラジオ1局 ・特設ウェブサイト ・ウェブリスティング広告 ・地方ロー 	<ul style="list-style-type: none"> ・新聞9紙 ・CM(地上波37局・BS1局)を実施 ・地上波24局パブリシティ ・ラジオ1局 ・ポスター等の配布1,713医療機関及び679保健所等に配布 	

				<ul style="list-style-type: none"> ・ウェブリスティング広告 ・地方ローカルテレビ8局 ・石綿関連業界専門誌6誌 ・院内ビジョン719病院 ・故藤本義一氏によるポスター等を作成し1,618か所の医療機関及び529か所の保健所等に配布 	<ul style="list-style-type: none"> カルテレビ1局 ・院内ビジョン225か所 ・故藤本義一氏によるポスター等1,654か所の医療機関及び682か所の保健所等に配布 		
無料電話相談件数（石綿救済相談ダイヤル）		4,832件 ※ 1)	4,832件	5,884件	5,648件	6,214件	

※1) 今中期目標期間初年度件数

<その他の指標>

—

<評価の視点>

- ・適切な広報媒体を選択し、制度周知が行われているか。

■ 評定と根拠

<中期目標期間評価（見込評価）の自己評定>

26年度～28年度は主務大臣評価。29年度及び中期目標期間評価（見込評価）は自己評価。

年度評価					中期目標期間評価	
26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	見込評価	期間実績評価
B	<u>AQ</u>	<u>AQ</u>	A		A	

（注）標語（主務大臣評価）において、重要度「高」は「○」を付す。難易度「高」は下線を引く。

<根拠>

● 背景

- ・隙間なく迅速に救済を進めることは法の趣旨であり社会的要請である。

- ・人口動態統計における中皮腫の死亡者数は増加傾向にあり、また、石綿の使用状況及び石綿による健康被害の特殊性から、今後も指定疾病の発症が見込まれる状況にある。
- ・平成23年6月に救済小委員会で取りまとめられた「石綿健康被害救済制度の在り方について（二次答申）」において、特別遺族弔慰金等の請求期限（平成23年8月に請求期限を10年延長する法改正が行われた。）も踏まえ、「救済給付を受ける権利を有する遺族が漏れなく救済給付を受けられるよう」一層の広報活動が求められた。
- ・漏れのない救済を図る上で、一般への広報を充実させ、また、救済制度に関する相談・質問に適切に対応していくことを通じ、救済制度の認知度向上に継続的に取り組むことが重要と考えられた。

● 実施状況（平成26～29年度）及び今後（平成30年度）の予定

広報の実績等を踏まえて毎年度広報計画を定め、テレビCM（平成27年度より開始）や新聞を中心に救済制度の広報活動を推進し、国民全体に幅広く制度を周知することに取り組んだ。地方局、地方紙を織り交ぜるなど地域性にも配慮し、きめ細かで効果的な広報の実施に留意した。

また、申請者等からの相談・質問等に対応するため無料電話相談（石綿救済相談ダイヤル）の開設及び窓口相談対応を継続し、分かりやすい説明に努めた。

平成29年度における無料電話相談件数（石綿救済相談ダイヤル）は、基準値とした平成26年度の4,832件に対し、28.6%増の6,214件の実績が得られた。申請（請求）件数の増（26年度920件に対し平成29年度は29.2%増の1,189件、また、平成28年度1,081件に対しては10%の増）にも反映されたものと考えられる。

平成30年度は、アンケート調査で本制度の広報に適切なメディアとする意見の多かったテレビCM及び新聞広告を中心に、広報等に取り組む。

■課題と対応等

- ・救済制度の広報・相談の実施については、上記実績等を踏まえると、目標とした水準を大幅に上回る成果を実現できる見込み。
- ・漏れのない救済に向け、今後も救済制度の国民への周知に継続的に取り組む。また、一般からの窓口相談、電話相談に丁寧に対応し、救済制度及び申請手続の理解促進に努める。

■主要な業務実績

（1）制度に関する広報

広報の実績や被認定者等における制度の認知経路等を踏まえて毎年度広報計画を定め、国民全体に幅広く、また、地域性にも配慮しつつ、きめ細かで効果的な広報の実施に取り組んだ。

平成26年度は新聞を中心に、平成27年度よりテレビCMを活用した広報を実施し、併せてメディアごとの効果測定を行った。平成28年度以降、その結果をもとに最も効果の高かったテレビCM及び新聞に予算を重点的に配分し、効率的に広報を実施した。

制度周知のための広報実績は以下のとおり。

		26年度	27年度	28年度	29年度
新聞	全国紙	3紙	2紙	3紙	3紙
	地方紙	25紙	4紙		6紙
	スポーツ紙	—	—	1紙	
テレビCM	地上波	—	62局	49局	37局
	BS		5局	5局	1局
ラジオ		1局	5局	1局	1局
交通広告	首都圏	17路線	8路線	2路線	—
	関西圏	—	12路線	—	—
インターネット	リスティング広告	延べ 4か月	延べ 4か月	延べ 3か月	—
	バナー広告	1サイト	1サイト	—	2サイト
その他		患者・家族向け4誌 関西主要4駅に大型広告 イベントにブース出展	院内ビジョン 719病院、地方ローカル TV8局、周知 ポスター作成・配布、特 設サイト開設	院内ビジョン 225病院、地方ローカルTV 1局 周知ポスター 配布	周知ポスター 配布

(2) 制度等に関する相談等

無料電話相談や窓口相談を通じ、救済制度に関する相談・質問等に対応した。

相談・質問件数は以下のとおり。

	基準値※	26年度	27年度	28年度	29年度
電話相談	4,832件	4,832件	5,884件	5,648件	6,214件
窓口相談	—	32件	42件	47件	52件

※今中期目標期間初年度件数

この他、県や新聞社等との共催による住民説明・相談会に機構職員を派遣し、制度の説明及び相談・質問に対応した。

5. 安全かつ効率的な業務の実施

■中期目標

認定・支給に係るシステムを活用し、個人情報適切に管理しつつ、業務を効率的に実施すること。

■中期計画

- (1) 認定申請・給付請求から給付に至るまでの業務を管理するシステムを活用し、セキュリティを確保しつつ業務を効率的に実施するとともに、認定・給付の状況についてのデータをもとに業務を適切に管理する。
- (2) 申請者、請求者等の個人情報の保護を図るため、申請書類等の管理を厳格に行う。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

—

<その他の指標>

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等（参考）	達成目標	基準値（参考） （前中期目標期間最終年度値等）	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
個人情報保護・情報セキュリティ研修の受講者率		100%	100%	100%	100%	100%	

<評価の視点>

- ・情報セキュリティへの対応が適切に行われているか。

■評定と根拠

<中期目標期間評価（見込評価）の自己評定>

26年度～28年度は主務大臣評価。29年度及び中期目標期間評価（見込評価）は自己評価。

年度評価					中期目標期間評価	
26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	見込評価	期間実績評価
B	<u>B</u>	<u>B</u>	B		B	

（注）標語（主務大臣評価）において、重要度「高」は「○」を付す。難易度「高」は下線を引く。

<根拠>

● 背景

- ・石綿健康被害救済業務は、申請者、請求者等に関する要配慮個人情報を定常的に取り扱う業務である。
- ・申請（請求）の受付、医学的判定の申出、認定、支給、認定の更新及び遺族への支給に至る業務と業務上取り扱う情報を一元管理する情報システムを構築し運用してきた。
- ・認定、支給事務には住民基本台帳ネットワークシステムの使用等も含んでいる。
- ・石綿健康被害救済業務における個人情報の保護は、これを管理する認定・給付システムの運用等を含め、情報セキュリティへの高度な配慮を要し、安全かつ着実な運用が求められる。

● 実施状況（平成 26～29 年度）及び今後（平成 30 年度）の予定

- ・申請（請求）の受付から医学的判定の申出、認定、支給、認定の更新及び遺族への支給に至る業務の工程と取扱う情報を一元管理する認定・給付システムを構築し、情報セキュリティに配慮し安定的に運用している。
- ・システムの情報セキュリティを高めるため認定・給付システムのある業務用ネットワークをインターネットから遮断した。
- ・申請（請求）に係る提出書類は、保管庫の施錠などを徹底しセキュリティを確保している。
- ・個人情報の保護、情報セキュリティの確保に関する職員研修を毎年度計画し、全職員の参加を義務付け実行している。
- ・石綿情報セキュリティ委員会を設置し、リスク低減に向けた検討及び対策の立案・実施に取り組んでいる。
- ・平成 30 年度もこれらの取組を継続し、個人情報の適切な管理、認定・給付システムの安定運用業務の効率的実施に努める。

■課題と対応等

- ・安全かつ効率的な業務の実施については、上記実績等を踏まえると、おおむね目標水準を達成できる見込み。
- ・引き続き、申請者、請求者等の個人情報を適切に管理しつつ、認定・給付システムの安定運用に努め、業務を効率的に実施する。

■主要な業務実績

（1）認定・給付システムの運用等

- ① システム担当者による定例会を毎月開催して情報共有を図り、認定・給付システムを安定的に運用した。また、審査中案件の進捗管理に用いるなど業務の効率的な実施に活用した。
- ② 個人情報の漏えいリスクを低減させるために必要なシステム改修を行った。また、システムの情報セキュリティを高めるため認定給付システムのある業務用ネットワークをインターネットから遮断した。

(2) 個人情報の保護等

- ① 個人情報の保護、情報セキュリティの確保に関する職員研修を毎年度計画し、石綿健康被害救済部職員全員の参加を義務付け実行した。また、情報セキュリティ担当者等の職員を、総務省や地方公共団体情報システム機構等が主催する研修に参加させ、情報セキュリティ対策の最新情報の収集に努めた。
- ② 個人情報の保護、情報セキュリティに万全を期すため、石綿健康被害救済部に石綿情報セキュリティ委員会を設置し、リスク低減に向けた検討及び対策の立案・実施に取り組んだ。
- ③ 申請（請求）に係る提出書類は、保管庫の施錠等を徹底し、また、書庫への侵入防止対策を講じ、セキュリティの確保・強化に努めた。

	26年度	27年度	28年度	29年度
個人情報保護・情報セキュリティ研修の受講者率	100%	100%	100%	100%

6. 救済制度の見直しへの対応

■中期目標

法律の規定に基づく見直しの結果を踏まえ、その実施に必要な対応を行うこと。

■中期計画

法律に規定されている政府による制度の見直し結果を受けて、その適切な実施に必要な対応を行う。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

石綿による健康被害の救済に関する法律（平成 18 年法律第 4 号）

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

—

<その他の指標>

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等 （参考）	達成 目標	基準値 （参考） （前中期 目標期間 最終年度 値等）	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
環境省 との意 見交換 会の実 施の有 無		有	有	有 (10/22、 2/15 実施)	有 (4/28, 6/29, 7/21, 8/29, 10/6, 12/21, 3/16)	有 (5/29, 8/29, 12/12)	

<評価の視点>

- ・ 情報提供が適切に行われているか。
- ・ 見直しの結果を受けて、適切な実施に向けた検討が行われているか。

■評定と根拠

<中期目標期間評価（見込評価）の自己評定>

26 年度～28 年度は主務大臣評価。29 年度及び中期目標期間評価（見込評価）は自己評価。

年度評価					中期目標期間評価	
26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	見込評価	期間実績評価
B	B	B	B		B	

（注）標語（主務大臣評価）において、重要度「高」は「○」を付す。難易度「高」は下線を引く。

<根拠>

● 背景

石綿による健康被害の救済に関する法律については、平成 23 年 8 月の法改正の際、法の一部改正法の附則に「政府は、この法律の施行後 5 年以内に、新法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うものとする。」との条項が規定された。

環境省においては、平成 28 年 8 月に改正法の施行から 5 年が経過したことを踏まえ、法に基づく石綿健康被害救済制度の施行状況について改めて評価・検討を行い、その結果に基づいて必要な見直しを検討するため、救済小委員会において、現行制度の施行状況について審議が行われ、平成 28 年 12 月に「石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について」が取りまとめられた。

機構においては、政府による制度の見直し結果を受けて、環境省との意見交換を定期的に行いながら、その適切な実施に必要な対応を行うこととした。

● 実施状況（平成 26～29 年度）及び今後（平成 30 年度）の予定

以下のとおり、中期計画に基づく取組を着実かつ適正に実施した。

- ・ 環境省における改正法の施行後 5 年の見直しの審議・検討に参画し、救済制度の施行状況についてデータの収集・整理を行い環境省に提供したほか、見直しの結果を受けて、被認定者実態調査業務の実施、医療機関等へ石綿による肺がんの周知、診断書様式の電子化などを行った。
- ・ また、救済小委員会における検討とも併行して、平均処理日数の短縮に向けて、環境省と議論を行い、環境省における審査回数及び件数を増加させることができた。
- ・ 制度運用に関するこれまでの取組の成果等について整理を行い、「10 年の記録」として取りまとめ、関係方面に配布した。
- ・ 今後とも環境省との意見交換を定期的に行い、情報提供や情報収集といった双方向の取組に努めることとしている。

■課題と対応等

- ・ 救済制度の見直しへの対応については、上記実績等を踏まえると、おおむね目標水準を達成できる見込み。
- ・ 今後とも環境省との意見交換を定期的に行い、情報提供や情報収集にといった双方向の取組に努め、政府による制度の見直し結果を受けて、環境省や関係機関とも連携を図りながら、その適切な実施に必要な対応を行う。

■主要な業務実績

(1) 救済制度の見直しへの対応

環境省と定期的に意見交換を行うなどして情報収集に努め、環境省における改正法の施行後 5 年の見直しの審議・検討に参画し、救済制度の施行状況についてデータの収集・整理を行い環境省に提供したほか、見直しの結果を受けて、被認定者実態調査業務の実施、医療機関等へ石綿肺がんの周知、診断書様式の電子化などを行った。

(2) 「10年の記録」の作製

平成18年の制度発足以来、これまでに救済制度の施行状況について検討がなされ、必要な見直しが行われてきた。10年の節目に当たる平成28年度には、制度運用に関するこれまでの取組の成果等について整理を行い、「10年の記録」として取りまとめ、関係方面に配布した。

<環境研究総合推進業務>

1. 環境の保全に関する研究及び技術開発等の実施

■中期目標

(1) 行政ニーズに立脚した戦略的な研究及び技術開発等の推進

推進戦略に基づき、統合的かつ長期的な計画のもと、先導的な研究成果をあげることを目的とする「戦略的研究開発領域分野」のプロジェクト研究（以下「戦略プロジェクト」という。）及び環境問題の解決に資する「環境問題対応型研究領域等分野」の研究及び技術開発等（以下「個別研究課題」という。）について、環境省の提示する行政ニーズに基づき、他の研究機関を活用して研究及び技術開発等を推進する。

研究及び技術開発等の推進に当たっては、環境省の行政ニーズを提示して公募を実施し、研究のレベルを確保する観点から、業務移管前の直近3年間と同水準以上の申請件数を確保することを目標とする。

(2) 外部委員の評価による透明かつ公平で効率的な制度の運営

環境省が設置する環境研究企画委員会及び機構が設置する環境研究・環境行政に係る外部有識者により構成される委員会の意見を踏まえて、機構が研究部会等の設置及び専門的な知見に基づいた公正な評価を行うとともに、行政ニーズが研究課題や計画に的確に反映されているかなどについて確認するため、環境省の政策実務担当者が機構の設置する委員会、研究部会等における研究課題の審査・評価等に参画する。審査・評価結果については、環境省が設置する環境研究企画委員会へ報告する。

また、研究期間が3年以上の課題については、中間評価を実施し、その結果を進捗管理や研究計画に的確に反映させる。

事後評価においては、上位2段階の評価を獲得した課題数の割合が業務移管前の直近5年間の実績の平均値を上回り、さらに60%以上となることを目指す。

【難易度：高】

直近5年間の事後評価において、上位2段階の評価を獲得した課題数の割合は平均50.3%に留まっており、目標達成は容易でないことから、難易度は高い。

(3) 研究成果の普及及び活用の促進

推進費に係る研究成果の環境政策等への貢献を図るため、環境省と緊密に連携し、研究途中段階において、環境省の政策実務担当者と研究者が情報共有する仕組みを充実させるとともに、環境省が実施する追跡評価結果等を踏まえて、研究成果を環境政策等へ一層反映させるための取組の検討を行う。

また、全ての研究課題について研究成果報告書をウェブサイト等に情報公開するとともに、研究成果発表会のほか、研究者に対して、学会や論文等で積極的に情報発信することを勧奨するなど、研究成果の普及及びその活用の促進を図る。

■中期計画

(1) 行政ニーズに立脚した戦略的な研究及び技術開発等の推進

「環境研究・環境技術開発の推進戦略について（平成27年8月20日中央環境審議会答申）」（以下「推進戦略」という。）に基づき、統合的かつ長期的な計画のもと、先導的な研究成果をあげ

ることを目的とする「戦略的研究開発領域分野」のプロジェクト研究（以下「戦略プロジェクト」という。）及び環境問題の解決に資する「環境問題対応型研究領域等分野」の研究及び技術開発等（以下「個別研究課題」という。）について、環境省の提示する行政ニーズに基づき、他の研究機関を活用して研究及び技術開発等を実施する。

研究及び技術開発等の推進に当たっては、機構内に推進費に係る業務を担当する新たな部署を設置し、専門性のある職員の登用を行い、推進費に係る業務の運営を円滑かつ効果的に実施するための体制を整備する。

研究及び技術開発等の公募に当たっては、環境省の行政ニーズを提示し、公募説明会の開催やウェブサイトへの掲載等により積極的に本制度の周知に努め、広く研究者からの提案を募る。これらにより、研究レベルを確保する観点から、業務移管前の直近3年間と同水準以上の申請件数を確保することを目標とする。

（平成28年度新規課題：262件、平成27年度新規課題：225件、平成26年度新規課題：282件）
（戦略的研究開発領域を除く）

（2）外部委員の評価による透明かつ公平で効率的な制度の運営

環境研究・環境行政に係る専門的な知見に基づき、公正な評価を行うため、外部有識者により構成される環境研究推進委員会（以下「推進委員会」という。）及び戦略プロジェクトのフィージビリティスタディ、戦略プロジェクト、推進戦略で設定する個別研究課題の領域の各研究部会等を機構において設置する。

機構は、環境省が設置する環境研究企画委員会、推進委員会及び研究部会等の意見を踏まえて、研究計画・進捗の妥当性、環境研究・環境行政に係る有用性等についてより専門的な視点から研究評価を実施する。この際機構においては、環境省の政策実務担当者に推進委員会、研究部会等における研究課題の審査・評価等への参画を得ることにより、行政ニーズが研究課題や研究計画に的確に反映されるようにする。

また、審査・評価結果を環境省が設置する環境研究企画委員会へ報告すること等により、環境省における推進費の基本方針の検討や策定に協力する。

研究期間が3年以上の課題については、中間評価を実施し、その結果を進捗管理や研究計画に的確に反映させる。

事後評価においては、上位2段階の評価を獲得した課題数の割合が業務移管前の直近5年間の実績の平均値（※）を上回り、さらに60%以上となることを目指す。

また、各年度において、学識経験者（アドバイザー）及び十分な研究経歴を有する専門家である各研究課題のプログラム・オフィサー（以下「PO」という。）が出席して、研究及び技術開発等の進め方等について助言を行うアドバイザーボード会合を、原則として年1回以上、研究代表者が開催するよう支援し、関係者に対する学識経験者（アドバイザー）からの助言に加えて、POによる情報共有、研究の進捗確認等が行えるようにする。

※ 業務移管前の直近5年間の平均値は50.3%に留まっており、目標達成は容易ではなく、困難度が高い。

（3）研究成果の普及及び活用の促進

推進費に係る研究成果の環境政策等への貢献を図るため、環境省と緊密に連携し、研究途中段階において、環境省の政策実務担当者と研究者が情報共有する仕組みを充実させるとともに、環

境省が実施する追跡評価結果等を踏まえて、研究成果を環境政策等へ一層反映させるための取組の検討を行う。

また、全ての研究課題について研究成果報告書をウェブサイト等に情報公開し、広く公表するとともに、研究成果発表会を開催したり研究成果を広く周知するシンポジウムを開催したりするほか、研究者に対して、学会や論文等で積極的に情報発信することを勧奨するなど、研究成果の普及及びその活用の促進を図る。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

独立行政法人環境再生保全機構法（平成 15 年法律第 43 号）第 10 条 1 項 8 号～10 号

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標 期間最終年度 値等）	26 年度	27 年度	28年度	29年度	30 年度
新規課題公募における申請件数	業務移管前の直近3年間と同水準以上の申請件数を確保	H25：270件 H26：223件 H27：251件 （平均：248件） ※不受理を除いた申請件数	—	—	251件	308件 ※基準値と比較対象の申請数（戦略プロジェクト44件は除く）	—
事後評価における上位2段階の割合	事後評価において、上位2段階の評価を獲得した課題数の割合が業務移管前の直近5年間の実績の平均値を上回り、さらに、60%以上を目指す。	50.3%	—	—	—	60.3%（参考） ※平成28年度研究管理業務は環境省で実施	—

<その他の指標>

—

<評価の視点>

- 業務移管に伴う業務の実施に必要な規程や体制を整備し、業務移管後における推進費に係る業務運営を円滑かつ効果的に実施すること。

- 公募の実施に当たって、広く研究者から提案を募り、業務移管前の直近3年間と同水準以上の申請件数を確保することで、研究レベルを確保すること。

■ 評定と根拠

<中期目標期間評価（見込評価）の自己評定>

26年度～28年度は主務大臣評価。29年度及び中期目標期間評価（見込評価）は自己評価。

年度評価					中期目標期間評価	
26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	見込評価	期間実績評価
—	—	<u>B</u>	A		A	

（注）標語（主務大臣評価）において、重要度「高」は「○」を付す。難易度「高」は下線を引く。

<根拠>

本項目は、平成29年度から移管する業務を円滑に行うこと、及び申請件数を確保して研究レベルを維持することが求められる重要な業務である。

平成30年度新規課題の公募では広報の充実、推進費の使い勝手の見直し等を行うとともに、若手枠については一定の予算枠を設けて重点的に採択することを積極的に広報した。これらの様々な取組を業務移管後に新たに行ったところ、結果として、業務移管前の直近3年間年度計画に掲げる業務移管前の直近3年間の水準（環境問題対応型研究領域等分野の平均248件）を24%上回る大幅な増加を達成することができた。

また、研究推進に係る研究者へのサポートの強化、採択審査・評価の見直しなど業務移管前に比べて効果的、効率的な方法に見直しを行いつつ円滑に業務を実施した。

これらを踏まえればAと評価する。

● 背景

- ア. 推進費の効率的・効果的な推進を図るため、推進費に係る業務の一部が環境省から機構に移管され、平成28年10月1日から機構において当該業務を実施している。
- イ. 推進費は環境省が必要とする研究テーマを提示して公募を行い、広く産学民官の研究機関の研究者から提案を募り、外部専門家・有識者等によって構成される環境研究推進委員会及び分野毎の研究部会の審査を経て採択された課題を実施する、環境政策貢献型の競争的資金である。
- ウ. 機構が行う公募、審査・評価等の業務においては、一定の申請件数を確保すること等により研究の質を確保し、申請された研究課題については、外部有識者による公正な審査（事前評価）を実施する必要がある。また、研究成果の普及推進、国民への情報発信に取り組むことが求められている。

● 実施状況（平成28～29年度）

- ア. 平成28年10月からの業務移管を踏まえ、推進費業務を専管で所管する部署を新たに設置し、資金の配分業務のノウハウや環境省での推進費業務の経験を有する職員を配置した。また、平成29年4月には、契約事務、研究の進捗管理、研究の評価業務を効果的、効率的に実施できるよう、1部2課に組織体制の強化を図った。

- イ. 「環境研究・環境技術開発の推進戦略について（平成 27 年 8 月 20 日中央環境審議会答申）」（以下「推進戦略」という。）に基づき、「戦略プロジェクト」、「環境問題対応型研究」等の区分の研究課題について、委託費又は補助金により、大学、国立研究開発法人その他の研究機関を活用して研究及び技術開発を実施した。
- ウ. 毎年度環境省が定める行政ニーズを提示し、新規課題の公募を実施した。公募の実施にあたっては、公募説明会の開催やウェブサイトへの掲載等により積極的に本制度の周知に努め、広く研究者からの提案を募った。
- エ. 外部有識者により構成される環境研究推進委員会及び推進戦略で設定する 5 つの領域毎の研究部会を新たに機構に設置し、採択時審査、中間評価及び事後評価を実施した。
- オ. 推進費の研究活動の内容や成果を広く普及するため、研究者コミュニティの協力を得て、研究成果の普及・活用を進めた。

● 今後（平成 30 年度）の予定

- ア. 「推進戦略」に基づき、平成 30 年度は「戦略プロジェクト」、「環境問題対応型研究」等の区分の 134 課題について、委託費又は補助金により、大学、国立研究開発法人その他の研究機関を活用して研究及び技術開発を実施する。
- イ. 平成 31 年度新規課題の公募にあたっては、毎年度環境省が定める行政ニーズを提示し、公募説明会の開催やウェブサイトへの掲載等により積極的に本制度の周知に努め、広く研究者からの提案を募る。
- ウ. 平成 30 年度が中間年度にあたる研究課題については中間評価及び平成 29 年度が最終年度にあたる終了課題については事後評価を実施する。事後評価においては、上位 2 段階の評価を獲得した課題数の割合が業務移管前の直近 5 年間の実績の平均値を上回り、さらに 60%以上を目指す。
- エ. 推進費の研究活動の内容や成果を広く普及するため、研究者コミュニティの協力を得て、機構のこれまでの経験を生かした研究成果の普及・活用を進める。

■ 課題と対応等

業務移管後の研究及び技術開発等の実施において、研究レベルを確保する観点からの新規課題の申請件数に関する目標、研究管理の充実等により事後評価において高い評価を得るという目標、透明かつ公平で効率的な制度の運営を行い、広く研究成果の普及促進を図るという目標について、上記実績を踏まえると、その目標水準を大幅に上回る成果を実現できる見込み。

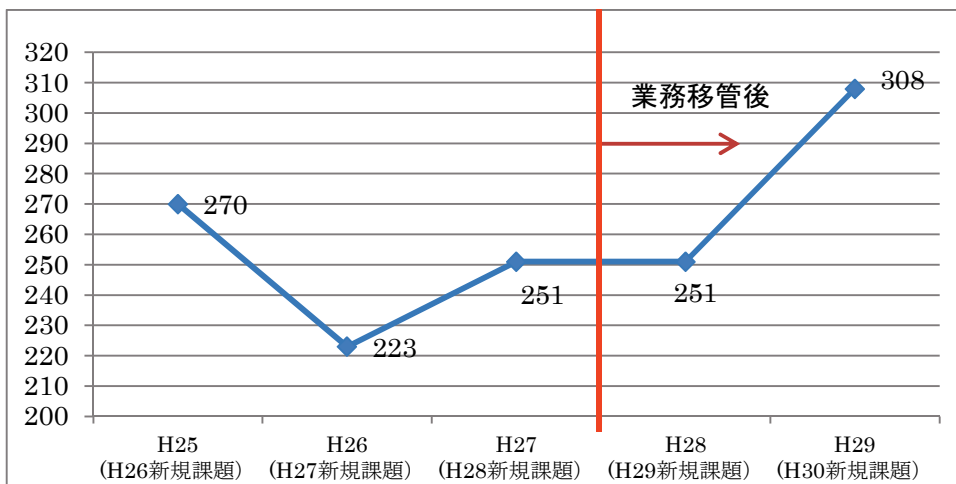
今後は環境行政貢献型の競争的資金として、より行政ニーズと合致する研究課題を確保できるよう、推進費が求める研究開発ニーズと申請課題のマッチングを強化する取組を推進し、応募される研究の質の更なる向上を図る。

■主要な業務実績

(1) 行政ニーズに立脚した戦略的な研究及び技術開発等の推進

- ・ 平成 28 年 10 月からの業務移管を踏まえ、新規課題の公募・採択、契約事務、研究の進捗管理、研究の評価業務を効果的、効率的に実施できるよう、1 部 2 課を新たに設置し、体制の強化を図った。
- ・ 「環境研究・環境技術開発の推進戦略について（平成 27 年 8 月 20 日中央環境審議会答申）」（以下「推進戦略」という。）に基づき、研究機関を活用して研究及び技術開発を実施した。
- ・ 研究及び技術開発の公募に当たっては、毎年度環境省が定める行政ニーズを提示し、公募説明会の開催やウェブサイトへの掲載等により積極的に本制度の周知に努め、広く研究者からの提案を募った。
- ・ 新規課題の申請件数は、平成 29 年度は 251 件、平成 30 年度は 308 件で、年度計画に掲げる業務移管前の直近 3 年間の水準（環境問題対応型研究領域等分野の平均 248 件）に対し、平成 30 年度は約 24% 上回る大幅な増加となった。

(図 1) 新規課題の申請件数の推移



※達成目標（基準値）：業務移管前の直近 3 年間と同水準以上の申請件数（248 件）を確保すること

注 1) 取り下げまたは誤った申請による不受理を除いた件数

注 2) 戦略的研究開発領域を除く

(2) 外部委員の評価による透明かつ公平で効率的な制度の運営

①環境研究推進委員会の設置

外部有識者により構成される環境研究推進委員会及び推進戦略で設定する 5 つの領域毎の研究部会を新たに機構に設置した。これにより、これまで環境省の環境研究企画委員会等が実施していた公募の審査、採択等の一部業務を環境研究推進委員会及び各研究部会において実施した。

②中間年度にあたる実施課題の評価（中間評価）

平成 29 年度実施課題のうち、中間年度にあたる 37 課題についてヒアリングによる中間評価を行った。全ての課題が A⁺～B 評価となり、上位 2 段階（S、A 評価）の比率は、91.9%（34/37 課題）であった（前年度は 72.7%）。

③終了課題の評価（事後評価）

平成 28 年度終了した 58 課題について書面による事後評価を行った。資源循環領域の次世代事業 1 課題^(※)を除き、全ての課題が A⁺～B⁻となり、上位 2 段階（S、A 評価）の比率は、60.3%（35/58 課題）であった。

なお、平成 28 年度に終了した研究課題は、全て機構への業務移管前に終了した課題であり、平成 30 年度に行う平成 29 年度に終了した課題の事後評価の結果を、中期計画に掲げる目標と比較することになる。

(※) 事業化の目処が立たないため、機構への業務移管前に研究最終年度（平成 28 年度）に予定していた研究開発を中止したものの。

(3) 研究成果の普及及び活用の促進

平成 28 年度終了課題について、研究成果報告書を機構 HP に掲載し、研究成果の普及に努めた。平成 29 年度終了課題については、3 月に研究成果報告会を開催し、研究者から研究成果の発表を行ってもらった。

また、推進費の研究活動の内容や成果を広く普及するため、研究成果発表会のこれまでの方法を見直して、3 月に開催された日本水環境学会年会において、同学会の後援を得て、推進費で実施中の又は実施した水環境の保全に関する研究課題を対象にシンポジウム形式の発表会を開催し、多くの研究者の参加を得るなど、機構のこれまでの経験を生かした研究成果の普及・活用を進めた。

2. 効率的、効果的な研究及び技術開発等の推進

■中期目標

(1) 予算の弾力的な執行による利便性の向上

運営費交付金化により、複数年度契約方式を採用するなど予算の弾力的な執行による利便性の向上を図り、事業の効率的、効果的な実施を図る。

【重要度：高】

推進戦略では、研究成果の最大化を図るための運営体制として、予算の弾力的な運用による利便性の向上等を図ることが求められており、重要度が高い。

(2) 研究者への助言等の支援の強化

環境行政におけるニーズに合致し、環境政策に活用できる研究成果を得るため、環境省と協議の上、十分な研究経歴を有する専門家であるプログラム・オフィサーを活用して十分な体制を構築するとともに、環境省の政策実務担当者及びプログラム・ディレクターと連携して、研究課題に対する管理体制の強化を図る。

(3) 研究費の適正な執行等

弾力的な資金配分を行いつつ、公正かつ適正な実施の確保を図るため、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）等を活用し、研究費の不合理な重複や過度の集中を排除する。

また、近年、問題化している研究費の不適正な執行及び研究不正の防止を図るため、研究機関における研究費の管理・執行体制について現地等で確認を新規に行うとともに、研究費の取扱いに関する会計説明会を新規に実施し、ルールの周知徹底や啓発を図る。

■中期計画

(1) 予算の弾力的な執行による利便性の向上

研究機関において複数年度にわたる執行計画の策定や契約を可能とする複数年度契約方式の採用、研究機関の請求に基づく概算払の実施、研究及び技術開発等の進捗状況に応じた研究費の繰越し、複数年度にわたる調達等の契約など、予算の弾力的な執行により、研究費の利便性を向上し、事業の効率的、効果的な実施を図る。

なお、研究者に対して、研究費の利便性の向上に関するアンケート調査を実施し、有効回答者のうち60%以上の者から上位2段階までの評価を得る。

※ 推進戦略では、予算の弾力的な運用による利便性の向上等を図ることが求められており、重要度が高い。

(2) 研究者への助言等の支援の強化

環境行政におけるニーズに合致し、環境政策に活用できる研究成果を得るため、環境省と協議の上、POを活用して十分な体制を構築するとともに、環境省の政策実務担当者及びプログラム・ディレクターと連携し、研究者への行政ニーズの周知徹底、政策検討状況の情報提供、助言等といった研究者への支援強化など、管理体制を充実させる。

また、研究課題の審査・評価結果をその後の進捗管理や研究計画に反映し、研究成果の最大化を図るため、評価結果と進捗管理を連動させた審査・評価の高度化を図る。

(3) 研究費の適正な執行等

新規研究課題の採択に当たっては、公正かつ適正な実施の確保を図るため、応募課題の研究計

画書における他の研究費の応募・採択状況や府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の研究者情報を確認し、研究費の不合理な重複や過度な集中を排除する。

また、研究費の効率的、効果的な活用を図るとともに、近年、問題化している研究費の不適正な執行及び研究不正の防止を図るため、研究機関における研究費の管理・執行体制について現地等で確認を新規に行うとともに、研究費や委託業務の取扱いに関する会計説明会を新規に実施し、ルールの周知徹底及び啓発を図る。

さらに、研究費の配分機関として、国の指針等に則って、不正行為の疑惑が生じた際等に適切に対応する。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

独立行政法人環境再生保全機構法（平成 15 年法律第 43 号）第 10 条 1 項 8 号～10 号

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標	基準値 （前中期目標期間最終年度値等）	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
研究費使用における研究者の利便性の向上	研究者に対して、研究費の利便性の向上に関するアンケート調査を実施し、有効回答者のうち 60%以上の者から上位 2 段階までの評価を得る。	同左	—	—	—	—	

※ 29 年度までの「研究費使用における研究者の利便性の向上」の取り組みは 30 年度に評価

<その他の指標>

—

<評価の視点>

- 業務移管に伴い、予算の弾力的な執行による利便性の向上等を図ることで、効率的、効果的に研究が実施されているか。

■評定と根拠

<中期目標期間評価（見込評価）の自己評定>

26 年度～28 年度は主務大臣評価。29 年度及び中期目標期間評価（見込評価）は自己評価。

年度評価					中期目標期間評価	
26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	見込評価	期間実績評価
—	—	BO	A		A	

（注）標語（主務大臣評価）において、重要度「高」は「O」を付す。難易度「高」は下線を引く。

<根拠>

推進費の業務移管後においては、競争的資金の使用に関わる各種ルール等の統一化を行うことで、研究資金の使い勝手の向上を図るとともに、研究者が的確に研究費を活用できるよう手続きの簡素化、合理化を図り、業務移管以前よりも早期に研究機関との委託研究契約を締結するなど制度改革及び運用改善を推進した。

特に

- ・ 契約日にかかわらず年度当初の4月から研究者が研究計画に沿った研究活動ができるよう、他の競争的資金制度に導入されていない推進費の独自ルールも導入したこと、
- ・ 流用した費目ごとの流用額が直接経費の総額の50%を超えない場合は承認不要としたことなど、中期計画の想定を超えて、研究者ファーストの視点で、より使いやすい運用ルールに見直しを行った。

これらの新たなルールの導入により、契約手続き等の簡素化、効率化を進めたことで研究者が研究に専念できる環境を整備され、研究者や経理事務担当者の事務負担を軽減できた。

さらに、

- ・ 研究機関における研究費の適正な執行を徹底するため、研究機関を対象とした会計説明会を実施し、使用ルールを周知徹底したこと、
 - ・ 研究公正の専門家による講演を開催し、研究公正の重要性についても周知徹底したこと、
 - ・ 実地検査を行うための内部規程（達）の整備、実施手順書の作成等を行い、年間50課題について実地検査を実施したこと、
 - ・ 平成30年度からは機構がPOに直接業務の委嘱を行う方法に見直し、POを活用した研究管理体制を強化する基盤を構築することができたこと、
 - ・ 研究者との迅速な連絡、調整を行える研究情報管理基盤システムを構築したこと
- 等は、いずれも業務移管前には実施されていなかった、あるいは想定されていなかった新たな取組であり、研究費の適正な執行に資することができた。

以上により、業務移管前に比べ、研究者にとっての利便性の向上を実現しつつ、研究費の適正な執行を推進し、研究成果の最大化に向けた仕組みを構築することができたことを踏まえれば「A」と評価する。

● 背景

- ア. 推進戦略（平成27年8月中央環境審議会答申）において、他の競争的資金制度の運営状況も参考にし、手続きの簡素化や予算の弾力的な執行など研究者の利便性の向上を図ることが指摘されており、業務移管を通じて、複数年度契約方式の採用による研究費の使用の効率化等が求められている。
- イ. 研究者への行政ニーズの周知徹底や評価結果を踏まえた助言等により、研究者支援等を充実させ、的確かつ効果的な研究管理を行うことが求められている。
- ウ. 他の競争的資金と連携しつつ、研究費の不適正な執行及び研究不正の防止への取組が求められている。

● 実施状況（平成 28～29 年度）及び今後（平成 30 年度）の予定

- ア. 予算の弾力的な執行による利便性の向上を図るため、複数年度契約方式の採用、研究機関の請求に基づく概算払の実施、研究及び技術開発の進捗状況に応じた研究費の繰越し、複数年度にわたる調達等の契約など、予算の弾力的な執行を行うための会計処理方法を導入した。
- イ. 研究者への助言等の支援の強化するため、行政ニーズの周知徹底、評価結果を踏まえた研究者への助言等の支援を行うとともに、平成 30 年度から P O 業務を直営化し、体制を強化した。また、平成 29 年度に構築した研究情報管理基盤システムを、平成 30 年から一部の運用を開始し、引き続き、研究者や事務担当者の支援を強化していく。
- ウ. 研究費の不適正な使用や研究不正の防止を徹底するため、平成 29 年度において、新規課題の研究者等を対象に会計ルールや研究公正に関する説明会を開催した。また、実地検査を行うための内部規程（達）の整備、実施手順書の作成等を行い、50 の研究課題を対象に、平成 29 年 9 月末から 12 月中旬に延べ 34 日間、112 名をかけて中間実地検査を実施した。平成 30 年度においては、中間検査に加え終了課題に係る確定検査も実施する。（予定）
- エ. 研究者に対する研究費の利便性の向上等に関するアンケート調査については、一般的な推進費の研究期間が 3 年であり、業務移管前後にかけて実施した課題が平成 29 年度に終了することから、平成 30 年度に実施する。

■ 課題と対応等

業務移管以降大幅にルールを見直し、研究費予算の弾力的な執行等により、研究者や研究機関の事務的負担を大きく軽減することができたことで、研究費の利便性の向上に関して目標を大幅に上回って達成できる見込み。

また、機構内に P O を配置することによる研究管理体制の強化、研究情報管理基盤システムの構築等により、効率的、効果的な研究の推進と研究成果の最大化に寄与することができた。

今後の対応として、引き続き、研究情報管理基盤システムの有効利用とデータベース機能の追加、研究費の使い勝手の向上等を進めて、事務処理における利便性を一層向上させていく。また、研究課題に対する中間実地検査に加えて研究終了後の確定検査を的確に実施するとともに、研究費の使用ルール等の周知徹底と実効性の高い不正防止対策を検討していく。

■ 主要な業務実績

(1) 予算の弾力的な執行による利便性の向上

研究機関において複数年度にわたる執行計画の策定や契約を可能とする複数年度契約方式の採用、研究機関の請求に基づく概算払の実施、研究及び技術開発の進捗状況に応じた研究費の繰越し、複数年度にわたる調達等の契約など、予算の弾力的な執行を行うための会計処理方法を導入するなど、利便性の高い制度に見直し、事業の効率的、効果的な実施を図ることができた。

また、年度当初から研究費の計画的執行を可能とするルールの見直しを実施したほか、研究者が「使い勝手のよさ」を強く実感する制度となるよう、年度ごとに使用ルールや事務処理手続等を見直し、運用の改善を図った。

なお、研究者に対する研究費の利便性の向上に関するアンケート調査は平成 30 年度に実施予定。

表 1 業務移管に伴う研究費の新たな使用ルールの導入

	移管前	移管後
1) 契約期間	単年度	2 年度を上限とした複数年契約
2) 研究費の支払い	確定払い（一部概算払い）	4 分割払い（一括払いも可）
3) 直接経費の費目間流用	直接経費総額に対し 20%以上の流用をする場合は、変更契約締結。	流用した費目ごとの流用額が直接経費の総額の 50%を超えない場合は承認不要。
4) 購入物品の取扱い	耐用年数 1 年以上かつ取得価格 50 万円（税込）以上の物品の資産の帰属は委託期間中においては研究機関とし、委託業務終了後は返還を求めることがある。	耐用年数 1 年以上かつ取得価格 50 万円（税抜）以上の物品の資産の帰属は研究機関。（研究機関が企業等の場合、資産の帰属は機構）
5) 研究機器の合算購入	—	本研究に支障のない範囲で、要件に合致する場合、他の研究費との合算による研究機器の購入を認める。（企業等を除く）
6) 研究費の繰越し	—	翌事業年度に研究が継続する課題において、未然に回避することの出来ないやむを得ない状況等の場合に限り、研究費の繰越しが可能。
7) 研究費の執行可能日	契約締結日以降	契約締結日にかかわらず、効力の発生日（4 月 1 日）以降

表 2 競争的資金の使用に関する統一ルールの対応

1) 研究期間の確保	各報告書の提出が事業年度（研究期間終了）後 61 日以内まで可能
2) 使用ルールの統一	消耗品・備品の購入、管理に関するルールの統一
3) 研究機器の有効活用	研究機器の共用利用・一時的に他の研究で使用することが可能
4) 研究費の合算使用	旅費・消耗品について他の研究費と合算して使用することが可能
5) 報告書様式の統一	様式の簡素化・費目構成を「府省共通取扱区分」に統一

(2) 研究者への助言等の支援の強化

①行政ニーズの周知徹底

研究代表者に対し、新規課題の研究開始にあたって、原則、キックオフ会合の開催を求めるとともに、毎年度、学識経験者や専門家の参加を得てアドバイザーリーボード会合の開催を求めた。これらの機会を通し、環境省担当者、P O、機構の職員が研究の進め方の確認、行政ニーズの共有、研究の進捗状況や評価結果の反映状況の確認等を行うことにより、行政のニーズを周知徹底と成果の最大化を図った。

②評価結果を踏まえた研究者への助言等の支援

中間評価においてB評価を受けた課題については、推進委員会の指摘を踏まえ、P Oの助言、指導の下、成果・評価を上げるための今後の具体的な対応方針の作成を求め、評価結果が今後の研究に反映されるようにした。

③P O業務の直営化

平成 29 年度までは、外部に委託していたP O業務について、平成 30 年度からは機構が全P Oに業務の委嘱を行う方法に見直し、P Oを活用した研究管理体制を強化する基盤を構築することができた。

④研究情報管理基盤システムの構築

研究者と機構・P Oの間での各種報告書、研究計画書、契約書等の送受信や迅速な連絡・調整を行うための情報共有機能と、収集した情報を一元的に管理・集計・検索するためのデータベース機能を連携させた研究情報管理基盤システムを構築し、平成 30 年度に一部を稼働させて研究者支援の強化を図った。

(3) 研究費の適正な執行等

①研究公正に関する取組

平成 29 年度新規課題の研究者等に対して実施した新規課題実施説明会において、機構職員から委託研究契約（補助事業）事務処理説明書に基づき、研究費の使用ルール等について説明するとともに、研究公正の専門家による講演を実施した。

②実地検査の実施

機構への業務移管を機に初めての取組として、実地検査を行うための内部規程（達）の整備、実施手順書の作成等を行い、平成 29 年度で終了する研究課題を含む計 50 の研究課題について、平成 29 年 9 月下旬から 12 月中旬までに延べ 34 日間、112 名をかけて中間実地検査を実施し、収支簿や帳票類の証拠書類の照合、精査等の確認を行った。平成 30 年度は、更に中間検査に加え終了課題に対する確定実地検査を実施し、平成 29 年度の執行において不適正な事務処理が認められないか、証拠書類の精査を行う（予定）。

Ⅱ. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 組織運営

■中期目標

(1) 業務実施体制の見直しの検討

業務をより効率的及び合理的に実施する観点から、業務の進捗状況に応じた実施体制の見直しを適宜行う。特に債権管理回収業務については、債権の回収状況等を踏まえ、本中期目標期間中に、業務の実施体制の見直しと組織の縮減の検討を行い、その結論を得ること。

また、管理部門のスリム化に向け、給与計算、資金出納、旅費計算等の管理業務について、集約化やアウトソーシングの活用などを検討すること。

(2) 内部統制の推進

① 内部統制に係る体制の整備

「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備について（平成 26 年 11 月 28 日総管査第 322 号。総務省行政管理局長通知）」に基づき、業務方法書に記載した事項の運用を確実に行うとともに、「内部統制基本方針」及び関連規程に基づき、業務の効率化との両立に配慮しつつ、内部統制推進委員会の設置、毎年度の内部統制を推進するための計画の策定、モニタリング体制の整備など、内部統制システムの整備・運用を推進する。また、全職員を対象に内部統制に関する研修を実施するなど、職員の意識向上を積極的に進める。内部統制の推進に係る取組は、第三者を含めた委員会等において確認し、あわせて監事による内部統制についての評価を実施する。

② コンプライアンスの推進

役職員の法令遵守、管理職員の権限を明確にするなど、業務の適正な執行等の徹底を図るため、各部門の業務が法令に沿って行われていることの不断の点検を行い、コンプライアンスを実践するための手引書である「コンプライアンス・マニュアル」を随時見直し、職員に対する研修を計画的に実施するとともに、内部監査結果等について、業務運営への確に反映させるなど、コンプライアンスの徹底を図る。

③ リスク管理のための体制整備

業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、適切な対応を図るための体制等を整備する。

また、緊急時における業務実施体制を整備する。

④ 情報セキュリティ対策等の推進

情報セキュリティ対策については、「サイバーセキュリティ戦略（平成 27 年 9 月 4 日閣議決定）」等の政府の方針を踏まえ、情報セキュリティポリシー規程等に従い、適切な情報セキュリティレベルを確保する。また、情報の公開及び個人情報の保護については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を図る。

■中期計画

環境政策の実施機関として機構が担う業務を着実に実施するとともに環境問題の動向に迅速

かつ適切に対応し得る組織を構築するため、効率的な業務実施体制及び適正な人員配置の見直しの検討を適宜行う。

(1) 業務実施体制の見直しの検討

第三期中期目標期間中に、承継業務の債権残高の変動、縮小等を考慮し、業務の実施体制の見直しの検討を行い、結論を得る。

また、管理業務について、一層の事務処理の効率化を図るため、集約化やアウトソーシング等の活用を検討する。

(2) 内部統制の推進

① 内部統制に係る体制の整備

「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備について（平成 26 年 11 月 28 日総管査第 322 号。総務省行政管理局長通知）」に基づき、業務方法書に記載した事項の運用を確実に行うとともに、「内部統制基本方針」及び関連規程に基づき、業務の効率化との両立に配慮しつつ、内部統制推進委員会の設置、毎年度の内部統制を推進するための計画の策定、モニタリング体制の整備など、内部統制システムの整備・運用を推進する。また、全職員を対象に内部統制に関する研修を実施するなど、職員の意識向上を積極的に進める。内部統制の推進に係る取組は、第三者を含めた委員会等において確認し、あわせて監事による内部統制についての評価を実施する。

② コンプライアンスの推進

役職員の法令遵守、管理職員の権限を明確にするなど、業務の適正な執行等の徹底を図るため、各部門の業務が法令に沿って行われていることの不断の点検を行い、コンプライアンスを実践するための手引書である「コンプライアンス・マニュアル」を随時見直し、職員に対する研修を計画的に実施するとともに、内部監査結果等について、業務運営への確に反映させるなど、コンプライアンスの徹底を図る。

③ リスク管理のための体制整備

業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、適切な対応を図るための体制等を整備する。

また、緊急時における業務継続実施体制を整備する。

④ 情報セキュリティ対策等の推進

情報セキュリティ対策については、「サイバーセキュリティ戦略（平成 27 年 9 月 4 日閣議決定）」等の政府の方針を踏まえ、情報セキュリティポリシー規程等に従い、適切な情報セキュリティレベルを確保する。また、情報の公開及び個人情報の保護については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）に基づき、適切に対応するとともに、職員への周知徹底を図る。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

—

<その他の指標>

—

<評価の視点>

中期計画に基づいて業務が適切に実施されているかどうか。

■ 評定と根拠

<中期目標期間評価（見込評価）の自己評定>

26年度～28年度は主務大臣評価。29年度及び中期目標期間評価（見込評価）は自己評価。

年度評価					中期目標期間評価	
26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	見込評価	期間実績評価
B	B	B	B		B	

（注）標語（主務大臣評価）において、重要度「高」は「○」を付す。難易度「高」は下線を引く。

<根拠>

● 背景

（1）業務実施体制の見直しの検討

当機構は、所掌業務の状況等を踏まえ、第2期中期目標期間において、予防事業部、補償業務部、地球環境基金部及び事業管理部で各1課を削減するとともに、大阪支部を廃止（平成25年度）するなど、必要な業務実施体制の見直しに取り組んできた。

第3期中期目標期間においては、債権回収の目標を「正常債権以外の債権残高100億円以下」と設定した事業管理部（債権管理回収業務を所掌）のあり方に係る検討を中心に、引き続き業務実施体制の見直しに取り組むこととしたものである。

また、さらなる業務の効率化・合理化を図る観点から、給与計算、資金出納、旅費計算等の管理業務について、集約化やアウトソーシングの活用等を併せて検討することとしたものである。

（2）内部統制の推進

当機構は、事業活動の信頼性を確保するため、「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」報告書（平成22年3月）の「独立行政法人における内部統制と評価について」において示された内部統制の目的と基本的要素に基づき、平成23年3月に「内部統制基本方針」を定め、内部統制を有効に機能させるための仕組みを整備するとともに、適切な運用を図ってきた。

平成26年6月13日に独立行政法人通則法の一部が改正され、続いて総務省から「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について（平成26年11月28日付け総管査第322号）が示され、役員（監事を除く。）及び職員（以下、合わせて「役職員」という。）の職務の執行が、独立行政法人通則法、独立行政法人環境再生保全機構法（以下「機構法」という。）その他の関係法令に適合するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）を整備することが改めて求められた。

そこで、第3期中期目標期間においては、内部統制の一層の拡充・強化に向け、業務方法書の改正、内部統制基本方針の改正等を行うなど、必要な体制等を整備するとともに、コンプライアンスの推進及びリスク管理のための体制整備についても併せて取り組むこととしたものである。

また、情報セキュリティ対策等の推進については、「サイバーセキュリティ戦略（平成 27 年 9 月 4 日閣議決定）」等の政府方針に則り、政府機関等に対するサイバー攻撃が年々巧妙かつ執拗になってきている中で、石綿健康被害救済業務等で機微な個人情報を取り扱っている当機構においては、適切な情報セキュリティレベルを確保するために必要な対策等を講じることとしたものである。

● 実施状況（平成 26～29 年度）及び今後（平成 30 年度）の予定

（1）業務実施体制の見直しの検討

承継業務に関しては、債権残高の動向等を踏まえ、業務集約化に向けた課題等の整理検討を行った上で、平成 28 年度に事業管理部の体制を 3 課から 2 課に縮減し、平成 29 年度には事業管理部と経理部を統合し財務部として改組することで組織・要員体制の見直しを行った。

また、平成 28 年 10 月に環境研究総合推進費の配分等業務が環境省から移管されたことに伴い、既存の組織・要員体制を見直した上で環境研究総合推進部を新設するなど必要な体制を整備して適切に対応した。

さらに、管理業務における事務処理の効率化等を図るため、新経理システムの導入、出勤システムへの時間外勤務管理機能の追加、出張チケット手配事務及び給与計算事務のアウトソーシング等を行った。

また、平成 29 年度には契約業務を中心に総括課業務の見直しに着手するとともに、当機構を取り巻く諸課題に適切に対応し、当機構のミッション達成に即応できる体制として、チーム制の導入を進めた。

平成 30 年度においても、引き続き、総括課業務の見直し、チーム制の定着等に取り組み、組織・要員体制の見直しを行う予定である。

（2）内部統制の推進

① 内部統制に係る体制の整備

平成 27 年度を「内部統制システム再構築の元年」として、平成 27 年 10 月に内部統制基本方針の全面的な見直しを行うなど、平成 26 年度の独法通則法改正において独立行政法人に求められた内部統制の拡充・強化の内容に自主的な見直しを加え、各種取組を展開した。

具体的には、理事長を委員長とする内部統制推進委員会を新たに設置した上で、「内部統制システムの整備に関する計画」を毎年度自主的に策定して、各部門における内部統制上の課題への対応を確実に図るとともに、事務フローの整備によるリスクの分析・把握や、事務事故発生時の経営トップへの速やかな報告を担保する制度の運用などを計画的に進めた。また、内部統制担当理事との面談や全役職員を対象とした内部統制研修の実施などを通じて、当機構のミッション達成に向けて、内部統制の各種取組を推進していく意義の周知を図った。

さらに、内部統制の推進状況については、外部有識者を含む「内部統制等監視委員会」から毎年度検証を受ける仕組みを当機構で独自に作ることで、外部の眼を入れた適切な P D C A サイクルを回すための基盤を整備し、運用を行っている。

また、毎年度の監事監査においても内部統制の推進・整備状況について確認及び評価を受けるとともに、平成 27 年度から機構の業務運営における当面の課題及び内部統制の推進について、理事長と監事との意見交換会を開始した。

平成 30 年度においても、引き続き、これらの取組を継続・発展させることで、内部統制の推進を図っていく予定である。

② コンプライアンスの推進

平成 27 年度に内部統制システムの再構築を検討した際に、業務の適正な執行等の確保・徹底を図る観点から、各部門の業務について、各種法令等に則り必要な内部規程やマニュアル等が整備され各部門の業務が適切に遂行される体制となっているかの総点検を実施した。

また、「コンプライアンス・マニュアル」については、平成 27 年度の内部統制基本方針の改正等に際して随時見直しを行い、全役職員を対象とした研修等を通じて徹底を図った。

平成 30 年度においても、引き続き、コンプライアンスの徹底を図っていく。

③ リスク管理のための体制整備

リスク管理については、第 2 期中期目標期間の平成 22 年度から各部門の所管業務に係るリスクの把握に努め、平成 25 年度までに機構全体で 602 項目のリスクを特定していた。第 3 期中期目標期間では、これら 602 項目のリスクの分析・評価を進め平成 26 年度までに機構全体で「重要リスク（72 項目）」を把握するとともに、これらに適切に対応するため、平成 29 年度に「環境再生保全機構リスク管理方針」及び「環境再生保全機構リスク顕在時における広報方針」等を策定した。

その後、平成 29 年度において、平成 28 年 10 月の環境研究総合推進業務の開始から 1 年が経過したことから、業務フローの作成等を通じて当該業務に係る重要リスク 9 項目を新たに把握し、以降は機構全体で「重要リスク（81 項目）」の適切な管理を図ることとしている。

発生した事務事故等については、速やかにトップまでに報告が上がる体制を確保するとともに、半期毎に開催されるリスク管理委員会において、その対応について定期的に確認することで、未然防止策の実効性の確保や類似事案の発生防止に努めている。また、危機事案が発生した場合を想定したメディア対応トレーニングを平成 29 年度から開始した。

なお、災害発生時を想定した非常時優先業務実施訓練を毎年度実施して「ERCA 業務継続計画（BCP）」の実効性を検証し、実施手順を改善するなどして BCP の効果的な見直しを行っている。

平成 30 年度においても、引き続き、これらの取組を継続し、定着を図ることで、リスク管理の強化を図っていく予定である。

④ 情報セキュリティ対策等の推進

政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群が改定されたこと等を踏まえ、機構の情報セキュリティ実施手順書等の改定を適宜実施するとともに、毎年度、「環境再生保全機構情報セキュリティ対策推進計画」を定め、必要な体制整備、職員教育等を実施することにより、適切な情報セキュリティレベルを確保している。

また、平成 27 年度にはサイバー攻撃対策として、業務ネットワークをインターネットから遮断する等、各種の情報セキュリティ対策を実施した。それらの対策の有効性の確保に関しては、内部・外部の様々な監査を活用し、そこで指摘された事項への確実な対応を実施することとしている。

平成 30 年度においても、引き続き、これらの取組を継続させることで、情報セキュリティ対策等の推進を図っていく予定である。

以上のとおり、中期計画に定める取組を着実かつ適正に実施したことから、自己評定をBとした。

■課題と対応等

- ・ 組織運営については、上記実績等を踏まえると、おおむね目標水準を達成できる見込み。
- ・ 第 4 期中期目標期間においても、不断に、業務実施体制の改善等を図るとともに、内部統制の拡充・強化を図るための各種取組を着実に実施していく。

■主要な業務実績

(1) 業務実施体制の見直しの検討

①業務実施体制の見直し

承継業務に関し、正常債権以外の債権残高を 100 億円以下にするという第 3 期中期目標期間の目標値を 2 年前倒しで達成（平成 28 年度末残高 88 億円）するなど順調に業務が進行したことから、同業務を所掌する事業管理部を段階的に縮小・統合し、具体的な部門の縮減等を行った。

ア 事業管理部において財務資金課を債権管理課に統合し、3 課体制から 2 課体制へと縮減（平成 28 年 4 月）

イ 平成 29 年度中に、事業管理部を経理部に統合する方針を決定

ウ 事業管理部を経理部に統合し、「財務部」とした（平成 29 年 11 月）

平成 28 年 10 月に環境省から移管された環境研究総合推進費の配分等業務の開始について、必要な体制を整備するなどして適切に対応した。

ア 業務移管に伴う環境省との協議等を行うための準備チームを発足（平成 28 年 4 月）

イ 総務部に環境研究総合推進室を 1 課体制として発足（平成 28 年 10 月）

ウ 環境研究総合推進室を 2 課体制とし、環境研究総合推進部として改組した（平成 29 年 4 月）

②管理業務の効率化

管理業務については、次のとおり集約化やアウトソーシング等の活用を行い、事務処理の効率化を図った。

ア 情報システム管理（統括、サーバ集約）の総務部企画課への一元化（平成 26 年度～29 年度）

イ 資金運用の財務部会計課主導への移行（平成 27 年度）

ウ 調達・契約事務の財務部経理課への一元化（平成 28 年度～29 年度）

エ 旅費関係事務の財務部への集約（平成 29 年度～）

オ 出張チケット手配事務のアウトソーシング（平成 28 年度～29 年度）

カ 予算・決算・執行管理事務の円滑化のための新たな経理システム構築（平成 26 年度～27 年度）

キ 債権管理システムの経理システムとの連動（改修）（平成 28～29 年度）

ク 給与計算事務のアウトソーシング（平成 29 年度）

③係制からチーム制への移行

「職員を柔軟にチームに編成し、職員が協力して業務を遂行することで、時季等によって繁閑の差がある業務を平準化するとともに、社会情勢等により変化する業務上の課題等に対して迅速かつ的確に対応すること」、「職員が、複数の業務を担当し、又は組織横断的な観点から業務を遂行することにより、職員の業務遂行能力等の向上を図ること」、「チームに所属する職員同士が意見交換し、議論すること及びチームが主体となって業務上の指導を行うことを通じて職員の育成を図ること」を目的として、平成 28 年度に従来の係制からチーム制への移行検討に着手し、平成 29 年度の準備・習熟期間（全部門での試行的運用）を経て、平成 30 年度からチーム制を導入した。

（2）内部統制の推進

①内部統制に係る体制の整備

ア 独立行政法人通則法改正への対応等

独立行政法人通則法の一部改正（平成 26 年改正）等を踏まえ、平成 26 年度末に主務大臣に業務方法書の変更認可申請を行い、認可を受けた。

平成 27 年度は、この年度を「内部統制システム再構築の元年」として、平成 23 年 3 月に定めていた内部統制基本方針の全面的な見直しを行うなど、独立行政法人通則法改正後において独立行政法人に求められた内部統制の拡充・強化の内容に自主的な見直しを加え、各種取組を展開した。

具体的には、理事長を委員長とする内部統制推進委員会を新たに設置するとともに、「内部統制システムの整備に関する計画」を当機構として自主的に策定し、業務方法書に記載された内部規程等の整備を進めるとともに計画に基づく個別課題への対応を図ることとした。さらに、内部統制担当理事との面談、全役職員を対象とした内部統制研修の実施等を通じて、内部統制推進体制の拡充・強化を図った。

また、内部統制の推進状況については、「コンプライアンス推進委員会」を発展改組した外部有識者を含む「内部統制等監視委員会」から毎年度検証を受ける仕組みを当機構で自主的に作ることで、適切な PDCA サイクルを回すための基盤を整備し、運用を開始した。

さらに、機構の業務運営における当面の課題及び内部統制の推進について、理事長と監事との意見交換会を平成 27 年度から開始した。

イ 内部統制システム整備計画の策定等

平成 27 年度内部統制システム整備計画では、管理部門を中心に業務方法書に記載された内部規程等の整備を進めるとともに、情報セキュリティ対策の強化、マイナンバー導入への対応等といった重要課題への各種対応を迅速かつ適切に行った。また、コンプライアンスやリスク管理に係る取組の根幹となる、各業務の法令等への準拠確認と主要業務の業務フロー図を作成した。

平成 28 年度は、事業部門も含めた各部門の内部統制上の課題を整理し、対応するための整備計画を策定した。また、整備計画の一環として、平成 27 年度に引き続き各部の個別業務に関する業務フローを作成することでリスクの洗い出しを行い、業務内容の見直しや点検を行った。

平成 29 年度は、平成 28 年度の取組に加えて、業務遂行上、機構のミッション達成の障害となり得る重要リスク等を顕在化させないために事後的に点検を行う日常的モニタリング制度を新たに構築し、運用を開始した。

なお、平成 28 年度以降、内部統制推進委員会を四半期毎に開催し、整備計画の進捗状況等を定期的に確認することで内部統制の推進を図っている。

以上の取組により平成 26 年度から開始した内部統制強化のための必要な体制整備はほぼ終了したことから、今後は毎年度策定・実行する内部統制システム整備計画等を着実に運用することで適切な P D C A サイクルを回していく。

ウ 理事長と職員の意見交換の実施

平成 26 年度は、各部と理事長の意見交換会を通じて、1) 情報発信の強化、2) 部としての人材育成、3) ボトムアップを促進する仕組み、4) 部内外の横の連携など、各部共通して取り組む重要事項の進捗状況について理事長が確認を行った。また、職員（4 等級以下）と理事長との意見交換会を通じて、当該職員が抱える現状の課題や業務への取組状況等について理事長が確認を行った。

平成 27 年度は、若年層の職員（5～6 等級）と中堅層の職員（3～4 等級）でグループを作り、そこに理事長が加わって、人材育成をテーマとした意見交換を 2 日間にわたって実施した。

平成 28 年度は、職員の人材育成等に対する認識を共通のものとし、ひいては当機構のミッションを効率的かつ効果的に達成するという内部統制の目的の達成に向けて、指導役職員との意見交換を実施し、当該職員の指導に関する意識向上を図った。

平成 29 年度は、チーム制の導入等、組織・要員体制の見直しを行うに当たり、経営側の考えや目指す方向性等を職員全体で共有するため、理事長を始めとする役員が直接説明を行い、職員各層と意見交換を行う機会を設けた。

エ 内部統制面談の実施

当機構における内部統制の現状と問題点・課題を抽出するため、平成 27 年度以降、毎年度、内部統制担当理事が職員と面談を実施している。

平成 27 年度は、各部の部課長全員と個別面談を実施し、各部門が抱える内部統制上の課題について意見交換し、当該面談結果をもとに平成 28 年度内部統制システム整備計画の策定準備を進めた。

平成 28 年度は、各部門の若手職員計 22 名と内部統制の推進を図る意義等について意見交換する各 45 分程度の個別面談を実施した。

平成 29 年度は、各部各課でのチーム制試行におけるチームマネジメントの現状、課題等をテーマに全チームリーダー計 39 名と各 45 分程度の個別面談を実施した。

オ 内部統制研修の実施

当機構の業務に携わる役職員等一人一人の内部統制に関する意識向上を図ることを目的として、平成 27 年度以降、毎年度、非常勤職員を含む全役職員を対象として内部統制研修を実施している。

②コンプライアンスの推進

平成 27 年度は、コンプライアンスに係る取組の根幹となる各業務の法令等への準拠確認を行った。また、毎年度、コンプライアンス・チェックシートによる自己点検や同シート内容の見直しを行うことで、日常の業務運営が法令に沿って行われていることを確認した。

「コンプライアンス・マニュアル」については、平成 27 年度の内部統制基本方針の改正、ハラスメント防止の徹底、平成 28 年度の環境研究総合推進業務の開始等を受けて随時見直しを行い、全役職員を対象とした研修等を通じて徹底を図った。

また、内部監査等における指摘事項についても、業務運営に的確に反映した。

③リスク管理のための体制整備

ア 重要リスクの把握

平成 25 年度までに整理した「各部門のリスク（602 項目）」について改めて精査し、重複整理や新たなリスク項目の追加を行うことで、平成 27 年 2 月に改めて当機構の「新しい重要リスク（72 項目）」を選定した。

その後、平成 29 年度において、平成 28 年 10 月の環境研究総合推進業務の開始から 1 年が経過したことから、業務フローの作成等を通じて当該業務に係る重要リスク 9 項目を新たに把握し、以降は機構全体で「重要リスク（81 項目）」の適切な管理を図ることとした。

イ リスク管理方針等の策定等

重要リスク等に対して適切に対応するため、平成 29 年度に「環境再生保全機構リスク管理方針」を策定した。また、これと併せて「環境再生保全機構リスク顕在時における広報方針」を策定し、障害等発生時の広報方針を明確化した。

さらに、平成 27 年度の内部統制担当理事と職員との面談等を通じて特に影響が多大であると識別した「機構 3 大リスク」（※）に関し、平成 29 年度に同リスクの管理方針を個別に策定した。

※①機構の保有する機微な個人情報の漏えい、②情報セキュリティインシデントの発生、③金融資産の毀損の 3 つのリスクを指す。

ウ 各種報告制度の整備

日常のモニタリングを強化し、リスク管理を徹底する観点から、「事務事故等の報告制度」、「危機情報の報告制度」の 2 つの制度を平成 27 年 2 月に導入し、理事長、監事等へ必要な情報が速やかに報告される体制の整備を図った。

発生した事務事故等については、半期毎にリスク管理委員会を開催し、その対応について定期的に確認することで、速やかな報告体制の確保や類似事案の発生防止に努めている。

エ メディア対応トレーニングの開始

危機事案が発生した場合等においても、メディアを通じて正確な情報発信を行うなど国民に対する説明責任を果たす観点から、平成29年度に危機事案発生時のメディア対応に関する講義及び実践的トレーニング（模擬記者会見等）を新たに実施した。

オ 「ERCA業務継続計画（BCP）」に基づく訓練等の実施

「ERCA業務継続計画（BCP）」に基づく災害時の業務継続を円滑に行うため、役職員の安否確認や災害時対策本部の立ち上げ、非常時優先業務（※）の実施手順等を整理した「ERCA業務継続対応表」を平成26年度に作成することで、緊急時における業務継続実施体制を整備した。

※①石綿健康被害救済給付金の支給業務、②非常時の当機構の業務遂行状況の機構ウェブサイトでの開示業務を指す。

また、災害時での初動体制の強化を図ることを目的として、本部から12km圏内に在住する災害対策本部要員等を対象に本部への参集訓練を平成27年度から実施した。

さらに、災害発生時を想定した非常時優先業務実施訓練を毎年度実施してBCPの実効性を検証し、実施手順を改善するなどして同計画の効果的な見直しを行った。

④情報セキュリティ対策等の推進

政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群が改定されたこと等を踏まえ、同内容に準拠するよう、機構の情報セキュリティ実施手順書等の改定を適宜実施した。

また、毎年度「環境再生保全機構情報セキュリティ対策推進計画」を定め、適切な情報セキュリティレベルを確保するための各種措置を講じた。主なものは、次のとおり。

ア CSIRT体制の整備（平成27年2月）

イ 標的型メール対策訓練を全役職員に対して実施開始（年2回。平成27年度～）

ウ サイバー攻撃対策の一環として、業務ネットワークをインターネットから遮断し、インターネットアクセス用の専用ネットワークを構築（平成28年3月）

エ 第三者による情報セキュリティマネジメント監査及びペネトレーションテスト（平成29年1月）

オ NISC情報セキュリティマネジメント監査（平成29年3月）

カ NISCペネトレーションテスト（平成29年12月）

キ 重要サーバのデータセンターへの移設（平成30年3月）

また、毎年度、各部における個人情報管理・利用状況の点検や、外部委託先における情報漏洩を防止する観点から、点検票による委託先での「個人情報の保護に関する実態確認」を実施した。その上で、特に機密性の高い情報を扱う委託先等を選定した上で、実地検査を行い、委託先での個人情報の漏洩防止に努めるとともに、個人情報の安全な管理の確保を図った。

さらに、情報セキュリティ研修等を毎年度実施し、個人情報等の取扱いについて全役職員への周知徹底を図った。

(3) その他

ア 組織横断的な課題等への対応

当機構の課題について理事の担当業務の縦割りを排して議論し、認識の方向性について経営陣としてのベクトルを合わせていくため、月1～2回の頻度で役員懇談会を開催している。

また、平成28年度には、総務部及び財務部の管理職等をメンバーとする「経営企画プロジェクトグループ」を創設し、組織横断的な課題等への対応について各部門と連携しながら検討を進める体制を設けた。さらに、平成29年度には、「経営企画プロジェクトグループ」内に、当機構採用後10年程度までの職員有志で構成するワーキンググループを設置し、若手職員がこれらの課題への対応や今後の機構の業務のあり方の検討に参画する機会を設けた。こうした取組により、当機構の経営課題について、組織一丸となって検討・対応しているところである。

イ 「働き方改革」等への対応

長時間労働是正のための取組としての時間外労働時間の適正管理等に向けた計画を平成27年度以降策定し、時間外労働時間の削減に取り組むとともに、年次有給休暇の取得日数について目標を定めて年次有給休暇取得の推進を行った。

また、労働安全衛生法改正に伴うストレスチェックを平成28年度以降開始した。

さらに、平成26年度以降、法定雇用率の達成等に向けた障害者雇用促進のための取組や、男女共同参画基本計画への対応等を踏まえた女性活躍推進のための取組等についても適正に対応し、以下の実績となっている。

区分		年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
		障害者雇用	目標値 (法定雇用率)	—	2.0%	2.3%	
雇用率	—		5.4%	3.9%	3.0%		
女性管理職 の登用	目標値 (機構計画目標)	—	5.0%	8.0% (平成32年度末時点)			
	登用率	—	6.3%	8.8%	5.9%		

※障害者雇用率については、毎年度6月1日時点の、女性管理職の登用率については、毎年度3月末時点の人数に基づく割合を表記している。

当機構では、女性職員が職員全体の約32%を占めており、このうち約66%は20歳代及び30歳代によって構成されていることから、平成30年度以降の課題として、女性活躍推進に係る取組の積極的な展開について検討を進めている。

2. 業務運営の効率化

■中期目標

(1) 経費の効率化・削減等

一般管理費及び業務経費について、業務運営の効率化を進め、以下の効率化・削減等を図ること。

① 一般管理費

一般管理費（人件費、新規に追加される業務及び拡充業務分等を除く。）について、第三期中期目標期間の最終年度において同中期目標期間の初年度（平成 26 年度）比で 6.5%を上回る削減を行うこと。

ただし、新規に追加される業務については、平成 29 年度以降毎年度、前年度比 1.65%以上の効率化を図るものとする。

② 業務経費

公害健康被害補償業務、地球環境基金業務、PCB廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進業務、承継業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、競争的資金及び特殊要因に基づく経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、石綿健康被害救済給付金及び特殊要因に基づく経費を除く。）について、本中期目標期間の最終年度において第三期中期目標期間の初年度（平成 26 年度）比で 4%を上回る削減を各勘定で行うこと。

③ 人件費等

給与水準について、国民の理解を得られる適正な水準になるように必要な措置を講ずるとともに、その検証結果や取組状況について公表するなど、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえた対応を適切に行うこと。

(2) 随意契約の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組等により、随意契約の適正化を推進するとともに、一者応札・一者応募の見直しを行い、一層の競争性の確保等に努めること。

① 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が作成した「調達等合理化計画」等に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表すること。

② 特に企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。

また、監事による監査における、入札・契約の適正な実施についての確認等に加え、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」に基づき、法人に設置される契約監視委員会において、その点検見直しを行うものとする。

■中期計画

(1) 経費の効率化・削減等

一般管理費及び業務経費について、業務運営の効率化を進め、以下の効率化・削減等を図る。

① 一般管理費

一般管理費（人件費、新規に追加される業務及び拡充業務分等を除く。）について、第三期中期目標期間の最終年度において同中期目標期間の初年度（平成 26 年度）比で 6.5%を上回る削減を行う。

ただし、新規に追加される業務については、平成 29 年度以降毎年度、前年度比 1.65%以上の効率化を図るものとする。

② 業務経費

公害健康被害補償業務、地球環境基金業務、PCB廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進業務、承継業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、競争的資金及び特殊要因に基づく経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、石綿健康被害救済給付金及び特殊要因に基づく経費を除く。）について、第三期中期目標期間の最終年度において同中期目標期間の初年度（平成 26 年度）比で 4%を上回る削減を各勘定で行う。

③ 人件費等

給与水準について、国民の理解を得られる適正な水準になるように必要な措置を講ずるとともに、その検証結果や取組状況について公表するなど、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえた対応を適切に行う。

(2) 随意契約等の見直し

契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、随意契約の適正化を推進するとともに、一者応札・一者応募の見直しを行い、一層の競争性の確保等に引き続き努めることとし、以下の取組を推進する。

① 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が毎年度作成する「調達等合理化計画」等に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表する。

② 特に企画競争等を行う場合には、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成 15 年法律第 130 号）第 21 条の 3 の趣旨を踏まえつつ、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。

また、機構内の審査機関である、契約手続審査委員会により契約手続の事前審査を強化し、契約に係る競争性・透明性等を確保するほか、監事による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けること、契約監視委員会において、各年度の随意契約、一者応札・応募の見直し状況等についてチェックを受けることなどにより、競争性・透明性等の確保に努める。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

—

■主要な経年データ

(1) 経費の効率化・削減等

① 一般管理費

【平成 26 年度中期計画比】

(単位：百万円、%)

	平成 26 年度 (中期計画)	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	金額	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
計画	421	434	3.1	414	▲1.6	407	▲3.3	393	▲6.5
実績	—	376	▲10.8	405	▲3.7	389	▲7.6	388	▲7.8

② 業務経費

【平成 26 年度中期計画比】

(単位：百万円、%)

区分	平成 26 年度 (中期計画)	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	金額	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
公健	316	251	▲20.5	286	▲9.5	265	▲16.0	282	▲10.7
石綿	250	187	▲25.1	260	4.0	231	▲7.6	225	▲10.0
基金	821	728	▲11.3	756	▲7.9	747	▲9.0	747	▲9.0
承継	132	78	▲41.3	103	▲21.5	129	▲2.2	128	▲3.0
合計	1,519	1,244	▲18.1	1,405	▲7.5	1,372	▲9.7	1,382	▲9.0

(注) 平成 29 年度は、過去の運営費交付金債務を充当した業務を除く。運営費交付金債務を含めた場合は、平成 29 年度実績額の合計 1,525 百万円、+0.4%

区分	平成 26 年度 (中期計画)	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	金額	金額	比率	金額	比率	金額	比率	金額	比率
研究	—	—	—	—	—	111	—	201	—

③ 人件費・給与水準の適正化

<ラスパイレス指数推移>

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
対国家公務員指数	106.4	108.0	110.7	105.3	107.6 (見込み)

(2) 随意契約の見直し

【調達等合理化計画の実施状況】

(単位：件、百万円)

	平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(77.5%) 62	(65.3%) 512	(86.5%) 45	(52.9%) 330	(84.8%) 56	(70.6%) 763	(91.8%) 45	(96.7%) 624
企画競争・公募	(22.5%) 18	(34.7%) 272	(7.7%) 4	(29.8%) 186	(7.6%) 5	(13.0%) 141	(2.0%) 1	(2.1%) 14
競争性のある 契約 (小計)	(100%) 80	(100%) 784	(94.2%) 49	(82.7%) 516	(92.4%) 61	(83.5%) 903	(93.9%) 46	(98.8%) 637
競争性のない 随意契約	(-) 0	(-) 0	(5.8%) 3	(17.3%) 109	(7.6%) 5	(16.5%) 178	(6.1%) 3	(1.2%) 8
合 計	(100%) 80	(100%) 784	(100%) 52	(100%) 625	(100%) 66	(100%) 1,081	(100%) 49	(100%) 645

(注) 各年度の () 書きは、各項目の合計に対する構成比である。

【一者応札・応募の状況】

(単位：件、百万円)

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
2 者以上	件数	75 (93.7%)	47 (95.9%)	57 (93.4%)	45 (97.8%)
	金額	738 (94.1%)	481 (93.2%)	673 (74.5%)	633 (99.3%)
1 者	件数	5 (6.3%)	2 (4.1%)	4 (6.6%)	1 (2.2%)
	金額	46 (5.9%)	35 (6.7%)	231 (25.6%)	5 (0.7%)
合 計	件数	80 (100%)	49 (100%)	61 (100%)	46 (100%)
	金額	784 (100%)	516 (100%)	903 (100%)	637 (100%)

(注) 各年度の () 書きは、各項目の合計に対する構成比である。

<その他の指標>

—

<評価の視点>

・経費の効率化・削減等

- ① 一般管理費について目標に掲げた経費の削減が行われているか。
- ② 業務経費について目標に掲げた経費の削減が行われているか。
- ③ 給与水準の検証を適切に行い、その検証結果や取組状況について公表が行われているか。

・随意契約等の見直し

入札及び契約手続における透明性の確保、公正な競争の確保等を図るための審査体制等は確保され、着実に実施されているか。

■ 評定と根拠

＜中期目標期間評価（見込評価）の自己評定＞

26年度～28年度は主務大臣評価。29年度及び中期目標期間評価（見込評価）は自己評価。

年度評価					中期目標期間評価	
26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	見込評価	期間実績評価
B	B	B	B		B	

（注）標語（主務大臣評価）において、重要度「高」は「○」を付す。難易度「高」は下線を引く。

＜根拠＞

● 背景

（１）経費の効率化・削減等

経費の効率化については、中期目標、中期計画策定時に削減率や対象経費について検討を行い、削減目標を定めている。

第3期中期計画においては、一般管理費（人件費、新規に追加される業務及び拡充業務分等を除く。）については、第3期中期目標期間の最終年度において同中期目標期間の初年度（平成26年度）比で6.5%を上回る削減を行うこと、

業務経費については、公害健康被害補償業務、地球環境基金業務、PCB廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、環境研究総合推進業務、承継業務のうち補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費、競争的資金及び特殊要因に基づく経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、石綿健康被害救済給付金及び特殊要因に基づく経費を除く。）について、第3期中期目標期間の最終年度において同中期目標期間の初年度（平成26年度）比で4%を上回る削減を各勘定で行うこととされ、削減の目標達成のため、経費の縮減を図っているところである。

人件費については、給与水準について、国民の理解を得られる適正な水準になるように必要な措置を講ずるとともに、その検証結果や取組状況について公表するなどに取り組んでいる。

（２）随意契約等の見直し

契約は、原則として一般競争入札等によるものとし、随意契約の適正化を推進するとともに、一者応札・一者応募の見直しを行い、一層の競争性の確保等に努めることとしている。

当機構においては、各年度において調達等合理化計画を策定し、機構内の審査機関である、契約手続審査委員会により契約手続の事前審査を、契約監視委員会において各年度の随意契約、一者応札・応募の見直し状況等について事後検証を行うこととしている。

● 実施状況（平成26～29年度）及び今後（平成30年度）の予定

（１）経費の効率化・削減等

一般管理費については、中期計画の削減目標（▲6.5%）を達成すべく各年度において所要の額を見込んだ年度計画予算を作成し、その予算の範囲内で、各種経費の縮減等を図るなど、

効率的な執行に努めた結果、平成 29 年度実績額（388 百万円）は第 3 期中期目標期間の初年度（平成 26 年度）比で▲7.8%の水準を達成した。平成 30 年度についても引き続き削減を行っていく。

業務経費については、各業務の効率化対象経費について、中期計画の削減目標（▲4%）を達成すべく各年度の年度計画予算に過去の運営費交付金債務繰越額を充当した予算を作成し、その予算の範囲内で、業務経費の縮減や管理経費の節減を図るなど、業務の効率化に努めた結果、第 3 期中期目標期間の初年度（平成 26 年度）比で▲9.0%の水準を達成した。平成 30 年度についても引き続き削減を行っていく。

人件費については、各年度国家公務員の給与水準を比較したラスパイレス指数を公表し、給与水準について、適正な水準になるように必要な措置を講じている。

（2）随意契約等の見直し

平成 27 年度より、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、各年度において調達等合理化計画を策定するとともに、P D C A サイクルにより、契約手続きの公正性・透明性を確保した。

また、競争性のない随意契約については、契約手続審査委員会による事前審査、契約監視委員会による事後検証等を実施した。平成 30 年度についても引き続き行っていく。

■課題と対応等

（1）経費の効率化・削減

一般管理費及び業務経費ともに、今後も適切な予算執行に努め、予算の執行状況について四半期毎に理事会に報告する。人件費等については引き続き、人事院勧告や社会一般の情勢等を考慮しながら、給与水準の適正化に取り組む。

（2）随意契約等の見直し

今後も引き続き、契約に係るルール等を遵守するとともに、契約手続審査委員会及び契約監視委員会を適切に開催、調達等合理化計画の下で適切な P D C A サイクルを廻し、契約に係る競争性、透明性、公平性の確保、一者応札・応募の改善の推進を図る。

■主要な業務実績

第 3 期中期計画については、概ね達成を見込んでいる。主要な業務実績は、次のとおり。

（1）経費の効率化・削減

① 一般管理費の効率化・削減

ア. 一般管理費（人件費、新規に追加される業務及び拡充業務分等を除く。）については、中期計画の削減目標（▲6.5%）を達成すべく各年度において所要の額を見込んだ年度計画予算を作成し、その予算の範囲内で、各種経費の縮減等を図るなど、効率的な執行に努めた結果、平成 29 年度実績額（388 百万円）は第 3 期中期目標期間の初年度（平成 26 年度）比で▲7.8%の水準を達成した。

イ. 年度途中の予算の執行状況の把握及び適切な執行管理を行っていく観点から、予算執行計画の執行状況等について四半期毎に理事会へ報告を行った。

② 業務経費の効率化・削減

ア. 公害健康被害補償業務、地球環境基金業務、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金による助成業務、維持管理積立金の管理業務、承継業務のうち、補償給付費等の法令に基づく義務的な経費以外の運営費交付金を充当する業務経費（人件費及び特殊要因に基づく経費を除く。）及び石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費（人件費、石綿健康被害救済給付金及び特殊要因に基づく経費を除く。）について、中期計画の削減目標（▲4%）を達成すべく各年度において所要の額を見込んだ年度計画予算を作成し、その予算の範囲内で、業務経費の縮減や管理経費の節減を図るなど、業務の効率化に努めた。

一方、各年度の年度計画予算には、次に示す経費に充てるため、過去の運営費交付金債務繰越額を充当した予算を作成した。

平成27年度	石綿健康被害救済関係経費に係る業務経費	広報経費の拡充（平成26年度予算92百万円→平成27年度予算170百万円）
平成28年度	承継業務	債権管理システムの再構築（31百万円）に要する経費
平成29年度	公害健康被害補償業務 承継業務	汚染負荷量賦課金徴収・審査システムの構築（48百万円） 債権管理システムの再構築等（95百万円）

この結果、業務経費の平成29年度実績額は、第3期中期目標期間の初年度（平成26年度）比で0.4%の水準となった。

なお、公害健康被害補償業務及び承継業務の平成29年度実績額から、運営費交付金の繰越額の充当額を差し引いた実績額で比較すると、第3期中期目標期間の初年度（平成26年度）比で▲9.0%の水準を達成している。

イ. 環境研究総合推進業務については、平成28年10月から新たに追加された業務であり、経費が平年度化する29年度予算比で30年度から効率化を行っていく。

ウ. 業務経費についても、一般管理費と同様に、効率的な予算執行、年度途中の予算の執行状況の把握及び適切な執行管理を行っていく観点から、予算執行計画の執行状況等について四半期毎に理事会へ報告を行った。

③ 人件費・給与水準の適正化

各年度国家公務員の給与水準を比較したラスパイレス指数を公表した。

給与水準について、適正な水準になるように各年度において必要な措置を講じている。

(2) 随意契約の見直し

① 契約に係る競争の推進

平成 26 年度は、監事及び外部有識者から構成される契約監視委員会の点検を踏まえて策定した、「随意契約等見直し計画」（平成 22 年 4 月策定）（以下「見直し計画」という。）に基づき、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、原則として競争（企画競争・公募を含む。）を実施した。平成 27 年度以降は、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、事務・事業の特性を踏まえ、PDCA サイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、各年度において調達等合理化計画を策定した。同調達等合理化計画においては、当機構における調達の現状と要因を分析した上で、重点的に取り組む分野を定め、調達等の合理化を推進した。

ア. 契約に係る競争の推進

平成 26 年度から平成 29 年度までの契約件数（調達等合理化計画の対象となる契約に限る。）は表 1 のとおりである。

（表 1）契約件数 （単位：件）

26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	合計
80	52	66	49	247

このうち、11 件は随意契約による調達を実施しているが、その内訳は次のとおりとなっている。

- （ア）契約の性質又は目的が競争を許さない場合 7 件
 - （イ）緊急の必要により競争に付することができない場合 2 件
 - （ウ）競争に付すことが不利と認められる場合 2 件
- イ. 一者応札・応募に関する改善

平成 26 年度から平成 29 年度までの一般競争入札等の実施の結果により、一者応札・応募となった件数等は表 2 のとおりである。

（表 2）一者応札・応募の件数 （単位：件）

	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	合計
一般競争入札	3	0	2	1	6
参加意思確認型公募	2	2	2	0	6

なお、一般競争入札の実施にあたり一者応札・応募の発生を抑制するため毎年度下記の取組を実施した。

- （ア）公告から入札までの期間について 10 営業日以上を確保した。
- （イ）調達情報に係るメールマガジン等の活用等により、発注情報の更なる周知を図った。（メールマガジン登録者数：平成 29 年度末 251 者）
- （ウ）契約手続審査委員会等による事前の審査については、特に競争性を確保するため、調達数量、業務範囲、スケジュール、必要な資格設定、業務の実績要件及び地域要件の妥当性について重点を置いた審査を実施した。

ウ. 類似業務に係る調達集約化

コストの縮減及び事務効率化を推進していく観点から、平成 27 年度以降次の取組を実施した。

- (ア) 類似業務の発生が見込まれる場合は、可能な限り調達業務を集約化。
- (イ) 可能な範囲で調達時期の調整を行い、まとめて調達を実施。

[27 年度から 29 年度までの集約化実績]

- ・年間を通じて配布している印刷量の多いパンフレットの印刷業務について、年間 2 回の実施から年間 1 回に集約
- ・各部で行っていた複合機賃貸借及び運用保守に係る調達を集約
- ・各部で行っていた労働者派遣契約による業務補助者に係る調達を集約して実施
- ・職員の出張旅費について、これまで旅費規程に基づいて計算された額を職員に支給する方法により行っていたものを平成 29 年 7 月から原則として旅行代理店が提供するパック商品等により調達することに変更した。

② 調達に関するガバナンスの徹底

ア. 随意契約に関する内部統制の確立

(ア) 該当事案に係る審査の厳格化

各年度の競争性のない随意契約については、当機構内部に設置した契約手続審査委員会において、会計規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続きの実施の可否の観点で審査を実施するとともに、契約監視委員会委員への事前説明を経て調達を行った。

(イ) 環境研究総合推進費の委託契約事務の公正かつ厳格化

環境研究総合推進費の委託研究に係る契約事務を公正かつ厳格に行うため、環境研究総合推進費の委託研究契約事務取扱に関する規程を制定するとともに、研究機関に対する委託研究に係る権利と義務、違反に対する措置等について約定した契約書の雛型を作成した。

(ウ) 調達事務の財務部への集約

機構各部課で実施されている調達事務について、財務部へ集約することを目指し、総務部、監査室、予防事業部及び環境研究総合推進部（研究費配分業務を除く。）の案件を試行的に財務部で実施した。

イ. 契約に係る審査体制の活用

(ア) 機構内における審査体制

a. 契約手続審査委員会による審査

契約手続審査委員会（同分科会を含む。以下同じ。）において、調達案件の事前審査を実施し、調達等に係る公正性を確保するとともに、契約手続きの厳格な運営を図っている。契約手続審査委員会は、少額随契以外の支出の原因となる全ての契約の審査、関係規程等の整備及び調達関係のマニュアル等の追加・改訂を実施した。

【契約手続審査委員会の開催実績】

	本委員会	分科会	合計
平成 26 年度	27 回	20 回	47 回
平成 27 年度	29 回	16 回	45 回
平成 28 年度	29 回	18 回	47 回
平成 29 年度	24 回	27 回	51 回

【制定、改正等事項】

- ・反社会的勢力の排除規定の新設（会計規程実施細則及び契約事務取扱細則の改正を含む。）（平成 26 年度）
- ・入札不調により中期計画等の達成が困難となる場合の対応及び談合情報がある場合の緊急対応について独立行政法人環境再生保全機構会計規程、会計規程実施細則、契約事務取扱細則、及び契約手続審査委員会の設置に関する達の改正を実施した。（平成 27 年度）
- ・個人情報管理規程を改正し、個人情報を取扱う業務を外部へ委託する場合の委託業者に年 1 回以上の検査を実施し、取扱が適正に行われているかを確認した。（平成 27 年度）
- ・特定個人情報及び個人情報を取り扱う契約案件について、法令に準じた取扱いの実施を入札参加資格とするための規程の改正及び調達の手順の改訂（平成 28 年度）
- ・低入札価格調査の実施に関する関係規程の整備（平成 28 年度）
- ・入札公告・入札手順書の見直しによる入札参加者の手続きの明確化（平成 28 年度）
- ・契約事務マニュアルの追加・改訂（平成 28 年度）
- ・契約書ひな形の追加・見直しによる契約書作成事務の省力化（ひな形数 4⇒11 件）（平成 28 年度）
- ・予定価格の積算に関するマニュアルの制定（平成 29 年度）

b. その他の審査等（平成 25 年度から実施）

- ・少額随契案件の審査
少額随契等（委員会等の審査対象外）は、財務部において全件審査を実施した。
- ・1000 万円以上の予定価格の設定
1000 万円以上の予定価格の設定に当たっては、適正な価格設定の観点から、それぞれ担当する契約担当職のほか、財務担当理事の審査を実施している。
- ・100 万円以上の契約
理事会への報告を経て、ホームページで公表した。

(イ) 契約監視委員会による審査

監事及び外部有識者から構成される契約監視委員会において、「調達等合理化計

画]、「調達等合理化計画の実績及び自己評価」の審査及び契約の状況に係る報告を行い、点検を受けた。

また、競争性のない随意契約案件については、同委員会の各委員に事前説明を行い、了承を得た上で調達を行った。

〔参考〕 契約監視委員会の開催等の状況

平成 26 年 7 月 15 日	平成 26 年度一者応札・応募案件についての事後説明
平成 27 年 4 月 7 日	平成 26 年度契約の現状の点検、見直し
平成 27 年 5 月 15 日	平成 27 年度競争性のない新規随意契約案件の事前説明
平成 27 年 7 月 8 日	平成 27 年度調達等合理化計画の審査
平成 27 年 10 月 27 日	平成 27 年度競争性のない新規随意契約案件の事前説明
平成 28 年 4 月 18 日	平成 27 年度契約の現状の点検、見直し
平成 28 年 6 月 22 日	平成 28 年度調達等合理化計画の審査
平成 28 年 6 月 30 日	平成 28 年度競争性のない新規随意契約案件の事前説明
平成 28 年 11 月 30 日	平成 28 年度一者応札・応募案件についての事後説明
平成 29 年 1 月 11 日	平成 27 年度一者応札・応募案件の点検及び確認
平成 29 年 3 月 17 日	平成 29 年度競争性のない新規随意契約案件の事前説明
平成 29 年 4 月 17 日	平成 28 年度契約の現状の点検、見直し及び平成 29 年度調達等合理化計画の審査
平成 29 年 8 月 8 日	平成 29 年度競争性のない新規随意契約案件の事前説明
平成 29 年 8 月 8 日	平成 29 年度一者応札・応募案件についての事後説明
平成 30 年 2 月 13 日	平成 30 年度競争性のない新規随意契約案件の事前説明
平成 30 年 4 月 23 日	平成 29 年度契約の現状の点検、見直し及び平成 30 年度調達等合理化計画の審査

ウ. 不祥事の発生の未然防止等のための取組

不祥事の発生の未然防止等のため、関係規程等の整備及び研修等を実施した。

【関係規程等の整備】

イ. (ア) a. 【制定、改正等事項】と同じ

【研修等の実施】

平成 26～29 各年度 契約事務研修の実施

平成 26 年度 契約事務総論、調達における取組み、契約手続様式、契約手続審査委員会の運営等について

平成 27 年度 階層別研修（契約事務総論、調達における取組み、今後の契約手続審査委員会の運営等について）

平成 28 年度 契約制度の概要、契約事務マニュアルの活用、今後の契約手続審査委員会の運営、低入札価格調査の導入等について

平成 29 年度 契約制度の概要、予定価格の積算に関するマニュアル、契約手続審査委員会の運営等について

- ③ 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律第 21 条の 3 の趣旨を踏まえた対応
当機構において、民間団体がその専門的な知見及び地域の特性を生かすことができるよう、
価格だけではなく、その技術性、専門性を十分考慮した参入の増大に努めた。

NPO等との契約件数

平成 26 年度	9 件
平成 27 年度	9 件
平成 28 年度	6 件
平成 29 年度	5 件

(3) 効率的な業務運営に向けた改善への取組

決算の合理化や独立行政法人会計基準改正への対応を行うため、プロジェクト管理等の分析機能や共通経費の自動配賦などの経理システムの再構築作業を実施し、平成 28 年度から本格稼働させた。

新経理システムの導入に併せて、給与等の支払義務が確定している経費について手続きの簡素化を図るなどの業務改善を行った。

平成 29 年 7 月から職員の出張について、財務部に出張手配を行うチームを設置するとともに旅費マニュアルを改定し、出張手配の一元的な処理を開始した。これにより、機構全体の出張手配のルール統一化と手続きの効率化を図った。

3. 業務における環境配慮

■中期目標

業務における環境配慮に徹底し、環境負荷の低減を図るため、以下の取組を推進すること。

- (1) 毎年度「環境報告書」を作成し、これを公表すること。
- (2) 温室効果ガスの排出削減については、温室効果ガス排出量の削減に向けた政府方針を達成するための取組を着実に行うこと。

■中期計画

温室効果ガス排出量の削減に向けた政府方針の達成を含め、環境負荷の低減を図るため、環境配慮の実行計画を定め、業務における環境配慮を徹底するとともに、自己点検を実施する。

また、毎年度環境報告書を作成し、公表する。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律

（平成 16 年法律第 77 号）第 9 条

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
温室効果ガス排出量(温室効果ガス)	18 年度比で 35%削減 (改正前の目標)	18 年度比	▲44.2%	▲50.0%	▲52.4%	(▲43.3%) (※1 参考値)	—	
	25 年度比で 10%削減 (改正後の目標)	25 年度比	—	—	—	▲7.6% (※2 暫定値)		

※1 改正前の目標に対する削減率。

※2 2016 年度の CO₂ 排出係数を用いた数値であるため、暫定値としている。

<その他の指標>

—

<評価の視点>

中期計画に対して十分な取組がなされているか。

■評定と根拠

<中期目標期間評価（見込評価）の自己評定>

26年度～28年度は主務大臣評価。29年度及び中期目標期間評価（見込評価）は自己評価。

年度評価					中期目標期間評価	
26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	見込評価	期間実績評価
B	B	B	B		B	

（注）標語（主務大臣評価）において、重要度「高」は「○」を付す。難易度「高」は下線を引く。

<根拠>

● 背景

当機構では、事業活動そのものが環境分野に該当するものであることを認識した上で、政府の地球温暖化対策計画等の策定を踏まえて、「独立行政法人環境再生保全機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」（以下「機構実施計画」という。）を定め、温室効果ガスの排出量を削減するなどの取組を行っている。また、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16年法律第77号）に基づき、毎年度「環境報告書」を作成し、公表を行っている。

● 実施状況（平成26～29年度）及び今後（平成30年度）の予定

温室効果ガス排出量の削減については、平成20年度に18年度比で35%削減を目標とする機構実施計画を定め、第2期中期目標期間を通じ取り組んできた実績等を踏まえて、平成27年度に、平成27年度から平成30年度までの第3期中期目標期間中において平成25年度の実績値（18年度比35%削減）をさらに下回ることを目標として削減に取り組んだ。この結果、平成27年度は50.0%の削減を、28年度は52.4%の削減をそれぞれ達成することができた。

こうした中で、パリ協定を受けて「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成28年5月13日閣議決定）や「環境省実施計画（平成29年3月）」が定められたこと等を踏まえて、当機構においても機構実施計画を改正し、2020年（平成32年）度までに温室効果ガス排出量を2013年（平成25年）度比で10%削減とする新たな目標を設定し、目標達成を目指して省エネルギー、省資源及び廃棄物の排出抑制等に取り組んだ。

また、「環境報告書」については、環境報告として電気使用量、用紙使用量、ごみ排出量及び温室効果ガス排出量の削減目標への達成状況等を報告するとともに、機構の環境保全に関する考え方や最新の活動状況等を報告することを目的として、毎年度作成・公表を行った。

平成30年度についても、上記取組について着実に実施していく予定である。

以上のとおり、中期計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評定をBとした。

■課題と対応等

- ・業務における環境配慮については、上記実績等を踏まえると、おおむね目標水準を達成できる見込み。
- ・第4期中期目標期間においても、引き続き、省エネルギー、省資源、廃棄物の排出抑制等に取り組む。

■主要な業務実績

「機構実施計画」に基づき温室効果ガス排出量の削減に取り組み、平成26～28年度は削減目標（改正前）を達成することができた。この間の取組では、平成27年3月から川崎の本部ビルで取り組んだ蛍光灯のLED化による電気使用量の削減が貢献している。

温室効果ガス排出量の削減目標について、平成28年度までは削減対象を事務所における照明及びコンセントとしていたが、平成29年度からはサーバ室や空調も含めたオフィス全体の電気の使用による温室効果ガスの総排出量を、2013年度（平成25年度）を基準として、2030年度（平成42年度）までに40%削減することとし、中間目標として2020年度（平成32年度）までに10%削減することを掲げ、引き続き、新たな目標の達成に向けて取組を行っているところである。

また、毎年度環境配慮の実行計画を定め、業務における環境配慮を徹底するとともに、自己点検（平成27年度からは年に2回実施）を行った。

<機構実施計画に基づくERCAの温室効果ガス削減状況>

評価対象となる指標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	26年度	27年度	28年度	29年度
温室効果ガス排出量 (温室効果ガス量)	18年度比で35%削減 (改正前の目標)	▲44.2%	▲50.0%	▲52.4%	(▲43.3%) (※1参考値)
	25年度比で10%削減 (改正後の目標)	—	—	—	▲7.6% (※2暫定値)

※1 改正前の目標に対する削減率。

※2 2016年度のCO₂排出係数を用いた数値であるため、暫定値としている。

さらに、「国等による環境物品の調達の推進等に関する法律」に基づき、環境物品等の調達の推進を図るための方針を毎年度定め、平成27年度及び28年度については調達目標を達成することができた（達成率：26年度97%、27年度100%、28年度100%）。平成29年度についても調達目標を達成できる見込みである。

そのほか、環境保全等の社会貢献事業への支援を目的とした社会貢献債（ソーシャル・ボンド）を、機構の趣旨に合致した債券として、平成28年度は6億円、平成29年度は12億円を購入し

た。

毎年度の環境報告書の作成、公表については、業務実施に付随する環境配慮に関する機構の取組についての報告を基本としながらも、機構の事業活動そのものが環境分野の諸課題の解決に貢献するものであることから、各事業における主な実績について、国や企業等との連携事例を中心として報告を行った。さらに、毎年度、機構の主要事業における各種取組を特集として取り上げるとともに、古着や非常食の寄付等の社会貢献活動についても報告を行う等、広く国民に当機構の業務を知ってもらう情報発信ツールとして活用を図った。

<環境報告書における特集記事>

年度	特集記事
26 年度	<p>【テーマ】 業務の質の向上を目指して実施した取組</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 創設 20 周年を迎えた地球環境基金における今後の 20 年先を見据えた事業の見直しについて（助成メニューの多様化と目的の明確化、若手プロジェクトリーダーの育成を支援等） ・ 公害健康被害予防事業における大気環境改善に向けた取組みについて（大気浄化植樹事業の取組、大気環境に関する講演会の取組等） ・ 石綿健康被害救済制度の充実に向けた取組みについて（被認定者に関するばく露状況等調査の実施、海外の石綿健康被害救済制度に関する情報の収集等）
27 年度	<p>【テーマ】 各種事業における人材育成に係る取組</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ERCA の各種事業を支えている方々を対象とした人材育成の取組について（NPO・NGO における若手プロジェクトリーダーの育成支援プログラム、地域においてぜん息等患者の自己管理支援を行う専門スタッフの育成サポート等） ・ ERCA 内部での職員への人材育成について（環境施策のエキスパートを目指した人材育成等）
28 年度	<p>【テーマ】 環境を担う若い世代を対象とした啓発事業</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地球環境基金事業における高校生・ユースの環境ネットワークの構築を目的とした全国ユース環境ネットワーク事業の開始 ・ 公害健康被害予防事業における子どもたちへのぜん息等の正しい知識と自己管理方法に関する啓発を目的とした自己管理支援事業 ・ ecocon（全国大学生環境活動コンテスト）の実行委員会の学生スタッフを招き、環境を担う次世代の育成の支援をテーマとした意見交換会の実施

年度	特集記事
29 年度	<p>【テーマ】 科学技術や社会的な仕組みづくりに関する調査研究事業に係る取組</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2016 年 10 月に環境省から E R C A に移管された環境研究総合推進業務を中心に、E R C A の事業において実施している調査研究の紹介 ・ 環境省における環境研究総合推進費の環境研究企画委員長とプログラムディレクターを招き、「環境研究の現状と方向性」、「E R C A の環境研究業務に今後期待すること」等をテーマとした座談会の実施

Ⅲ. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1. 予算、収支計画、資金計画

■中期目標

自己収入・寄付金の確保に努め、「Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮した中期計画の予算及び資金計画を作成し、当該予算による運営を行うこと。

なお、毎年度の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

■中期計画

別紙のとおり

毎年度の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

（注）中期計画における「別紙」は省略する。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

—

<その他の指標>

—

<評価の視点>

- ・ 計画予算と実績について「Ⅲ. 業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮したものとなっているか。
- ・ 運営費交付金について運営費交付金債務の発生要因等について分析が行われているか。

■評定と根拠

<中期目標期間評価（見込評価）の自己評定>

26年度～28年度は主務大臣評価。29年度及び中期目標期間評価（見込評価）は自己評価。

年度評価					中期目標期間評価	
26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	見込評価	期間実績評価
B	B	B	B		B	

（注）標語（主務大臣評価）において、重要度「高」は「○」を付す。難易度「高」は下線を引く。

<根拠>

● 背景

第3期中期目標に基づき、国からの財源措置及び自己収入、寄付金等の収入を踏まえた中期計画の予算及び資金計画を作成している。毎年度において国から財源措置された運営費交付金等を踏まえ年度計画予算を作成している。

また、運営費交付金債務の管理など予算執行状況の定期的な把握を行うことで、執行管理を適切に実施することとしている。

● 実施状況（平成 26～29 年度）及び今後（平成 30 年度）の予定

各年度とも、計画予算に基づく予算執行状況の定期的な把握など執行管理を適切に実施した。平成 30 年度においても引き続き作成された予算の適切な執行管理を行う。

■課題と対応等

第 4 期中期目標期間においても、計画予算に基づく予算執行状況の定期的な把握など執行管理を適切に実施していく。

■主要な業務実績

1. 平成 26～29 年度（予算、収支計画、資金計画）については、別表のとおり。

2. 運営費交付金債務の発生状況

各勘定の平成 26～29 年度の運営費交付金債務残高は下記のとおり。

（単位：百万円）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
公健勘定	76	92	86	21
基金勘定	122	187	174	58
研究勘定	—	—	5	78
承継勘定	162	227	187	38
合計	360	506	451	195

3. 財務の状況

（1）各勘定別の平成 26～29 年度の総利益は以下のとおりである。

（単位：百万円）

	①計画額	②実績額	主な発生要因
公健勘定	△21	181	業務経理の厚生年金基金の代行返上益及び二種経理において特定賦課金の収益が少なかったことによる損失、業務の効率化による経費の縮減
石綿勘定	—	—	
基金勘定	—	108	業務の効率化による経費の縮減
研究勘定	—	23	業務の効率化による経費の縮減
承継勘定	1,997	8,152	建設譲渡事業に係る貸倒引当金戻入分及び利息収支差、業務の効率化による経費の縮減
合計	1,976	8,465	

（2）各勘定の平成 26～29 年度の利益剰余金（積立金）は、以下のとおりである。

（単位：百万円）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
公健勘定	742	699	637	718
基金勘定	—	—	51	108
研究勘定	—	—	12	23
承継勘定	19,816	21,735	22,970	25,362
合計	20,558	22,433	23,669	26,212
うち前中期目標期間 繰越積立金	17,877	17,808	17,779	17,747

(3) 資金の運用

第3期中期目標期間については、引き続き低金利が続くなか、平成28年2月に実施されたマイナス金利政策の影響により、運用環境が一層厳しくなったことから、

- ① 公害健康被害予防基金、地球環境基金については、事業財源の確保と将来的な金利変動対応の両面を考慮した運用の方向性を整備した上で、償還時期の分散化に資するため、中長期（5年・10年）の債券から超長期（20年・30年）の幅広い年限の債券を購入する等、多様な運用を行った。

さらに、効率的かつ有益な運用環境を整備するため、有価証券に関する主務大臣の指定についての改正により、一般担保付社債に加え無担保社債も対象となり、有価証券の取得範囲が拡大した。

- ② その他の資金については、将来的なキャッシュ・フローを精査し、資金の一部を短期運用から中期の債券による運用へシフトするとともに、直近の大口定期預金等の引き受け状況等から、より引き受けしやすい預入期間・金額に変更する等、弾力化を図った。

これらの取組の結果、全体の資産が増額となっている中でも、マイナス金利政策の実施後の平成28年度に比し、普通預金残額の圧縮を図る等、効率的かつ効果的な運用に努めた。

○資金別・種類別の平均残額対比

(単位：百万円)

【平成26年度】					資産合計
普通預金	大口定期	譲渡性預金	有価証券等	運用残高十	
A	B	C	D	B+C+D=E	A+E
6,327	9,762	159,279	94,879	263,920	270,247
2.34%	3.61%	58.94%	35.11%	97.66%	100%

【平成27年度】					資産合計
普通預金	大口定期	譲渡性預金	有価証券等	運用残高十	
A	B	C	D	B+C+D=E	A+E
6,896	27,693	149,531	94,246	271,470	278,366
2.48%	9.95%	53.72%	33.85%	97.52%	100%

【平成28年度】					資産合計
普通預金	大口定期	譲渡性預金	有価証券等	運用残高十	
A	B	C	D	B+C+D=E	A+E
51,206	48,544	82,688	103,583	234,815	286,021
17.90%	16.97%	28.91%	36.22%	82.10%	100%

【平成29年度】					資産合計
普通預金	大口定期	譲渡性預金	有価証券等	運用残高十	
A	B	C	D	B+C+D=E	A+E
40,021	73,612	53,620	128,035	255,267	295,288
13.55%	24.93%	18.16%	43.36%	86.45%	100%

第3 中期目標期間の計画額及び実績額

(1) 予算

① 総計	別表－1
② 公害健康被害補償予防業務勘定	別表－2
③ 石綿健康被害救済業務勘定	別表－3
④ 環境保全研究・技術開発勘定	別表－4
⑤ 基金勘定	別表－5
⑥ 承継勘定	別表－6

(2) 収支計画

⑦ 総計	別表－7
⑧ 公害健康被害補償予防業務勘定	別表－8
⑨ 石綿健康被害救済業務勘定	別表－9
⑩ 環境保全研究・技術開発勘定	別表－10
⑪ 基金勘定	別表－11
⑫ 承継勘定	別表－12

(3) 資金計画

⑬ 総計	別表－13
⑭ 公害健康被害補償予防業務勘定	別表－14
⑮ 石綿健康被害救済業務勘定	別表－15
⑯ 環境保全研究・技術開発勘定	別表－16
⑰ 基金勘定	別表－17
⑱ 承継勘定	別表－18

H26～H29計画予算（総計）

（単位：百万円）

区分	計画額	実績額	差額
[収入]			
運営費交付金	12,333	11,829	△505
国庫補助金	3,871	3,851	△20
その他の政府交付金	47,929	47,761	△168
都道府県補助金	3,000	2,824	△176
長期借入金	7,800	-	△7,800
業務収入	164,748	169,040	4,293
受託収入	25	26	0
運用収入	4,584	4,635	51
その他収入	769	1,387	618
計	245,058	241,353	△3,705
[支出]			
業務経費	220,337	200,308	△20,029
公害健康被害補償予防業務経費	177,680	166,136	△11,544
うち人件費	1,372	1,163	△210
石綿健康被害救済業務経費	18,637	15,117	△3,520
うち人件費	1,226	1,021	△204
環境保全研究・技術開発業務経費	5,233	5,135	△98
うち人件費	107	101	△6
基金業務経費	17,066	12,698	△4,368
うち人件費	580	518	△61
承継業務経費	1,720	1,221	△499
うち人件費	749	601	△149
受託経費	25	26	0
借入金等償還	22,885	22,885	-
支払利息	228	204	△24
一般管理費	3,472	3,309	△164
うち人件費	1,593	1,488	△104
予備費	547	-	△547
計	247,494	226,731	△20,763

別表-2

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
[収入]			
運営費交付金	1,383	1,291	△92
国庫補助金	971	951	△20
その他の政府交付金	31,830	31,822	△8
業務収入	141,289	130,527	△10,762
運用収入	2,781	2,761	△20
その他収入	16	46	30
計	178,269	167,398	△10,872
[支出]			
業務経費			
公害健康被害補償予防業務経費	177,680	166,136	△11,544
うち人件費	1,372	1,163	△210
一般管理費	1,089	1,081	△8
うち人件費	508	464	△43
予備費	98	-	△98
計	178,867	167,217	△11,650

別表-3

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
[収入]			
その他の政府交付金	16,099	15,939	△160
業務収入	3,220	3,271	51
受託収入	25	26	0
その他収入	209	491	281
計	19,553	19,727	173
[支出]			
業務経費			
石綿健康被害救済業務経費	18,637	15,117	△3,520
うち人件費	1,226	1,021	△204
受託業務費	25	26	0
一般管理費	1,182	1,091	△91
うち人件費	536	501	△36
計	19,844	16,233	△3,611

別表-4

(環境保全研究・技術開発業務勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
[収入]			
運営費交付金	5,380	5,380	-
その他収入	-	0	0
計	5,380	5,380	0
[支出]			
業務経費			
環境保全研究・技術開発業務経費	5,233	5,135	△98
うち人件費	107	101	△6
一般管理費	152	144	△9
うち人件費	58	53	△5
計	5,385	5,279	△106

別表-5

(基金勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
[収入]			
運営費交付金	3,675	3,488	△187
国庫補助金	2,900	2,900	-
都道府県補助金	3,000	2,824	△176
運用収入	1,803	1,875	72
その他収入	224	276	52
計	11,601	11,363	△239
[支出]			
業務経費			
基金業務経費	17,066	12,698	△4,368
うち人件費	580	518	△61
一般管理費	583	565	△18
うち人件費	272	270	△2
予備費	226	-	△226
計	17,875	13,263	△4,612

(承継勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
[収入]			
運営費交付金	1,896	1,669	△226
長期借入金	7,800	-	△7,800
業務収入	20,239	35,242	15,004
その他収入	320	574	255
計	30,254	37,486	7,232
[支出]			
業務経費			
承継業務経費	1,720	1,221	△499
うち人件費	749	601	△149
借入金等償還	22,885	22,885	-
支払利息	228	204	△24
一般管理費	466	429	△37
うち人件費	219	200	△19
予備費	224	-	△224
計	25,523	24,739	△784

(注) 総計および各勘定における各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

H26～H29収支計画（総計）

（単位：百万円）

区分	計画額	実績額	差額
費用の部	241,117	233,544	△7,573
經常費用	241,117	233,378	△7,740
公害健康被害補償予防業務経費	177,721	165,968	△11,753
石綿健康被害救済業務経費	18,637	15,115	△3,522
環境保全研究・技術開発業務経費	5,233	5,073	△160
基金業務経費	17,099	12,998	△4,101
承継業務経費	17,194	29,559	12,366
受託業務費	25	24	△1
一般管理費	4,813	4,258	△555
減価償却費	182	190	8
雑損	-	5	5
財務費用	215	189	△26
臨時損失	-	167	167
収益の部	242,533	241,872	△662
經常収益	242,533	241,529	△1,004
運営費交付金収益	12,177	11,390	△787
国庫補助金収益	971	912	△59
その他の政府交付金収益	35,268	34,803	△465
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	16,381	13,193	△3,187
ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金預り金取崩益	12,180	8,311	△3,869
業務収入	158,505	159,619	1,114
運用収入	4,654	4,700	46
受託収入	25	24	△1
その他の収益	271	5,338	5,066
財務収益	2,101	3,239	1,138
臨時利益	-	343	343
純利益	1,416	8,327	6,912
前中期目標期間繰越積立金取崩額	560	137	△422
総利益	1,976	8,465	6,489

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
費用の部	178,902	167,117	△11,785
経常費用	178,902	167,112	△11,790
公害健康被害補償予防業務経費	177,721	165,968	△11,753
補償業務経費	174,075	162,723	△11,352
予防業務経費	3,646	3,245	△401
一般管理費	1,096	1,045	△52
減価償却費	85	99	14
財務費用	-	0	0
臨時損失	-	5	5
収益の部	178,322	167,161	△11,161
経常収益	178,322	166,824	△11,497
運営費交付金収益	1,370	1,191	△179
国庫補助金収益	971	912	△59
その他の政府交付金収益	31,830	31,809	△21
業務収入	141,297	130,045	△11,252
資産見返負債戻入	39	50	10
運用収入	2,798	2,796	△2
財務収益	16	2	△13
雑益	-	19	19
臨時利益	-	337	337
純利益（△純損失）	△581	44	625
前中期目標期間繰越積立金取崩額	560	137	△422
総利益（△総損失）	△21	181	202

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
費用の部	19,892	16,261	△3,631
経常費用	19,892	16,261	△3,631
石綿健康被害救済業務経費	18,637	15,115	△3,522
受託業務費	25	24	△1
一般管理費	1,182	1,072	△110
減価償却費	48	50	2
財務費用	-	0	0
臨時損失	-	0	0
収益の部	19,892	16,261	△3,631
経常収益	19,892	16,261	△3,631
石綿健康被害救済基金預り金取崩益	16,381	13,193	△3,187
受託収入	25	24	△1
その他の政府交付金収益	3,438	2,994	△444
資産見返負債戻入	48	49	1
臨時利益	-	0	0
純利益	-	-	-
総利益	-	-	-

(環境保全研究・技術開発業務勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
費用の部	5,385	5,224	△162
経常費用	5,385	5,218	△167
環境保全研究・技術開発業務経費	5,233	5,073	△160
一般管理費	152	143	△9
減価償却費	0	3	2
財務費用	-	0	0
臨時損失	-	6	6
収益の部	5,385	5,247	△138
経常収益	5,385	5,242	△144
運営費交付金収益	5,385	5,239	△146
資産見返負債戻入	0	2	2
臨時利益	-	6	6
純利益	-	23	23
総利益	-	23	23

(基金勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
費用の部	17,701	13,575	△4,126
経常費用	17,701	13,575	△4,126
基金業務経費	17,099	12,998	△4,101
地球環境基金業務費	3,649	3,404	△245
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理業務費	12,271	8,383	△3,888
維持管理積立金業務費	1,179	1,212	33
一般管理費	583	554	△29
減価償却費	19	22	4
財務費用	-	0	0
収益の部	17,701	13,683	△4,017
経常収益	17,701	13,683	△4,017
運営費交付金収益	3,616	3,413	△204
ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金預り金取崩益	12,180	8,311	△3,869
運用収入	1,856	1,904	48
資産見返負債戻入	17	20	2
寄附金収益	31	36	5
純利益	-	108	108
総利益	-	108	108

(承継勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
費用の部	19,237	31,368	12,130
経常費用	19,237	31,211	11,974
承継業務費	17,194	29,559	12,366
一般管理費	1,799	1,444	△355
減価償却費	30	15	△14
財務費用	215	189	△26
雑損	-	5	5
臨時損失	-	156	156
収益の部	21,234	39,520	18,286
経常収益	21,234	39,520	18,286
運営費交付金収益	1,806	1,548	△258
事業資産譲渡元金収入	17,207	29,573	12,366
資産見返負債戻入	30	15	△15
財務収益	2,085	3,236	1,151
雑益	106	5,147	5,041
純利益	1,997	8,152	6,155
総利益	1,997	8,152	6,155

(注) 総計および各勘定における各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

H26～H29資金計画（総計）

（単位：百万円）

区分	計画額	実績額	差額
資金支出	1,377,693	1,521,486	143,794
業務活動による支出	230,056	212,728	△17,328
投資活動による支出	1,088,828	1,218,128	129,300
財務活動による支出	22,894	22,899	4
翌年度への繰越金	35,914	67,731	31,817
資金収入	1,377,693	1,521,487	143,794
業務活動による収入	259,354	266,904	7,550
運営費交付金収入	11,889	11,829	△60
国庫補助金収入	3,871	3,841	△30
その他の政府交付金収入	47,929	47,757	△172
都道府県補助金収入	3,000	2,959	△41
業務収入	153,805	167,676	13,871
運用収入	4,765	4,716	△49
政府受託収入	14	16	3
その他の収入	34,081	28,110	△5,972
投資活動による収入	1,079,706	1,215,325	135,618
財務活動による収入	7,839	32	△7,807
前年度よりの繰越金	30,794	39,226	8,433

(公害健康被害補償予防業務勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
資金支出	378,305	365,812	△12,493
業務活動による支出	179,028	167,631	△11,397
投資活動による支出	187,689	188,491	802
財務活動による支出	7	9	2
翌年度への繰越金	11,581	9,681	△1,900
資金収入	378,305	365,812	△12,493
業務活動による収入	167,242	166,260	△983
運営費交付金収入	1,298	1,291	△7
国庫補助金収入	971	941	△30
その他の政府交付金収入	31,830	31,818	△12
業務収入	130,346	129,406	△941
運用収入	2,797	2,785	△12
その他の収入	-	19	19
投資活動による収入	193,370	192,839	△531
前年度よりの繰越金	17,693	6,713	△10,980

(石綿健康被害救済業務勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
資金支出	374,388	513,728	139,340
業務活動による支出	20,100	16,309	△3,791
投資活動による支出	351,500	484,522	133,022
財務活動による支出	-	0	0
翌年度への繰越金	2,787	12,896	10,109
資金収入	374,388	513,728	139,340
業務活動による収入	19,542	19,717	175
その他の政府交付金収入	16,099	15,939	△160
業務収入	3,220	3,271	51
政府受託収入	14	16	3
その他の収入	209	491	281
投資活動による収入	351,500	484,500	133,000
前年度よりの繰越金	3,346	9,511	6,165

(環境保全研究・技術開発業務勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
資金支出	5,385	5,418	32
業務活動による支出	5,383	5,079	△304
投資活動による支出	-	46	46
財務活動による支出	-	0	0
翌年度への繰越金	3	293	290
資金収入	5,385	5,418	32
業務活動による収入	5,380	5,380	0
運営費交付金収入	5,380	5,380	0
その他の収入	-	0	0
前年度よりの繰越金	5	38	32

(基金勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
資金支出	583,454	575,423	△8,031
業務活動による支出	22,426	20,172	△2,253
投資活動による支出	549,248	522,580	△26,667
財務活動による支出	1	3	2
翌年度への繰越金	11,779	32,667	20,888
資金収入	583,454	575,423	△8,031
業務活動による収入	45,135	37,953	△7,182
運営費交付金収入	3,501	3,488	△13
国庫補助金収入	2,900	2,900	-
都道府県補助金収入	3,000	2,959	△41
運用収入	1,968	1,931	△37
その他の収入	33,766	26,675	△7,091
投資活動による収入	534,623	516,440	△18,183
財務活動による収入	39	32	△7
前年度よりの繰越金	3,657	20,998	17,341

(承継勘定)

(単位：百万円)

区分	計画額	実績額	差額
資金支出	36,160	61,106	24,946
業務活動による支出	3,119	3,537	418
投資活動による支出	391	22,489	22,098
財務活動による支出	22,886	22,886	0
翌年度への繰越金	9,764	12,194	2,430
資金収入	36,160	61,106	24,946
業務活動による収入	22,055	37,594	15,539
運営費交付金収入	1,709	1,669	△40
業務収入	20,239	35,000	14,761
その他の収入	106	924	818
投資活動による収入	214	21,546	21,332
財務活動による収入	7,800	-	△7,800
前年度よりの繰越金	6,092	1,967	△4,125

(注) 総計および各勘定における各欄積算と合計欄の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

2. 承継業務に係る債権・債務の適切な処理

■中期目標

破産更生債権及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権について、債務者の経営状況を見極めつつ、回収と迅速な償却に取り組むことによって、本中期目標期間中にこれらの正常債権以外の債権を100億円以下にすることを目標とする。なお、経済情勢の変化に伴い正常債権以外の債権の新たな発生も予想されることから、これらの正常債権以外の債権に対する取組状況が明確になるように、債権区分ごとに、回収額、償却額、債権の区分移動の状況を明示するものとする。

また、本中期目標期間内に完済の見込めない債権は、サービスを積極的に活用するなど効率的に債権回収を行い、回収率の向上及び回収額の増大に取り組むこと。

なお、本債権管理回収の業務を行っている組織体制については、その業務実施状況等を踏まえつつその縮減を検討し、本中期目標期間中に所要の結論を得ること。

■中期計画

(1) 承継業務においては、旧環境事業団から承継された建設譲渡事業及び貸付事業に係る債権の回収を進め、同事業の財源となった財政融資資金の返済を確実に行っていく必要がある。

平成26年度期首において約220億円と見込まれる破産更生債権及びこれに準ずる債権並びに貸倒懸念債権（以下「正常債権以外の債権」という。）の残高を第三期中期目標期間中に100億円以下に圧縮することを目指す。

なお、経済情勢の変化に伴い、正常債権以外の債権の新たな発生も予想されることから、これらの正常債権以外の債権に対する取組状況が明確になるように、債権区分ごとに、回収額、償却額、債権の区分移動の状況を明示することとする。

上記目標を達成するために以下の①～④を実施する。

① 約定弁済先の管理強化

正常債権に係る債務者を含む債務者個々の企業の財務収支状況、資金繰り、金融機関との取引状況等債務者企業の経営状況の把握に努めるとともに、約定弁済先が万一、経営困難に陥るなど、弁済が滞る恐れが生じた場合や滞った場合には迅速かつ適切な措置を講ずる。

② 返済懲憑

延滞債権は的確に返済確実性を見極め、償却処理、法的処理を実施するほか、民事再生法、特定調停等による回収計画の策定等、透明性を確保しつつ弁済方法の約定化に努める。

③ 法的処理

債権の保全と確実な回収を図るため、訴訟、競売等法的処理が適当と判断されるものについては厳正な法的処理を進める。

④ 償却処理

形式破綻、あるいは実質破綻先で担保処分に移行することを決定したもの等、償却適状となった債権は迅速に償却処理する。

(2) サービスの活用と借入金等の完済

返済確実性を見込めない債権は、サービスを積極的に活用し、回収強化を図る。

また、財政融資資金の借入金の返済、機構債券の償還を着実に実施し、第三期中期目標期間

中に完済することとする。

なお、借入金等の返済のための資金調達に当たっては、市中の金利情勢等を考慮し、極力有利な条件での借入れを行い、調達コストの抑制を図る。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

独立行政法人環境再生保全機構法附則第7条第1項（平成15年法律第43号）

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	(参考情報) 当該年度までの累積値 等、必要な情報
正常債権 以外の債 権残高 (計画値)	最終 年度 に 100 億 円 以下	約 220 億円	196 億円 (対前年 度▲24 億 円)	150 億円 (対前年 度▲17 億 円)	133 億円 (対前年 度▲17 億 円)	116 億円 (対前年 度▲17 億 円)	100 億円 以下 (対前年 度▲16 億 円、期間 中累計 ▲120 億 円)	最終年度の 達成目標を 踏まえつつ、 平成 26 年度 の実績を反 映し、平成 27 年度以降 の計画値を 設定。
正常債権 以外の債 権残高 (実績値) 及び 圧縮額累 計			167 億円 (対前年 度▲51 億 円) 51 億円	115 億円 (対前年 度▲53 億 円) 104 億円	88 億円 (対前年 度▲26 億 円) 130 億円	47 億円 (対前年 度▲41 億 円) 171 億円		
達成度 (圧縮額 累計 / 中 期目標値)			42.5%	86.7%	108.3%	142.5%		達成度は中 期計画期間 中の目標値 である▲120 億円に対す る達成割合 を示す。

<その他の指標>

—

<評価の視点>

正常債権以外の債権残高の圧縮状況

■ 評価と根拠

<中期目標期間評価（見込評価）の自己評価>

26年度～28年度は主務大臣評価。29年度及び中期目標期間評価（見込評価）は自己評価。

年度評価					中期目標期間評価	
26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	見込評価	期間実績評価
A	A	A	A		S	

（注）標語（主務大臣評価）において、重要度「高」は「○」を付す。難易度「高」は下線を引く。

<根拠>

平成26年度期首において約220億円の正常債権以外の債権の残高を今中期目標期間中に100億円以下とする目標等を、以下により達成したため、自己評価を「S」とした。

- 約定弁済に加え、保有資産の売却態勢による回収、他金融機関借換等に伴う回収、法的再生・私的再生の活用による回収などにより総額171億円を圧縮し、平成30年3月末現在の残高は47億円となった。
- 機構として回収に対する強い姿勢を示す必要がある場面では、債権者破産等の法的手続きによる回収を実施し、前中期目標期間から係属していた6件（競売1件、仮差押2件、訴訟1件、仮処分2件）と新たに13件（競売3件、破産申立1件、仮差押2件、差押1件、訴訟4件、仮処分2件）を実施し、19件のうち15件（競売4件、破産申立1件、仮差押3件、差押1件、訴訟4件、仮処分2件）が終結した。また、私的再生の活用の一環として9債権者について再生支援協議会等との連携を行い、債務残高の圧縮を図った。
- 以上の結果、今中期目標期間中の圧縮目標値である▲120億円を、当初の3年間で達成し、その後も正常債権以外の債権残高の更なる圧縮を図った結果、目標値に対しての達成度は目標を大幅に超える142.5%となった。
- 債権圧縮の状況等に鑑み、事業管理部の縮小の一環として平成28年4月に財務資金課を債権管理課に統合し、更に、平成29年11月に事業管理部を経理部と統合するなど、組織体制の見直しを進めた。
- その他、第3期中期目標期間中の回収努力の結果として、現金約160億円を国庫に納付する予定としている。

■ 課題と対応等

今後は、回収困難案件が残るほか、経済情勢の変化等に伴って新たな正常債権以外の債権の発生等も想定されることから、引き続き個別債権の管理を厳格に行い、新たな正常債権以外の債権の発生防止、回収額の増額に努めることとする。

■主要な業務実績

(1) 「正常債権以外の債権」の圧縮

正常債権以外の債権残高は、第3期中期目標期間の初年度である平成26年度期首残高218億円から平成30年3月末現在47億円となり、目標（債権残高100億円以下（＝圧縮目標額120億円以上））を大幅に超えて達成した。

●第3期中期計画期間中債権残高等推移 (単位：億円)

	26年度	27年度	28年度	29年度
正常債権以外				
期首残高	218	167	115	88
<▲回収額>	<▲33>	<▲53>	<▲23>	<▲29>
(▲償却額)	(▲18)	(－)	(▲4)	(▲11)
【移入移出】※1	【－】	【－】	【▲1】	【－】
期末残高	167	115	88	47
正常債権				
期首残高	285	230	181	142
<▲回収額>	<▲55>	<▲49>	<▲40>	<▲34>
【移入移出】※1	【－】	【－】	【+1】	【－】
期末残高	230	181	142	108
期末残高計	397	296	230	154

※1 「【移入移出】」は正常債権と正常債権以外の債権の間での移動額を示している。

第3期中期計画に掲げた正常債権以外の債権の圧縮のための取組により、平成28年度末には圧縮目標額120億円に対する達成度は108.3%となり、当初3年間で中期目標を達成し、その後も正常債権以外の債権の更なる圧縮に努め、目標値に対しての達成度は目標を大幅に超える142.5%となった。

(2) サービスの活用

サービスの活用については、委託債権からの回収額と委託費との比率で評価を行っているところ、平成26年度18.7倍、平成27年度20.6倍、平成28年度19.1倍、平成29年度18.0倍（第2期中期目標期間平均15.8倍、第1期中期目標期間平均15.7倍）となっている。

IV. 短期借入金の限度額

■中期目標

—

■中期計画

年度内における一時的な資金不足等に対応するための短期借入金の限度額は、単年度 10,000 百万円とする。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

独立行政法人通則法第 30 条第 2 項第 4 号（平成 11 年法律第 103 号）

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期 目標期間 最終年度 値等)	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、 必要な情報
短期借入金の限度額	10,000 百万円	18,600 百 万円	5,500 百万円	2,200 百万円	—	—		一時的な資金不足等に対応するための短期借入金の限度額に対して、より少額で対応。

<その他の指標>

—

<評価の視点>

短期借入金の抑制状況

■ 評定と根拠

<中期目標期間評価（見込評価）の自己評定>

26年度～28年度は主務大臣評価。29年度及び中期目標期間評価（見込評価）は自己評価。

年度評価					中期目標期間評価	
26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	見込評価	期間実績評価
B	B	B	B		B	

（注）標語（主務大臣評価）において、重要度「高」は「○」を付す。難易度「高」は下線を引く。

<根拠>

資金の計画的、機動的な管理に努めた結果、平成28年度以降は短期借入を行わなかったことを踏まえ、自己評定を「B」とした。

■ 課題と対応等

—

■ 主要な業務実績

—

V. 不要財産又は不要財産となることを見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

■中期目標

—

■中期計画

なし

VI. 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

■中期目標

—

■中期計画

なし

VII. 剰余金の使途

■中期目標

—

■中期計画

なし

VIII. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

1. 施設及び設備に関する計画

■中期目標

—

■中期計画

なし

2. 職員の人事に関する計画

■中期目標

機構は、業務運営の効率化及び業務の質の向上に関する目標の達成を図るため、職員の資質向上のための研修に関する計画を定め、それを着実に実施するものとする。

また、人事評価制度の実施にあたっては、適正な評価制度の運用を行うとともに、それに応じた給与体系の見直しを適宜行うこと。

■中期計画

(1) 第三期中期目標期間中に、債権管理回収業務の組織体制について、業務の状況等を踏まえ、その縮減等を検討し結論を得る。

(2) 質の高いサービスの提供を行うことができるように、担当業務に必要な知識・技術の習得、職員の能力開発・人材育成を図るため、各階層、特に管理職層のマネジメント力向上に向けた各種研修を実施する。

(3) 人事評価制度の適正な運用を行い、評価結果を人事及び給与等に反映し、士気の高い組織運営に努める。

(4) 人員に関する指標

管理業務について、一層の事務処理の効率化を図るとともに、承継業務の債権残高の変動、縮小等を考慮し、業務の実施体制の検討を行い、結論を得る。

(参考)

期初の常勤職員数 140 人

期末の常勤職員数の見込み 148 人

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

—

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
政府機関等主催の外部研修の活用(講座数)	—	20講座 (25年度実績)	24講座	37講座 (当初計画: 28講座)	46講座 (当初計画: 39講座)	37講座 (当初計画: 32講座)		

政府機関等主催の外部研修の活用（参加者数）	—	25名 (25年度実績)	37名	65名 (当初計画：40名)	64名 (当初計画：42名)	58名 (当初計画：43名)		
階層別研修の実施・参加（講座数）	—	4講座 (25年度実績)	8講座	10講座 (当初計画：11講座)	7講座 (当初計画：9講座)	13講座 (当初計画：13講座)		
階層別研修の実施・参加（参加者数）	—	36名 (25年度実績)	76名	123名 (当初計画：80名)	67名 (当初計画：62名)	132名 (当初計画：102名)		
業務専門性研修の実施（講座数）		88講座 (年度当初計画講座数)	—	89講座 (当初計画：88講座)	83講座 (当初計画：92講座)	81講座 (当初計画：100講座)		

<その他の指標>

—

<評価の視点>

中期計画の各項目に対して十分な取組が検討、実施されているか。

■ 評定と根拠

<中期目標期間評価（見込評価）の自己評定>

26年度～28年度は主務大臣評価。29年度及び中期目標期間評価（見込評価）は自己評価。

年度評価					中期目標期間評価	
26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	見込評価	期間実績評価
A	B	B	B		B	

（注）標語（主務大臣評価）において、重要度「高」は「○」を付す。難易度「高」は下線を引く。

<根拠>

● 背景

（1）債権管理回収業務の組織体制の見直しについては、「Ⅱ－1. 組織運営（1）業務実施体制の見直しの検討」のとおり。

- (2) 当機構では「人材の育成」を重要なテーマと位置づけ、研修に係る中期的な計画を策定し、職員の職務遂行に必要な知識及び技能を習得させるための各種研修を実施している。実施に当たっては、毎年度、当該年度に実施する研修を具体的に定めた研修計画を策定し、同計画に基づき実施している。
- (3) 当機構では平成 18 年度から、処遇の公平性を図るとともに、個々の職員の能力向上への取組促進と組織全体のレベルアップを狙いとして人事評価制度を導入・運用しているが、第 3 期中期目標期間においてもより職員の士気向上等に資する制度となるよう適宜見直しを行い、改善を図っている。
- (4) 人員に関する指標については、「2. 職員の人事に関する計画 (4)」のとおり。

● 実施状況 (平成 26~29 年度) 及び今後 (平成 30 年度) の予定

- (1) 債権管理回収業務の組織体制の見直し及び人員に関する指標における事務処理の効率化等については、「Ⅱ-1. 組織運営 (1) 業務実施体制の見直しの検討」のとおり。
- (2) 職員の研修については、平成 26 年度に「ERCA 研修計画」を策定し、環境施策のエキスパートの育成を目指して、業務専門性研修及び階層別研修を 2 本の柱として、毎年度計画の策定・見直しを行い、各種研修を着実に実施している。その中で、平成 27 年度は、障害者雇用促進に寄与する研修を充実させるなど、職員の資質向上と併せて、働きやすい職場づくりにも寄与する研修を実施した。また、平成 28 年度からは、3 か年の研修計画を策定し、管理職をはじめとする各階層の能力向上に向けた研修については研修運営に係る PDCA サイクルの明確化等を図るための改善等に取り組んだ。さらに、平成 29 年度は、新たに自主研修として、育児休業者も対象とした E ラーニングを導入した。

平成 30 年度においても、引き続き、研修の着実な実施を通じ、組織全体としてさらなる人材育成を図ることとしている。

- (3) 人事評価制度については、平成 18 年度の導入以来一定の年数が経過したこと、「ERCA 研修計画」など人材育成を目指す施策の展開などに着手したことなどから、第 3 期中期目標期間においては、人材育成体系のさらなる高度化を図るため、人事評価制度の見直しを進めてきた。具体的には、平成 26 年度には、人事評価制度の運用に関するコンサルティングを受け、平成 27 年度は、その結果及び運用の状況を踏まえ、評価結果のフィードバック方法を見直すとともに、全職員を対象としたアンケートの実施や各部門の職員を検討メンバーとした検討会の開催等を通じて把握した課題への改善を図るべく更なる人事評価制度の見直しに取り組んだ。

こうした取組を踏まえ、平成 28 年度に新たな人事評価制度の運用を開始し、以降職員に対する説明会の実施、人事評価制度マニュアルの改正、評価者及び被評価者に対する人事評価研修の実施等を通じて当該制度の定着を図ってきている。

平成 30 年度は、引き続き、職員からの意見等を踏まえ、必要な見直しを図るとともに、新しい人事評価制度の定着を図っていく予定である。

以上のとおり、中期計画に基づく取組を着実かつ適正に実施したため、自己評定を B とした。

■課題と対応等

- ・ 職員の人事に関する計画については、上記実績等を踏まえると、おおむね目標水準を達成できる見込み。
- ・ 第4期中期目標期間においても、引き続き、組織の活性化を図るため、人事評価制度の着実な運用を行うとともに、研修内容の改善等に取り組む。

■主要な業務実績

(1) 債権管理回収業務に係る組織体制の見直し

正常債権以外の債権残高を100億円以下にするという第3期中期目標期間中の目標値を2年前倒して達成（平成28年度末残高88億円）するなど順調に業務が進行したことから、同業務を所掌する事業管理部を段階的に縮小・統合した。

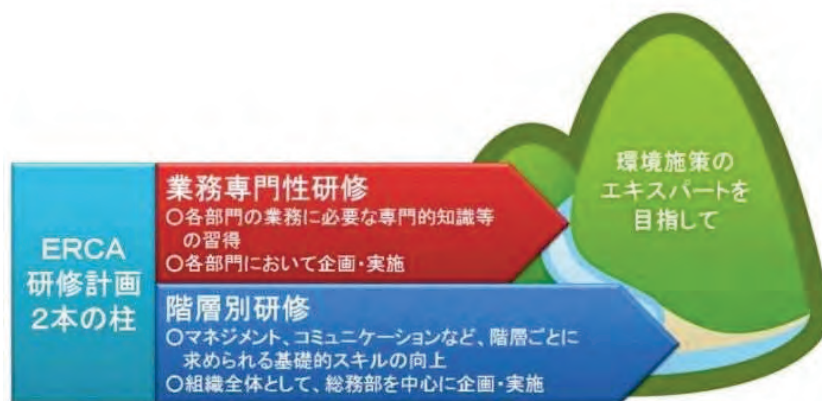
ア 事業管理部において財務資金課を債権管理課に統合し、3課体制から2課体制へと縮減（平成28年4月）

イ 平成29年度中に、事業管理部を経理部に統合する方針を決定

ウ 事業管理部を経理部に統合し、「財務部」とした（平成29年11月）

(2) 各種研修の実施等

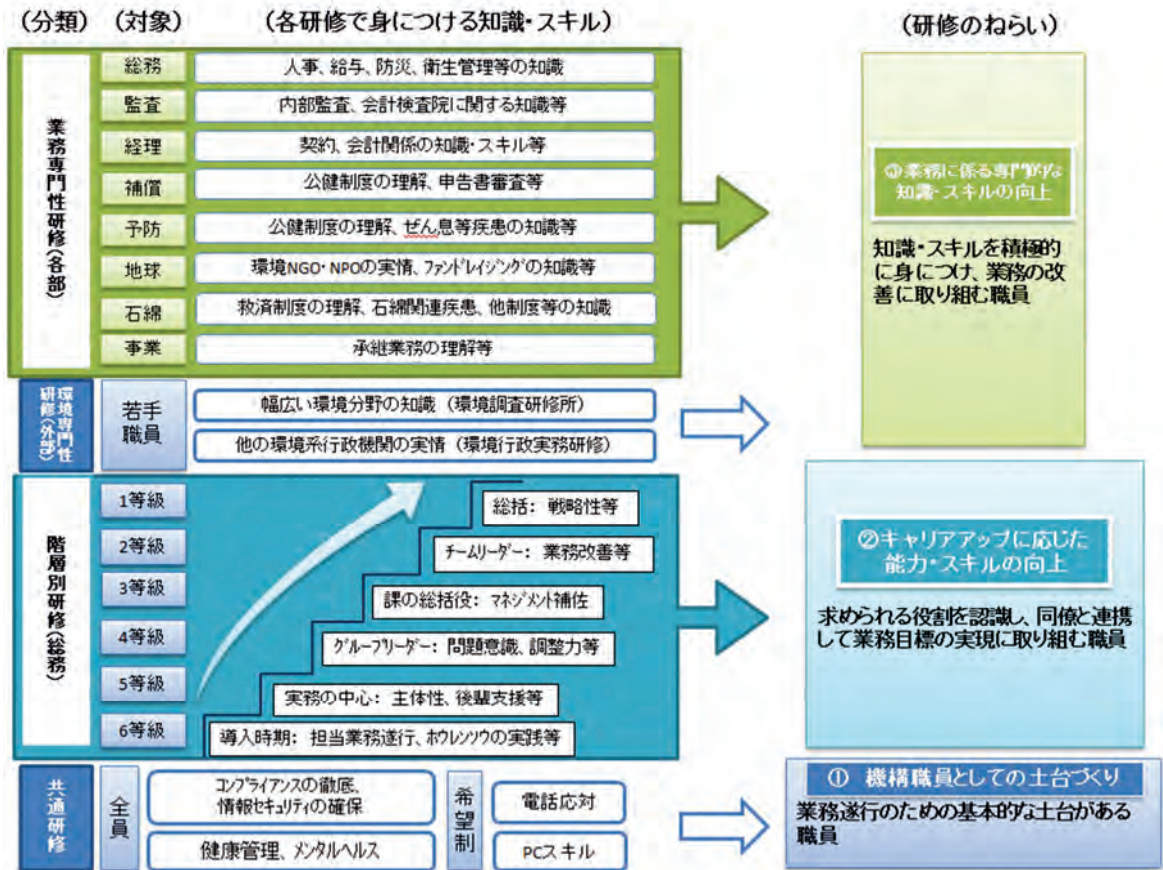
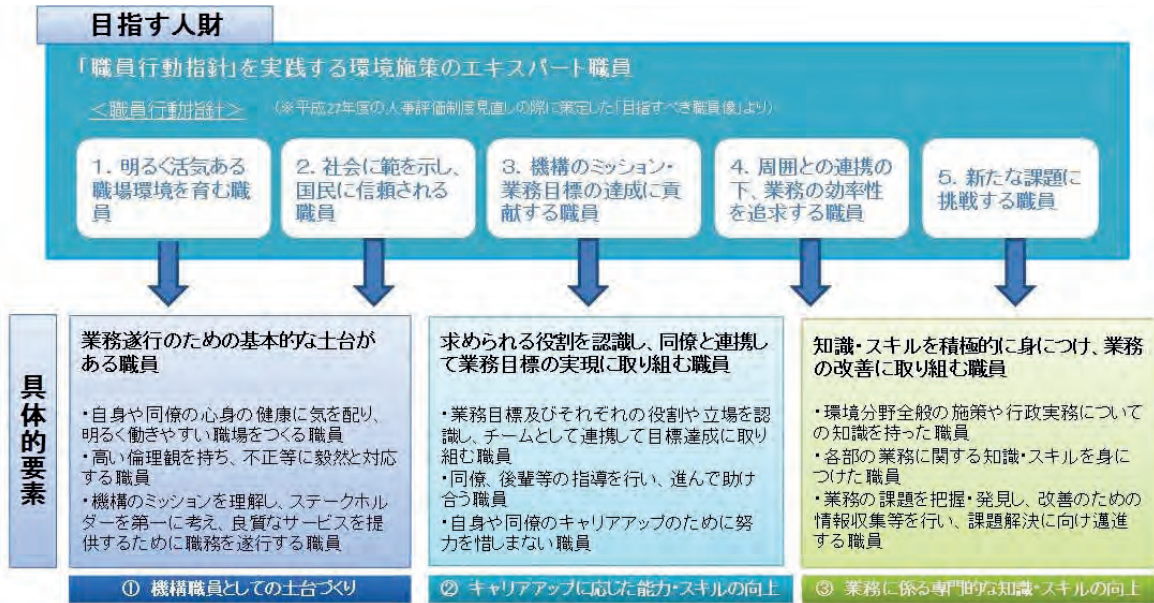
平成26年度に従前の研修体系の見直しを行い、担当業務の知識・技術の習得を目的とした「業務専門性研修」と、職員の能力開発・人材育成を目的とした「階層別研修」を2本の主要な柱とする「ERCA研修計画」を新たに定め、明確な体系のもと各種研修を実施してきた。



このうち業務専門性研修については、環境分野のエキスパートの育成を目指して各部門の業務に必要な専門知識・技術を習得するための内部研修を各部門主体で実施するとともに、会計事務、統計事務、情報システム、環境行政等に関する知識・技術を習得するため、政府機関等主催の外部研修にも職員を積極的に派遣した。

管理職をはじめとする各階層の能力向上研修については、平成28年度以降、3か年の研修計画を策定の上、階層毎の研修を計画的・体系的に行うとともに、平成28年度の研修実施実績や職員からのアンケート結果等を平成29年度の研修計画に活用する等、研修運営に係るPDCAサイクルを明確化した上で、階層別の研修を着実に実施することとしている。この他、政府機関等が主催する外部研修、業務上必要な資格の取得を支援する資格取得支援策のほか、ダイバーシティ推進に向けた障害者雇用促進・定着に関する研修等の一般研修を実施し、当機構の職員として期待される人材への育成を図っている。

「ERCA研修計画」を通じて育成を目指す人材及び同計画の研修体系は以下のとおりである。



また、第3期中期目標期間中の研修実施実績は次表のとおりである。

年度	区分	階層別研修	業務専門性研修	その他の研修 (一般、自主等)	合計
平成26年度	講座数	8講座	—	44講座(24講座)	52講座
	参加者数	76名	—	517名(37名)	593名
平成27年度	講座数	10講座	89講座(35講座)	11講座(2講座)	110講座
	参加者数	123名	939名(51名)	979名(14名)	2,041名
平成28年度	講座数	7講座	83講座(44講座)	10講座(2講座)	100講座
	参加者数	67名	838名(48名)	971名(16名)	1,876名
平成29年度	講座数	13講座	81講座(37講座)	6講座	100講座
	参加者数	132名	963名(58名)	524名	1,619名

※括弧内の数値は業務専門性研修のうち政府機関等主催の外部研修の数を示す。

このうち、第3期中期目標期間における重点目標である管理職層のマネジメント力向上については、平成25年度から開始した2等級向けの「PDCA研修」を発展させた以下の研修等を実施し、課題解決能力、プレゼンテーション能力及びマネジメント能力の育成を目指した。

年度	実施内容
平成26年度 平成27年度	2等級向け「PDCA研修」 【目的】機構の中枢を担う2等級リーダー職の課長、上席調査役及び主任調査役の課題解決能力、プレゼンテーション能力及びマネジメント能力を向上させること 【内容】業務計画中の重点課題のうち1課題をテーマとして設定。課題解決・目標達成シートを作成し、中間・年度末にプレゼンテーションを実施
平成28年度	1・2等級「経営ミーティング」 【目的】業務に対する自らの認識としての現状や課題、取組の方向性を役員へ説明し、役員と共通認識に立った上で業務を遂行していくこと 【内容】経営ミーティングシートへの記入、役員への説明、取組の方向性及び着地点の落とし込み
	3等級「PDCA研修」 【目的】今後、機構の中枢を担うこととなる3等級の課題解決能力、プレゼンテーション能力、マネジメント能力の育成 【内容】業務改善又は人材育成に関するテーマを設定。業務改善・人材育成シートを作成し、年度末に理事長及び3理事（総務部長、担当部長同席）へ報告

年度	実施内容
平成 29 年度	2・3 等級「人材育成研修」 【目的】 課題解決能力、プレゼンテーション能力、マネジメント能力等を向上させること 【内容】 マネジメント層として果たすべき役割や具体的な行動等についてグループディスカッションを行い、その討議結果を発表

(3) 人事評価制度の運営改善等

人事評価制度については、職員の士気向上及び人材育成により資する制度とするため、平成 27 年度に外部業者によるコンサルティングを実施し、評価結果のフィードバック方法を改善した。また、制度の見直しに向けて、全職員へのアンケートや理事長と職員との意見交換会を実施し、その結果等を踏まえ、平成 28 年度から新たな人事評価制度の運用（業務スキルマップの提示、目指すべき職員像の明示、指導役制度の導入等）を開始した。

【新しい人事評価制度の目指している項目】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 目指すべき職員像、職位ごとに期待される役割、業務スキルマップなど、期待される到達点の明確化と、それを上回る職員の積極的評価 ② 評価プロセスの透明化、十分なフィードバックによる納得感の向上 ③ 指導役制度の導入、指導役職員の責任と評価の明確化 ④ 課題を自ら発見し、積極的に取り組む職員の積極的評価 ⑤ 組織横断的に活躍した職員の積極的評価 |
|--|

なお、人事評価結果については、期中を通じて定期昇給及び業績手当に適正に反映した。

(4) 人員に関する指標

第 3 期中期目標期間における承継業務に係る業務実施体制については、前述のとおり、段階的に組織要員体制を縮減し、平成 29 年 11 月に事業管理部を経理部に統合し、財務部とした。

また、管理業務の効率化については、各部門に共通している事務（資金運用業務、予算執行管理業務、調達等の契約業務、情報システム管理業務、旅費関係業務等）を管理部門に一部集約するとともに、年末調整事務、法定調書作成事務の一部、給与計算事務及び出張チケットの手配業務について外部委託を実施した。さらに、予算執行管理事務の効率化等を目指して新たな経理システムを構築したほか、債権管理システムの経理システムとの連動を図る改修を行うなど、事務処理の効率化を図り、要員の効率的な配置に努めた。

こうした中で、平成 28 年 10 月に環境研究総合推進費の配分等業務が環境省から移管され、必要な体制（環境研究総合推進部）を整備した際には、必要となる要員の一部を上述した業務実施体制の見直しに伴う要員の縮減で賄うことができた。この結果、第 3 期中期目標期間における常勤職員数は期初の 140 人に対して、期末の見込は 148 人である。

3. 積立金の処分に關する事項

■中期目標

—

■中期計画

第二期中期目標期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第 44 条の処理を行ってなお積立金があるときは、主務大臣の承認を受けた金額について、公害健康被害予防事業及び債権管理回収業務等の財源並びに第二期中期目標期間以前に自己収入財源で取得し、第三期中期目標期間へ繰り越した固定資産の減価償却に要する費用等に充てることとする。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

—

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

—

<その他の指標>

—

<評価の視点>

- ・環境大臣の承認を受けた金額について、計画で定めたとおりの使用を行っているか。

■評定と根拠

<中期目標期間評価（見込評価）の自己評定>

26 年度～28 年度は主務大臣評価。29 年度及び中期目標期間評価（見込評価）は自己評価。

年度評価					中期目標期間評価	
26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	見込評価	期間実績評価
B	B	B	B		B	

（注）標語（主務大臣評価）において、重要度「高」は「○」を付す。難易度「高」は下線を引く。

<根拠>

● 背景

第 2 期中期目標期間の最終年度に、独立行政法人通則法第 44 条の処理後の積立金について主務大臣の承認を受けた。この積立金は、公害健康被害予防事業及び債権管理回収業務等の財源並びに第 2 期中期目標期間以前に自己収入財源で取得し、第 3 期中期目標期間へ繰り越した固定資産の減価償却に要する費用等に充てることとしている。

● 実施状況（平成 26～29 年度）及び今後（平成 30 年度）の予定

公害健康被害予防事業の税源及び前中期目標期間中に自己収入で取得した固定資産の減価償却について取り崩し、適正な期間損益を計上した。平成 30 年度についても適切に処理を行っていく。

■課題と対応等

—

■主要な業務実績

積立金（前中期目標期間繰越積立金）の処分実績については以下のとおりである。

（単位：百万円）

	繰越時 積立金残高 (A)	平成 26～29 年度 取崩額 (B)	平成 29 年度期末 積立金残高 (C)=(A)-(B)	(B)の用途
公健勘定	674	137	537	① 自己収入で取得した固定資産の減価償却等見合いの金額：21 百万円 ② 公害健康被害予防事業：116 百万円
承継勘定	17,210	—	17,210	
計	17,884	137	17,747	

4. その他当該中期目標を達成するために必要な事項

■中期目標

—

■中期計画

中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担の必要性が認められる場合には、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。

■当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）

—

■主要な経年データ

<主な定量的指標>

—

<その他の指標>

—

<評価の視点>

- ・中期計画期間を超える債務負担の必要性

■評定と根拠

<中期目標期間評価（見込評価）の自己評定>

26年度～28年度は主務大臣評価。29年度及び中期目標期間評価（見込評価）は自己評価。

年度評価					中期目標期間評価	
26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	見込評価	期間実績評価
B	B	B	B		B	

（注）標語（主務大臣評価）において、重要度「高」は「○」を付す。難易度「高」は下線を引く。

<根拠>

● 背景

中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担の必要性が認められる場合には、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。

● 実施状況（平成26～29年度）及び今後（平成30年度）の予定

平成26年度から平成29年度において、業務の必要性やスケールメリットなど、債務負担の必要性が認められるものについて、次期中期目標期間にわたって契約を行った。平成30年度においても引き続き実施する。

■課題と対応等

業務の必要性やスケールメリットなど、債務負担の必要性が認められるものについて、次期中期目標期間にわたって契約を行っていく。

■主要な業務実績

以下にかかる調達（予定価格 100 万円以上）について、業務の必要性やスケールメリット等を考慮し、次期中期目標期間にわたる契約を行った。

（平成 26 年度）

- ・「電話交換機等の更新及び保守業務」
（契約期間：27 年 1 月～32 年 3 月）
- ・「経理システム再構築及び運用保守業務」
（契約期間 27 年 3 月～33 年 3 月）

（平成 27 年度）

- ・「シンクライアント、セキュリティ対策システム及びファイルサーバ更新並びに運用保守業務」
（契約期間：平成 27 年 7 月～平成 31 年 11 月）
- ・「インターネット接続用 PC 環境の構築及び保守・運用業務」
（契約期間：平成 27 年 11 月～平成 32 年 3 月）

（平成 28 年度）

- ・「事務所の賃貸借契約」
（契約期間：平成 28 年 8 月～平成 32 年 3 月）
- ・「放射線画像等読影環境の整備に係る機器調達」
（契約期間：平成 28 年 8 月～平成 33 年 10 月）
- ・「新事務所における電話交換機、電話機端末等の新規導入及び保守業務（導入業務）」
（契約期間：平成 28 年 8 月～平成 33 年 9 月）
- ・「労働者派遣契約による業務補助者の確保（28 年度 9 月派遣開始分）」
（契約期間：平成 28 年 8 月～平成 31 年 8 月）
- ・「建設譲渡・貸付 債権管理システム再構築及び運用保守業務」
（契約期間：平成 28 年 10 月～平成 33 年 3 月）
- ・「複合機の賃貸借及び運用・保守業務」
（契約期間：平成 28 年 10 月～平成 32 年 11 月）
- ・「住民基本台帳ネットワークシステムに係るハードウェア等調達及び運用保守業務」
（契約期間：平成 28 年 11 月～平成 32 年 11 月）
- ・「Pay-easy（ペイジー）収納サービスの利用による汚染負荷量賦課金の収納事務に関する業務（収納機関共同利用センター）」
（契約期間：平成 28 年 11 月～平成 34 年 3 月）
- ・「シンクライアント及び接続先 PC の導入及び運用保守業務」
（契約期間：平成 28 年 12 月～平成 32 年 2 月）
- ・「汚染負荷量賦課金申告・納付書専用ドットインパクトプリンタの調達」

- (契約期間：平成 28 年 12 月～平成 34 年 2 月)
- ・「汚染負荷量賦課金徴収・審査システムサーバ機器等の更新及び保守・改修・運用支援業務」
(契約期間：平成 29 年 2 月～平成 33 年 9 月)
- ・「ビデオ会議システム導入及び保守業務」
(契約期間：平成 29 年 3 月～平成 34 年 3 月)
- (平成 29 年度)
- ・「東京事務所における室内清掃業務」
(契約期間：平成 29 年 4 月～平成 32 年 3 月)
- ・「ぜん息・COPD 電話相談事業の実施業務」
(契約期間：平成 29 年 4 月～平成 31 年 4 月)
- ・「労働者派遣契約による業務補助者の確保(29 年度 4 月派遣開始分)」
(契約期間：平成 29 年 4 月～平成 32 年 3 月)
- ・「データセンターの提供及びネットワーク回線・関連機器の調達」
(契約期間：平成 29 年 6 月～平成 34 年 2 月)
- ・「ネットワーク機器の更新及び保守業務」
(契約期間：平成 29 年 6 月～平成 34 年 9 月)
- ・「仮想基盤サーバの更新及び運用保守業務」
(契約期間：平成 29 年 9 月～平成 34 年 2 月)
- ・「労働者派遣契約による業務補助者の確保(29 年度 8 月派遣開始分)」
(契約期間：平成 29 年 8 月～平成 32 年 7 月)
- ・「労働者派遣契約による業務補助者の確保(29 年度 10 月派遣開始分及び 29 年度 11 月派遣開始分)」
(契約期間：平成 29 年 9 月～平成 32 年 10 月)
- ・「研究情報管理基盤システム構築及び運用保守業務」
(契約期間：平成 29 年 12 月～平成 32 年 3 月)
- ・「小型ファットクライアントの導入及び保守業務」
(契約期間：平成 30 年 1 月～平成 32 年 3 月)



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

この印刷物は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。